

# 第 1 2 回

## 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 ( 金 ) 午後 1 時 ~

場 所 吾北村中央公民館 2 階大ホール

## 第12回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年12月19日（金） 午後1時～  
場所：吾北村中央公民館 2階大ホール

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

#### (1) 報告事項

小委員会報告第4号 議員定数等検討小委員会報告について

#### (2) 継続協議事項

協議第45号 新町建設計画の策定について

協議第15号 地域審議会の取扱いについて〔協定項目第6号〕

協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて〔協定項目第7号〕

#### (3) 協議事項

協議第46号 条例・規則等の取扱いについて〔協定項目第12号〕

協議第47号 一部事務組合等の取扱いについて〔協定項目第14号〕

協議第48号 各種団体への補助金、交付金の取扱いについて〔協定項目第17-1号〕

協議第49号 広域行政事務組合の取扱いについて〔協定項目第23-2号〕

協議第50号 農林水産関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-12号〕

協議第51号 建設関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-14号〕

#### (4) その他

第13回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

今後の協議会の日程変更について

### 5 閉 会

## 第12回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

### (1) 報告事項

小委員会報告第3号	議員定数等検討小委員会報告について.....	P 1 ~ 6
-----------	------------------------	---------

### (2) 継続協議事項

協議第45号	新町建設計画の策定について.....	P 7
協議第15号	地域審議会の取扱いについて〔協定項目第6号〕.....	P 8 ~ 14
協議第8号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて〔協定項目第7号〕.....	P 15 ~ 24

### (3) 協議事項

協議第46号	条例・規則等の取扱いについて〔協定項目第12号〕.....	P 25 ~ 27
協議第47号	一部事務組合等の取扱いについて〔協定項目第14号〕.....	P 28 ~ 35
協議第48号	各種団体への補助金、交付金の取扱いについて〔協定項目第17-1号〕 .....	P 36 ~ 38
協議第49号	広域行政事務組合の取扱いについて〔協定項目第23-2号〕.....	P 39 ~ 40
協議第50号	農林水産関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-12号〕.....	P 41 ~ 57
協議第51号	建設関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-14号〕.....	P 58 ~ 63

### (4) その他

第13回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について.....	P 64
今後の協議会の日程変更について.....	P 64

小委員会報告第4号

平成15年12月19日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会  
会長 塩田 始 様

議員定数等検討小委員会  
委員長 黒石 利武

議員定数等検討小委員会報告について

平成15年2月18日に諮問された事案について、伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第7条に基づき、下記及び別紙のとおり報告します。

記

報告事項

- 1 議会議員の定数及び任期等に関する検討経過について(別紙1)
- 2 第7回議員定数等検討小委員会における協議結果について(別紙2)
- 3 議会議員の定数及び任期等に関する小委員会意見・選定理由について(別紙3)

## 議会議員の定数及び任期等に関する検討経過について

年 月 日	内 容
第 1 回議員定数等検討小委員会の開催 日時：平成15年2月28日(金) 午前10時～午前11時13分	< 協議内容 > ・新町の議会議員の定数及び任期、選挙区の設定について < 協議結果 > ・特例を適用するかどうか協議を行った結果、意見に相違があり継続審議。
第 2 回議員定数等検討小委員会の開催 日時：平成15年4月9日(水) 午後2時～午後3時46分	< 協議内容 > ・新町の議会議員の定数及び任期、選挙区の設定について < 協議結果 > ・在任特例を適用するか、特例を適用せず設置選挙を行うかで2つに意見が分かれ継続審議。
第 3 回議員定数等検討小委員会の開催 日時：平成15年4月25日(金) 午前10時～午後0時5分	< 協議内容 > ・新町の議会議員の定数及び任期、選挙区の設定について < 協議結果 > ・在任特例を適用するか、特例を適用せず設置選挙を行うかで2つに意見が分かれ継続審議。
第 4 回議員定数等検討小委員会の開催 日時：平成15年5月31日(土) 午前10時～午前11時5分	< 協議内容 > ・新町の議会議員の定数及び任期、選挙区の設定について < 協議結果 > ・在任特例を適用するか、特例を適用せず設置選挙を行うかで2つに意見が分かれ継続審議。
第 5 回議員定数等検討小委員会の開催 日時：平成15年11月7日(金) 午後2時～午後6時19分	< 協議内容 > ・新町の議会議員の定数及び任期、選挙区の設定について < 協議結果 > ・在任特例を適用することで意見集約。 ・在任期間、選挙区については、継続審議。
第 6 回議員定数等検討小委員会の開催 日時：平成15年11月17日(月) 午後2時～午後5時32分	< 協議内容 > ・新町の議会議員の定数及び任期、選挙区の設定について < 協議結果 > ・在任期間、選挙区について意見集約。 ・11月の協議会に小委員会報告する内容を決定。
第 7 回議員定数等検討小委員会の開催 日時：平成15年12月3日(水) 午前9時～午前10時52分	< 協議内容 > ・住民グループや伊野町区長連合会からの要望並びにご意見箱コーナーや住民説明会などの多くの住民の皆様からのご意見について ・小委員会報告内容について再協議 < 協議結果 > ・12月の協議会に小委員会報告する内容を決定。

第7回議員定数等検討小委員会における協議結果について

小委員会での協議の進め方について、各委員から様々なご意見が示されたが、第6回の小委員会でまとめた意見集約については、在任特例を望む声や設置選挙を望む声など住民の皆さまの様々な声を踏まえ、各委員が、それぞれの考えを述べ、十分な議論を尽くした結果としてまとめたものであるという意見が委員の過半数を占めたことから、小委員会としては、住民の皆さまの声について、これまでと違った角度から協議するには至らなかった。

議員定数及び任期等に関する意見集約については、11月に行った協議会への報告内容に、趣旨が変わらない程度の一部修正を加えたうえで、12月の協議会に報告することを確認した。

## 議会議員の定数及び任期等に関する小委員会意見及び選定理由

小委員会の意見集約	選 定 理 由
<p>3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年5月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</p> <p>を小委員会の意見とする。</p>	<p>協議の結果 一部の委員からは、設置選挙すべきとの意見もあったが、在任特例を適用すべきとの意見が大勢を占めたことから、小委員会の意見としては、在任特例を適用することとした。</p> <p>【在任特例を適用する主な理由】 合併までに協議された膨大な調整事項や建設計画に基づく事業などが、合併後の予算や条例等の中で、確実に実行されるよう、合併に至るまでのプロセスを熟知した議員が、一定期間、見守ることが適切と考える。</p> <p>削減した経費を、住民の福祉や投資的経費にまわすことも大切であるが、合併によって、経費を削減するレールが敷かれる訳なので、地域のことを熟知した議員が特例法で許される一定期間残って、将来の方向を見定めることのほうが、円滑かつスムーズな合併を行うためには重要なことであると考えます。</p> <p>吾北村あるいは本川村の多くの住民からは、合併すれば、議員の数は当然のごとく大幅に減ることになるが、住民の声が行政に届かなくなるのではないかと不安の声が聞かれる。合併後、新しい町に慣れ親しみ、安心して暮らせる方向が定まるまでは、在任特例を行使し、地域のことを熟知した議員が住民の声を反映させていく責任があると考えます。</p> <p>吾北村と本川村は人口が少ないものの面積（総面積470.71km<sup>2</sup>のうち伊野町は100.58km<sup>2</sup>、吾北村は161.43km<sup>2</sup>、本川村は208.70km<sup>2</sup>）は非常に広く、広いところに住民が点在しているのが現状であり、在任特例を行使し、合併後、一定期間は、対等に議員を置くべきと考える。そうすることによって合併に対する住民の不安感も払拭され、また、それぞれの議員も、新しい町の隅々まで地理や地域の実情を知ることができ、新しいまち全体のことを考えリードしていけるだけの責務が果たせるようになるものと考えます。</p> <p>《設置選挙を実施すべきという意見》 <u>合併の目的でもある行財政の効率化を図っていくことから、設置選挙を行い、その際には、吾北村と本川村に配慮した議員定数を割り振るべきと考える。</u></p> <p>特別職が解職となるため、議員も、新しい町の住民に対して自分のきちとした方針、公約をされて選挙をして頂くのが一番理想的で公平でないかと考える。</p> <p><u>伊野町の住民グループや区長連合会から、在任特例の適用に反対する旨の要望書が出されており、この住民の声を誠意をもって受け止めるためにも、設置選挙を行うべきと考える。</u></p>

小委員会の意見集約	選 定 理 由
	<p>協議の結果 設置選挙を主張する一部の委員以外の委員においては、在任期間を、平成18年5月31日とする意見の一致が得られた。</p> <p>【在任期間の理由】 在任の期間については、合併までのプロセスや地域のことを熟知した現在の議員が責任をもって、実質上、新町のスタートとなる平成17年度当初予算を審議し、執行状況を確認した上で、平成18年度当初予算の審議を行ない、次の議員に引き継ぐことが適当と思われることから、平成18年3月議会の終了後に、在任特例終了後の一般選挙を行うべきと考える。</p>
<p>在任特例適用後の議員定数は、</p> <p>20人 24人以内 26人</p> <p>の3つの案を小委員会の意見とする。</p>	<p>協議の結果 在任特例適用後の議員定数については、20人とする意見と24人以内とする意見、26人とする意見に分かれ、意見の一致を得ることができなかったことから、3案を併記して協議会に報告することとした。</p> <p>【議員定数に関する意見】 (議員定数を20人とする主な意見) ・合併本来の趣旨目的と、議会議員の倫理性を問われる観点から、26人は避けるべきであると考えている。 ・現在の3町村合計の議員数は、41人と法定定数52人よりも少ない形で施行されており、経費削減という合併の精神を尊重することからも、今までの流れを踏襲して、新しい町における法定定数26人をその削減率(21%)に基づいて算出した20人が適当と考える。 ・須崎市・中土佐町の合併では人口が約36,000人で22人としているので、新しい町の人口は、約29,000人であることを考えれば20人が適当と考える。</p> <p>(議員定数を24人以内とする主な意見) ・議員定数を考えるときに、財政削減という側面だけでなく、住民の心の問題も斟酌しなければならない。20人と26人の折衷案として24人以内で調整することが適当と考える。 ・26人は多いと思われ、在任期間中に現議員さんに十分な役割を果たして頂き、その後は24人以内としてほしい。</p> <p>(議員定数を26人とする主な意見) ・合併して面積が広くなり住民のニーズを十分にくみ取れるかといった心配もあるし、また、人口の少ない村にも、少しでも多くの議員数を確保したいという考えからも、議員定数の上限の26人が適当と考える。 ・住民の多くは、合併は初めての体験で、不安を抱いており、議員としても、住民の不安に応える責務を果たせるのか心配をしている。このため、新しい町の条例では議員定数を26人とし、その後において、行政の実情を鑑み必要であれば、定数を削減することが適当と考える。</p>

小委員会の意見集約	選 定 理 由
<p>在任特例適用後の一般選挙における選挙区は、設置しない。合併後に検討する。</p> <p>の2つの案を小委員会の意見とする。</p>	<p>協議の結果 在任特例適用後の一般選挙における選挙区については、設置すべきでないという意見と合併後に検討すべきという意見に分かれ、意見の一致を得ることができなかったことから、2案を併記して協議会に報告することとした。</p> <p>【選挙区に関する意見】 (設置すべきでないとする主な意見) ・在任期間を1年8ヶ月とるので、その後の選挙において選挙区を設ける必要はないと考える。</p> <p>(合併後に検討するとする主な意見) ・人口の少ない村からは、合併後は、議員が1人も出せないという心配もあることから、在任期間中に、選挙区を設けるかどうか検討すべきと考える。</p>

注) アンダーラインを付した部分は、11月の報告から修正した部分。

協議第45号 継続

新町建設計画の策定について

別紙のとおり新町建設計画の策定について、協議会の同意を求めます。

平成15年12月19日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

協議第45号

新町建設計画の策定について  
(別紙資料)

## いの町建設計画における修正箇所

頁	行	12月19日現在 案(変更後)	11月26日現在 案(変更前)
目次	第6章	新しい町における高知県との連携	新しい町における高知県事業の推進
6	広域的位置と地理的条件 3行目	土佐電気鉄道伊野線	土佐電気鉄道
15	4.街づくりの基本的方向 1行目	行財政運営の基本方針を踏まえ	施策展開の考え方を踏まえ
19	1)市街地エリア 14行目	土佐電気鉄道伊野線	土佐電気鉄道
20	3)清流・山村エリア 7行目	浸水地域(高岩地区)における治水事業の推進	<追加>
20	4)山地・森林エリア 14行目	清流の保全(浄化槽の普及促進等)	<追加>
23	5行目	農業集落排水等	農業集落排水
23	消防・防災対策の充実 2行目	防災拠点施設や防災情報通信システム等の整備	防災拠点や防災情報通信システムの整備
23	消防・防災対策の充実 5行目	婦人防火クラブ	女性防火クラブ
25	主要事業 浸水対策	都市下水路	都市下水
25	主要事業 施策項目	農業集落排水等	農業集落排水
25	主要事業 消防・防災対策の推進	消防設備	消防施設
26	保健・医療の充実 3行目	疾病の予防	疾病の未然防止
27	2行目	ひとり親家庭	一人親家庭
27	主要事業 保健・医療の充実	健康診査	健康診断
28	農畜林水産業の振興 1行目	耕作道	作業道
30	学校教育・幼児教育の充実 7行目	さらに、深刻化するいじめや不登校などについては、教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関の連携を密にし、未然防止や早期発見・早期解決に努めます。 また、中山間地域の活性化の観点からも、本川中学校の山村留学制度の周知・活用を図るとともに、県立追手前高校吾北分校の円滑な学校運営が行えるよう側面的な支援に努めます。	いじめや不登校については、解消に向けて、学校・家庭・地域の連携を強化し、相談・指導体制の充実に努めるとともに、本川中学校の山村留学制度を活用し、生徒の基本的な生活習慣の確立と学力の定着などを検討します。 県立高知追手前高等学校吾北分校については、生徒数を確保し、学校運営が円滑に行えるよう側面的支援に努めます。
32	3行目	リーダーを育成するとともに	リーダーの養成を育成するとともに
36.37		第6章 新しい町における高知県との連携	第6章 新しい町における高知県事業の推進
39	歳入(2)地方譲与税	平成15年度見込額を基礎として見込んでいます。	これまでどおりの歳入を見込んでいます。
39	歳入(6)地方特例交付金	平成15年度見込額を基礎として見込んでいます。	これまでどおりの歳入を見込んでいます。
45	用語解説(環境保全型農業)	農薬や化学肥料の使用を控え、	有機農業のように農薬や化学肥料の使用を極力控え、
46	用語説明(三位一体の改革)	国から地方への国庫補助負担金の廃止・縮減と税源移譲を含めた税源配分の見直し、地方交付税の改革の三つを同時に	国から地方への国庫補助負担金と地方交付税を減らす代わりに、税源の一部を国から地方に移譲する、という三つを同時に
48	用語説明(リレー栽培)	山間地と平地の標高差(温度差)を利用して栽培時期をずらすことにより同一品目を切れ目なく長期間出荷させること。	夏は気候の涼しい高冷地で育苗し、秋に平地地に苗を運んで商品生産を行うなど、2カ所で引継いで行う栽培様式である。イチゴやシクラメン、ランの栽培などでよく行われています。

# いの町建設計画(案)

豊かな自然と心に出会えるまち・いの

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

平成15年12月19日協議会提出

## いの町建設計画(目次)

第1章	序論	1
1	合併の必要性和期待される効果	2
2	住民のまちづくりへの期待	3
3	計画策定の方針	5
第2章	いの町の概況	
1	現況	6
2	町村の沿革	9
第3章	主要指標の見通し	
1	人口	10
2	世帯	10
第4章	新しいまちづくりの基本方針	
1	新しい町の将来像	13
2	まちづくりの基本理念	13
3	行財政運営の基本方針	14
4	まちづくりの基本的方向	15
5	土地利用と地域別整備方針	18
第5章	新しい町の主要な施策等	
1	新しい町の施策・主要事業	
(1)	【生活・環境】自然を守り快適で安全なまちづくり	22
(2)	【安心・健康】安心とやさしさ健康福祉のまちづくり	26
(3)	【産業振興】多彩な産業が展開され活力あるまちづくり	28
(4)	【文化・教育】人や文化を育み心豊かなまちづくり	30
(5)	【連携・協働】住民と行政の連携・協働によるまちづくり	31
2	新たなまちづくりのための公約	33
第6章	<u>新しい町における高知県との連携</u>	36
第7章	公共施設の適正配置と整備	38
第8章	財政計画	39
第9章	建設計画の推進に向けて	44
(参考)	用語解説	45

## 第1章 序論

全国の地方公共団体においては、少子高齢化社会、地方分権による権限委譲、住民ニーズの多様化・複雑化、行財政の効率化・高度化などに対応するため、市町村合併の必要性が論じられております。

伊野町、吾北村、本川村においても、産業の衰退、定住人口の減少、少子・高齢化の進展など様々な課題を抱えており、将来にわたって住民の皆さまが安全に、そして安心して暮らしていくためには、合併により行財政基盤を強化し、地域の活性化に向けた取り組みを強化していくことが必要となっています。

こうした背景のもと、1000年以上の歴史を持つ土佐和紙発祥の地「伊野町」とコウゾ、ミツマタの生産地として伝統を支えてきた「吾北村」「本川村」との結びつきは古く、近年では、国道194号を通じて住民相互の交流や行政の連携などが深められてきたことから、伊野町・吾北村・本川村の1町2村で合併することにより、共通する諸課題への対応と愛媛県西条市と高知市を結ぶ地域となる地理的条件を活かしたまちづくりが可能となるものと考え、事務レベルでの勉強会や任意協議会での協議を経て、平成15年1月20日に「伊野町・吾北村・本川村合併協議会」を設置しました。

この“いの町建設計画”は、豊かな自然環境や地域資源、地理的条件などを活かして1町2村が一体となって取り組むべき合併後の新しいまちづくりの基本的な指針となるものであり、それぞれの町村で取り組んできた振興計画を最大限に尊重するとともに、アンケートや説明会における住民の皆さまの合併に対する思いなどを反映して策定しました。

## 1. 合併の必要性和期待される効果

### 住民の日常生活圏の拡大への対応

現在の地方行政体制は、昭和30年前後の昭和の大合併といわれる際に決まったものが50年間そのまま維持されてきております。その間、交通網整備やライフスタイルの変化などにより、通勤・通学や買い物などの生活圏が行政区域を越えて広がっています。このため、住民の利便性を向上させる観点から、現在より広域的な広がりの中で、公共施設の利用を可能にしたり、まちづくりの関連事業・施策が行われることが必要となってきました。

#### 【期待される効果】

公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）の地域共通利用  
仁淀川、吉野川等の美しい河川と平地や里山など生活圏のつながりをもったまちづくり  
広域的な住民行動圏域に対応したまちづくり

### 少子・高齢化の進展や環境時代に伴う行政ニーズの多様化への対応

人口の減少と少子・高齢化の進展により、地域の活力が低下する懸念がある一方、行政ニーズの増大が予想されます。このため、広域的な広がりの中で、少子・高齢化対策や環境保全などに対応するとともに、多様化・高度化・専門化する行政ニーズに対して総合的に応えるため、専門的部署の設置や専門職員の配置などが求められています。

#### 【期待される効果】

専門的・高度な能力を有する職員の配置による福祉対策、女性政策、都市計画、国際化、情報化等の展開  
住民のニーズに即した行政の組織体制や施策・事業の展開

### 地域間競争力の強化

地方分権の進展は、地域間競争・都市間競争をもたらすともいわれています。この競争に勝ち抜いていくためには、人口規模の大きい基礎的自治体となって、一体的・重点的な施策を展開することにより地域の総合力の向上を図ることが求められています。

#### 【期待される効果】

若者が魅力を感じ定住できる心豊かな地域の形成とまちづくり  
豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくり  
国道194号を通じ愛媛県西条市と高知市を結ぶ地域となることを活かした特色あるまちづくり

### 地方分権時代への対応

住民に身近な行政は、できるだけ住民に身近な行政体で行うという地方分権が推進され、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任能力が問われており、その能力の違いが、行政サービスの差や地域活力などに直接的に影響することが予想されます。このため、住民のニーズや地域の課題に対応して、住民に身近なサービスを自らの責任と判断で決定し、実施できるよう行政能力の質的、量的向上が求められています。

#### 【期待される効果】

行政能力、組織体制の充実と強化  
行政サービスの効率化・高度化及び多様化  
住民等と行政の連携・協働によるまちづくり

### 厳しさを増す地方財政への対応

平成14年度末現在において、国と地方を合わせた借金は、705兆円にものぼり、地方交付税の見直しや補助金の削減などによる国の歳出の抑制は、これまで以上に厳しくなることが見込まれます。このため、規模が小さく、収入の多くを地方交付税や補助金に依存している自治体にとっては非常に深刻な問題となっています。また、財政的な制約を伴い、職員を増員することや大きな財政支出を伴う地域整備などは難しくなる状況が見込まれるとともに、高齢化に伴い医療・福祉など社会保障経費の財政負担も今後、増加が予想されており、十分な医療・福祉サービスが提供できないばかりか低下する懸念もあります。

このため、合併により、行財政の効率化・安定化を進めるなど行財政基盤を強化することが求められています。

#### 【期待される効果】

重点的、効率的な公共事業の整備促進  
事務事業の効率化等による経費の削減  
国・県の市町村合併財政支援措置等の活用

## 2. 住民のまちづくりへの期待

合併後の新しいまちづくりについての住民の皆さまのご意見をお伺いするため、伊野町、吾北村、本川村に居住する18歳以上の住民3,000人を無作為で抽出し、平成15年1月に「伊野町・吾北村・本川村の将来の姿等に関する意識調査」を実施しました。回答有効数は、1,086票で、回収率36.2%でした。

### (1) 期待する合併の効果

伊野町、吾北村、本川村の合併により期待する効果を、5つの分野においてお伺いしました。各分野では、「共通の自然保護等の環境保全施策の実施」「保健

・医療・福祉分野の連携によるサービスの充実」「農産物等の品質向上や銘柄産地化」「他町村の公共施設の利用」「職員等の削減」が第1位に挙げられました。

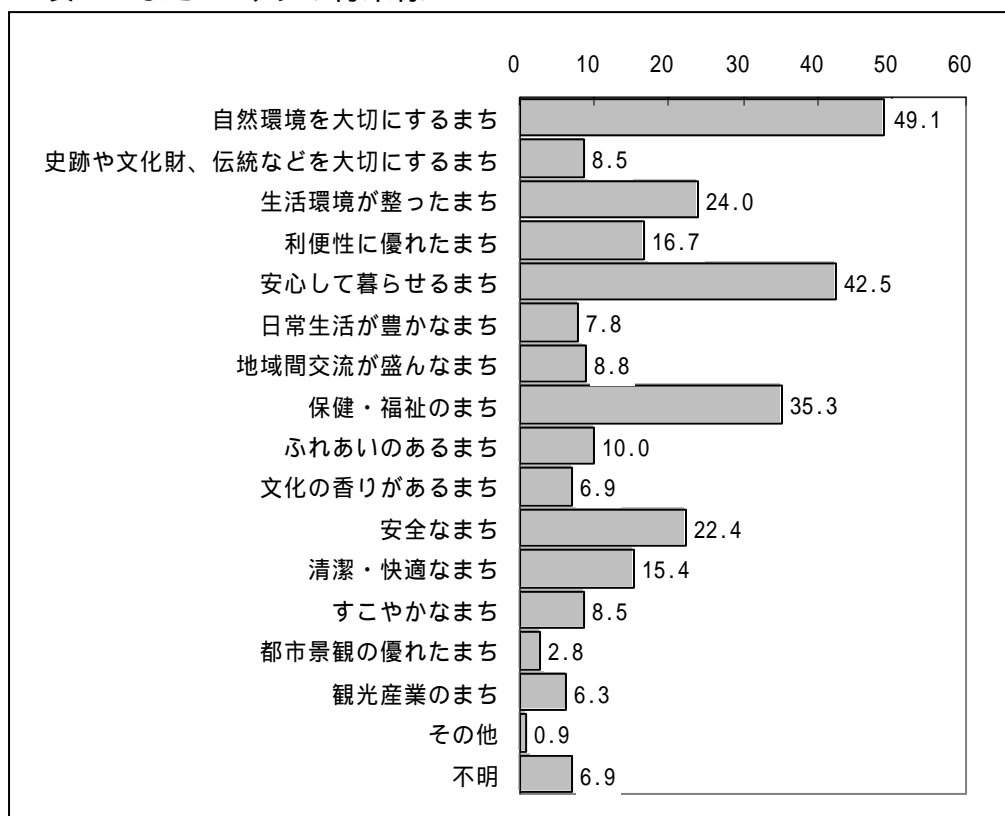
表1：期待する合併効果（上位3位）

	第1位	第2位	第3位
生活環境整備分野	共通の自然保護等の環境保全施策の実施	公共の地域交通手段の利便性の向上	市街地や集落の再編・整備
	45.4%	26.8%	26.2%
保健・医療・福祉分野	分野の連携によるサービスの充実	各福祉施設の共通利用	高齢者福祉の充実
	51.6%	38.8%	25.2%
産業振興分野	農産物等の品質向上や銘柄産地化	大規模なイベントの実施	農林業の活性化
	35.3%	28.3%	24.5%
人づくり・文化活動分野	他町村の公共施設の利用	地域活動の促進	一体的な芸術・文化・スポーツの振興
	42.1%	39.4%	24.0%
自治体行政分野	職員等の削減	行政サービスの充実・安定	重点的な職員配置や専門職の配置
	57.0%	29.9%	29.0%

(2) まちづくりの将来像

合併後におけるまちづくりの将来像についてお伺いしました。「自然」「安心・安全」「保健・福祉」「生活環境」など日常的な項目が上位を占めています。

表2：まちづくりの将来像



### 3 . 計画策定の方針

#### ( 1 ) 計画策定の趣旨

本計画は、伊野町、吾北村、本川村の合併により誕生する“いの町”を建設していくための基本的な指針として、市町村の合併特例に関する法律第5条に基づいて策定するものであり、この指針に基づいて新しいまちづくりを実践していくことにより、1町2村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、本計画においては、それぞれの町村が取り組んできた振興計画を最大限に尊重するとともに、合併後の新しいまちの将来像を実現するために、必要となるソフト事業やハード事業を記載しています。しかしながら、新しい町の財政状況は、国・県に大きく依存していることから、国における財政構造改革などの影響があった場合は、適宜、計画の見直しを行うこととします。

また、新しい町の進むべき、より詳細かつ具体的内容については、合併後、策定する総合計画（地方自治法第2条第4項）にゆだねるものとします。

#### ( 2 ) 計画の構成

本計画は、新しい町を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための主要な施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

#### ( 3 ) 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 ヶ年とします。

#### ( 4 ) 行財政運営の方針

新しい町の財政計画については、地方交付税、国及び高知県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うことを基本にします。また、行政運営に支障のない範囲で職員定数の削減及び適正配置を図りながら組織の効率化に努めるものとします。

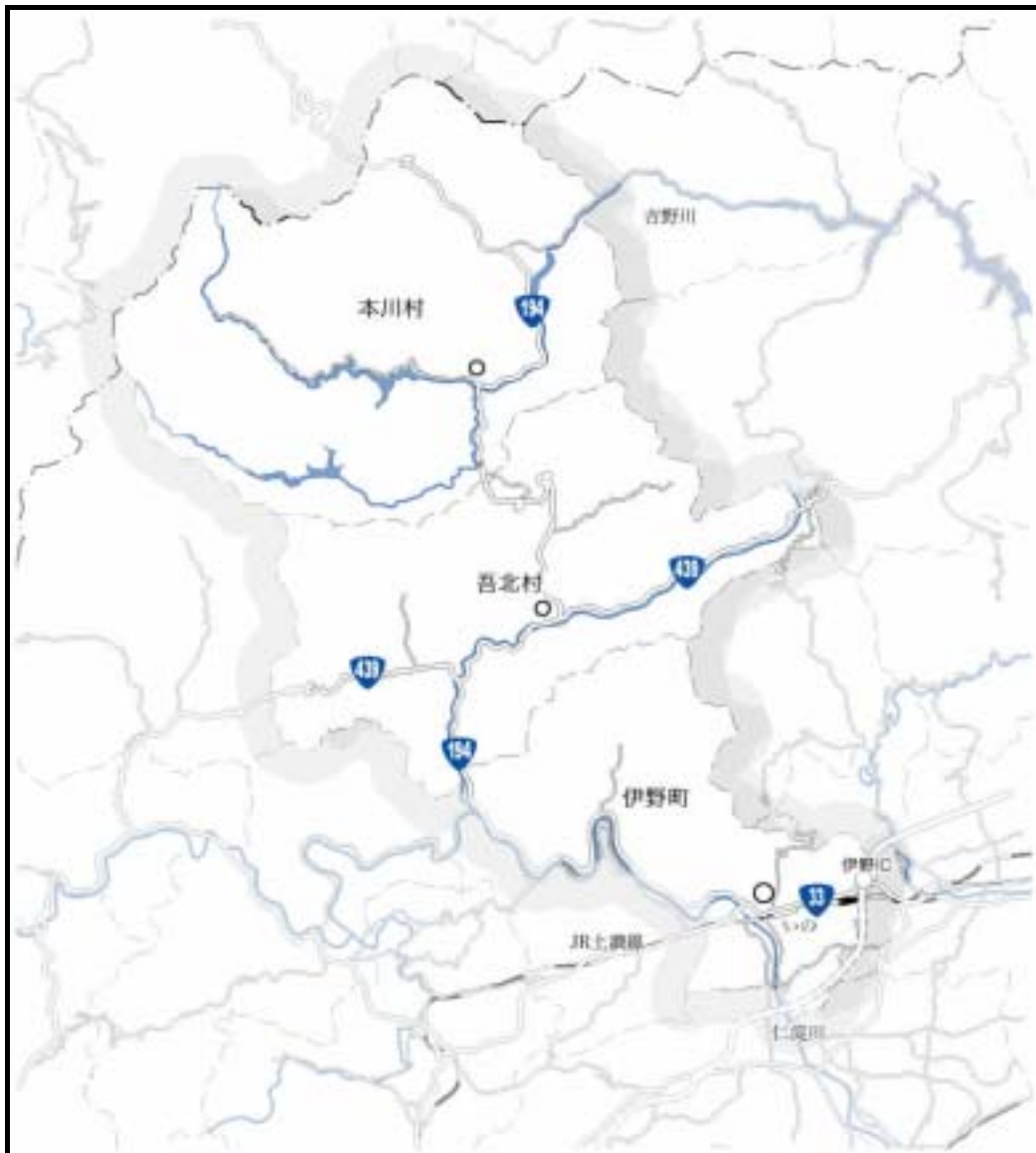
## 第2章 いの町の概況

### 1. 現況

#### 広域的位置と地理的条件

新しい町“いの町”は、高知県の中央部に位置し、伊野町、吾北村、本川村の1町2村により構成されており、総面積は470.71km<sup>2</sup>で高知県の約6.6%を占めています。本地域の東南部は幹線道路（国道33号等）と鉄道（JR土讃線、土佐電気鉄道伊野線）により県都高知市と結ばれており、北部は愛媛県に接しています。さらに、中央部には本地域の都市軸となる国道194号が南北に走り、平成11年に新寒風山トンネルが開通したことにより、高知県の北玄関として高知市と愛媛県西条市とを結んでいます。また、国道194号と交差する形で、国道439号が東西に横断しており、国道32号と国道33号を結ぶ主要な幹線道路として整備が進められています。

図表1 いの町の位置



### 自然的条件及び地域資源等

いの町は、四国中央部の南北に長く、伊野町東南部に広がる平地と丘陵地を除くとほぼ全域が山地であり、県境に当たる本川村北部の標高は1,900m近くに達しています。

気候については、こうした自然条件を反映し、温暖多雨で四季の調和がよく保たれた伊野町から、平野部と比較して気温が3 ほど低く夏季は冷涼で比較的過ごしやすいものの、冬季は最低気温が - 10 にも達し自然環境が厳しい本川村まで変化に富んでいます。

また、豊かな森林に恵まれ、本川村の瓶ヶ森一帯は石鎚国立公園に、吾北村の陣ヶ森一帯は工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されています。本川村は吉野川の源流域であり、伊野町は仁淀川下流域の、そして吾北村は仁淀川の支流、上八川川の流域にあたり、いずれの河川も清流と呼ぶにふさわしい水質や渓谷、水辺空間等のすぐれた自然景観を備えています。

さらに、歴史の中で培われた郷土芸能や文化、祭りなどが地域に根付くとともに、様々なイベントが行われ地域内外の住民交流が行われています。

表3：いの町の地域資源等

	伊野町	吾北村	本川村
観光施設 ・自然景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙の博物館</li> <li>道の駅「土佐和紙工芸村」</li> <li>中追渓谷</li> <li>成山和紙の里公園</li> <li>加田キャンプ場</li> <li>蘇鶴温泉</li> <li>椋本神社</li> <li>加茂山</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「グリーンパーク」ほどの</li> <li>道の駅「633美の里」</li> <li>程野の滝</li> <li>工石山陣ヶ森</li> <li>シャクジョウカタシ</li> <li>縦ノ木山大杉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅「木の香温泉」</li> <li>木の根ふれあいの森</li> <li>山荘しらさ</li> <li>一ノ谷やかた</li> <li>本川揚水発電所</li> <li>新郷土館</li> <li>瓶ヶ森</li> <li>白猪谷渓谷</li> <li>雄峰ライン村道瓶ヶ森線</li> </ul>
特産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐和紙</li> <li>家庭紙</li> <li>しょうが</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長引すいか</li> <li>いちご</li> <li>シシトウ</li> <li>こんにゃく</li> <li>ミツマタ</li> <li>「名珍菜」シリーズ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あめご</li> <li>わさび</li> <li>シシトウ</li> <li>キジ肉</li> <li>吉野川源流水</li> </ul>
郷土芸能 ・文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>八角形漆塗神輿</li> <li>八代の舞台</li> <li>八代農村歌舞伎</li> <li>福の神音頭</li> <li>大内の太刀踊り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吾北清流太鼓</li> <li>津賀谷獅子舞</li> <li>打木太刀踊り</li> <li>豊年踊り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山中家住宅</li> <li>本川神楽</li> <li>鱧口</li> <li>花取り踊り</li> </ul>
史跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉井源太翁誕生地</li> <li>琴平神社句碑群</li> <li>波川玄蕃城跡</li> <li>野中兼山遺跡「八田堰の跡」</li> <li>伊野町枝川古墳1号</li> <li>山崎の地藏堂跡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義民高橋安之丞の墓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鷹ノ巣山遺跡</li> <li>棧敷石</li> <li>手箱山水室番所跡</li> <li>木の根三里</li> </ul>
祭り・イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>仁淀川紙のこいのぼり</li> <li>ふれあい菜の花祭り</li> <li>伊野町町民祭</li> <li>伊野大国様春・秋大祭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吾北カタシの花祭り</li> <li>陣ヶ森を歩こう家族の集い</li> <li>ほのほの王国もみじまつり</li> <li>吾北夏祭り</li> <li>吾北村民写真展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氷室まつり</li> <li>吉野川源流まつり</li> <li>本川もみじ祭り</li> <li>あめご釣り大会</li> <li>四国のでっぺんマラソン</li> </ul>

## 人口・世帯等

本地域の人口は、平成12年国勢調査によると28,729人（高知県全体に占める割合は3.5%）であり、平成7年の前回調査より4.5%減少しています。一方、総世帯数は10,285世帯と前回より1.6%増加しています。昭和50年以降の人口推移をみると、平成7年に増加がみられましたが、平成12年では再び減少傾向にあります。

また、年齢別人口についてみると、65歳以上の老年人口は平成12年国勢調査によると7,006人で、総人口の24.4%を占めており、高知県全体の高齢人口の占める割合（23.6%）を上回っています。一方、幼年人口は4,207人で、総人口の14.6%を占めており、高知県全体の幼年人口の占める割合（13.7%）を上回っています。

さらに、産業別就業人口についてみると、15歳以上の就業者は平成12年国勢調査によると14,031人であり、このうち第1次産業が9.0%（県12.8%）、第2次産業が26.5%（同22.3%）及び第3次産業が64.2%（同64.3%）となっており、高知県全体と比較すると第2次産業の就業人口が多く、第1次産業の就業人口が少ないのが特徴です。

表4：人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯）

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	28,196	29,036	28,423	28,293	30,079	28,729
世帯数	8,445	9,072	8,942	9,241	10,094	10,285
1世帯あたりの人員	3.3	3.2	3.2	3.1	3.0	2.8

資料：国勢調査

表5：年齢別人口の推移

（単位：人、%）

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	28,196	29,036	28,423	28,293	30,079	28,729
0～14歳	5,775	5,660	5,550	4,906	5,214	4,207
構成比	20.5%	19.5%	19.5%	17.3%	17.3%	14.6%
15～64歳	18,515	18,920	18,259	18,054	18,518	17,503
構成比	65.7%	65.2%	64.2%	63.8%	61.6%	60.9%
65歳以上	3,635	4,533	4,614	5,333	6,347	7,006
構成比	12.9%	15.6%	16.2%	18.8%	21.1%	24.4%

注）総人口には年齢不詳者を含む。

資料：国勢調査

表6：産業別就業人口の推移

（単位：人、%）

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者数	14,056	14,914	13,912	13,901	14,972	14,031
第1次産業	3,299	2,673	2,379	1,874	1,666	1,260
構成比	23.5%	17.9%	17.1%	13.5%	11.1%	9.0%
第2次産業	4,383	5,011	4,127	4,254	4,197	3,725
構成比	31.2%	33.6%	29.7%	30.6%	28.0%	26.5%
第3次産業	6,374	7,230	7,406	7,773	9,038	9,006
構成比	45.3%	48.5%	53.2%	55.9%	60.4%	64.2%

注）就業者総数には分類不能の業種を含む。

資料：国勢調査

## 2. 町村の沿革

本地域の沿革については、明治22年、現在の大川村と分離して本川村となったことから始まり、伊野町と吾北村については、昭和29年から昭和31年にかけてのいわゆる「昭和の大合併」によって、現在の町村が形成されました。

1町2村の合併の沿革については、次のとおりです。

### [ 1町2村の沿革 ]

#### 伊野町の沿革

- 明治22年 市町村制の施行により枝川・池ノ内が合併して宇治村、鎌田・大内・波川が合併して川内村、神谷・加田・小野・鹿敷が合併して神谷村、柳ノ瀬・楠ノ瀬・勝賀瀬が合併して三瀬村が成立。槇・中追・成山は十六村の一部となり、伊野村・八田村は一村で存続。
- 明治28年 町制の施行により伊野町が発足。
- 昭和 3年 十六村槇が伊野町に、十六村中追・成山が神谷村に合併(編入)
- 昭和29年 3月 伊野町と宇治村・八田村・川内村が合併。
- 昭和29年10月 神谷村を合併(編入)
- 昭和30年 1月 三瀬村を合併(編入)

#### 吾北村の沿革

- 明治22年 市町村制の施行により東津賀才・西津賀才・縦木山・新別が合併して小川村、下八川・十田が合併して下八川村となり、清水村と上八川村はそれぞれ一村で存続。
- 昭和31年 6月 清水村・上八川村・小川村・下八川村が合併して吾北村が誕生。

#### 本川村の沿革

- 明治22年 市町村制施行により寺川・戸中・長沢・大森・越裏門・桑瀬・中野川・葛原・高藪・足谷・脇ノ山の11か村が合併して本川村が発足。

## 第3章 主要指標の見通し

### 1. 人口

#### 総人口

この町における人口について、コーホート要因法の封鎖型により推計すると、平成12年の総人口28,729人に対し、20年後の平成32年では25,742人と2,987人減少し、その減少率は約10.4%となることが予測されます。

#### 年齢別人口

年齢別人口についてみると、総人口の減少傾向が見込まれる中で、幼年人口(0～14歳)は平成22年まで減少し、その後増加に転じ構成比も上がるものと予測されます。

生産年齢人口(15～64歳)については、減少傾向が続く中で、高齢人口(65歳以上)については、高齢化の着実な進展に伴って増加することが見込まれ、平成32年の構成比では31.6%になるものと予測されます。

#### 就業人口

就業人口については、総人口の減少に伴い同様の減少傾向が続くものと見込まれます。

このうち第1次産業就業者は、一層の都市化の進展に伴い年々減少し、平成32年には約500人になるものと予測されます。

第2次産業就業者も、製造業の進出や工業団地の新設がないものとするれば、減少することが見込まれ、平成32年には就業者に占める構成比で19.0%になるものと予測されます。

第3次産業就業者は、経済社会のソフト化やサービス化の進展により増加し、平成32年には約9,500人で、就業者の76.9%に及ぶものと予測されます。

### 2. 世帯

世帯については、人口の減少傾向や核家族化の一層の進行にあわせて、平成32年には11,000世帯を上回ることが予測されます。

また、1世帯当たりの人口は、平成32年には2.32人へと減少するものと予測されます。

表7：人口及び世帯の見通し

(単位：人、%)

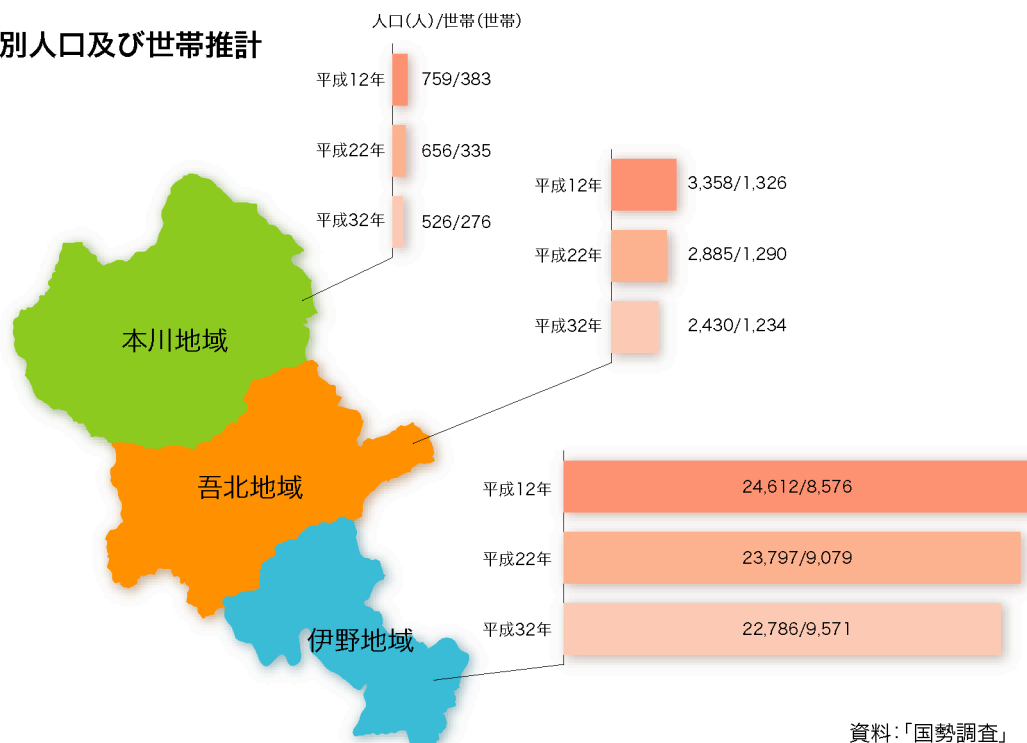
区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総 人 口		28,729	28,160	27,339	26,535	25,742
年 齢 別 人 口	幼年人口(0～14歳)	4,207	3,543	3,140	3,230	3,408
	構 成 比	14.6%	12.6%	11.5%	12.2%	13.2%
	生産年齢人口(15～64歳)	17,503	17,248	16,659	15,292	14,197
	構 成 比	60.9%	61.3%	60.9%	57.6%	55.1%
	老年人口(65歳以上)	7,006	7,369	7,540	8,013	8,137
	構 成 比	24.4%	26.2%	27.6%	30.2%	31.6%
就 業 人 口	総 就 業 者	14,031	14,331	13,874	13,211	12,372
	第 1 次 産 業	1,260	1,064	849	663	508
	構 成 比	9.0%	7.4%	6.1%	5.0%	4.1%
	第 2 次 産 業	3,725	3,514	3,140	2,747	2,352
	構 成 比	26.5%	24.5%	22.6%	20.8%	19.0%
	第 3 次 産 業	9,006	9,753	9,885	9,802	9,512
構 成 比	64.2%	68.1%	71.2%	74.2%	76.9%	
世 帯 数		10,285	10,515	10,704	10,893	11,081
1 世 帯 当 り 人 員		2.79	2.68	2.55	2.44	2.32

(注1)：人口の推計については、コーホート要因法の封鎖型により算出した。

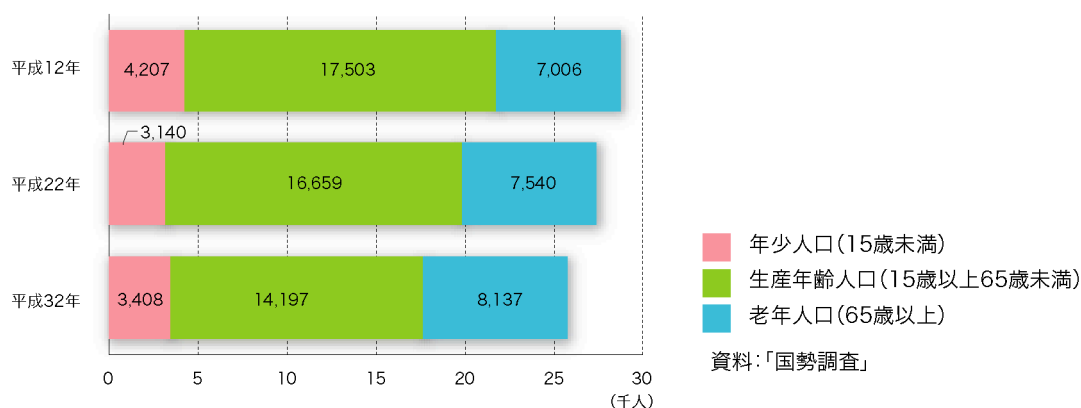
(注2)：産業別就業者数については、平成2年、平成7年、平成12年の3時点のトレンド(趨勢)値を総就業者数で合計調整を行った。また、推計にあたっては、就労不明者を除く。

(注3)：世帯当りの人員は、平成2年、平成7年、平成12年の3時点のトレンド(趨勢)値である。

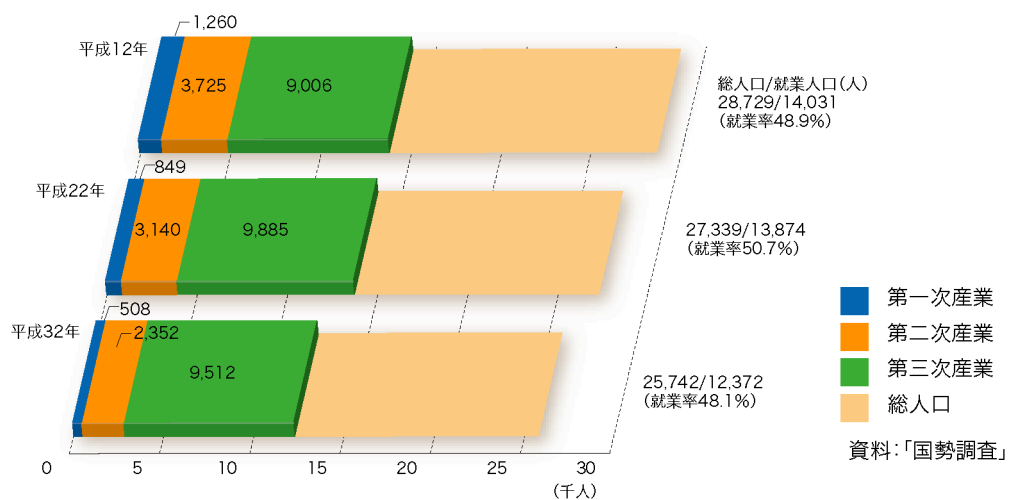
地域別人口及び世帯推計



年齢3区分別人口推計



産業別就業人口推計



## 第4章 新しいまちづくりの基本方針

### 1. 新しい町の将来像

1町2村の合併により誕生する“いの町”においては、石鎚国立公園や工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されている豊かな森林、清流として日本一と評判の高い仁淀川や吉野川、風光明媚な滝や渓谷、水辺空間のたたずまい、そして歴史や風土、文化や伝統に培われ育まれてきた伝統産業や多彩な地域資源などが渾然一体となり彩りのある圏域をつくりあげています。

また、豊かな自然環境や先人たちが築いてきた歴史や文化を守り、継承する中で、昔から、人と人とのこころのつながりやふれあいを大切にし、心の豊かさを育ててきました。

私たちは、この圏域が育ててきた豊かな自然と心を、後世の子どもたちに残し、地域に住む誰もが誇りに思えるような「まち」を創っていかなければなりません。このため、新しい町の将来像を

**“ 豊かな自然と心に出会えるまち・いの ”**

- 緑のダムと清流を後世の子どもたちに -

と掲げ、4つの「まちづくりの基本理念」のもとに、3つの「行財政運営の基本方針」を踏まえて、5つの「まちづくりの基本的方向」に沿った施策や事業を推進することにより、1町2村が一体となった新しいまちづくりに取り組んでいきます。

### 2. まちづくりの基本理念

新しい町の将来像を実現するため、次の基本理念のもとに、施策や事業を推進します。

(1) 豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

国道194号を通じ愛媛県西条市と高知市につながる“いの町”においては、自然環境との共生を基本に、水資源のかん養など公益的機能をもつ自然・環境の保全や省資源化・リサイクルによる循環型社会の構築、環境への負荷を軽減した生活基盤の整備等に積極的に取り組むとともに、豊かな自然環境や地域資源を活かした新たな産業づくりや交流人口の拡大などに努め、瀬戸内海と太平洋とを最短で結ぶ交通の要衝として、また、交流の玄関口としてふさわしい魅力あるまちづくりを進めます。

(2) 心の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

社会経済の発展や生活環境の変化に伴い、物の豊かさから心の豊かさへと価値観が変化していくなか、新しい町においては、まちの主役である住民が、人とのふれあいを大切にし、いきいき暮らせることを基本に、住民どうしのふれあいや相互扶助等による連帯意識の醸成、生涯学習の推進やスポーツ振興等による生きがいづくり、学校教育や社会教育の推進等による人間性や創造性あふれる人づくりなどに努

め、真に心の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

(3) 若者が定住できる魅力あるまちづくりを推進します。

地域における働く場の減少やライフスタイルの変化などに伴って、まちづくりの担い手となる若者が、地域から流出しており、地域の活力の低下が懸念されます。このため、新しい町においては、地域で生まれ、育った若者が、地域に残れるよう雇用対策や住環境の整備等に努めるとともに、他地域からも若者の流入が図られるよう、UIJターンの促進や高知市のベットタウンとして整備に努めることにより、若者が定住できる魅力あるまちづくりを進めます。

(4) 住民参画による活力あるまちづくりを推進します。

自治体の自己決定・自己責任を原則とする地方分権が推進されるなか、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりが求められています。新しい町においては、住民主体の開かれた行政を基本に、行政運営の透明性を高めるとともに、共通の目標に向かって、住民・団体・事業者・NPOなどと行政が手を取りあい、携えながら協働し、活力あるまちづくりを進めます。

### 3. 行財政運営の基本方針

新しい町の将来像及びまちづくりの基本理念をささえる行財政運営の基本方針としては、次のような考え方で進めます。

(1) ソフト交流施策の積極的推進

今後の少子・高齢化社会においては、人と人との結びつきがますます重要になります。住民どうしが交流し語らい、いきいきとした生活を送ることができるよう、これまで整備されてきた社会資本ストックを十分活用しつつ、人と人がふれあえるソフト施策を積極的に推進します。また、情報化の時代を迎え、地域の枠を越えたより広域的な交流活動の重要性が増してきております。このため、地域の情報を積極的に発信し、新しい町の魅力をアピールするとともに、広域的な交流活動を積極的に推進します。

(2) 効果的・効率的な施設の整備・運営

新しい町のさらなる発展に資する施策・事業を推進し、各地域の特色とバランスが図られた施設整備を推進するとともに、各地域の既存施設を可能な限り有効に活用した効率的な施設運営に努めます。また、施設整備に当たっては、国や県との連携を図るとともに、民間活力を活用しつつ、合併によって適用される各種支援制度を十分検討し導入します。なお、合併によって想定される公共施設の統合整備等については、新しい町の財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、住民サービスの利便性の維持や地域バランスを配慮した整備に努めます。

(3) 合併による効果を活かした財政計画

新しい町の財政計画については、過去の実績等を踏まえつつ、健全な財政運営を基本に検討します。この際、財政支出については、合併による効果を活かすため人件費等の削減を図るとともに、住民負担の軽減やサービス水準の向上等に留意しま

す。また、財政収入においては、わが国の経済状態や逼迫している財政事情等から大きな伸びが期待できないことから、合併による財政支援制度を有効に活用し、効率的な公共基盤整備や行政サービスの拡充などに努めます。

#### 4. まちづくりの基本的方向

新しい町における行財政運営の基本方針を踏まえ、将来像の実現のため、次に示す5つの基本的方向のもと、各分野における施策・事業を実施し、総合的・計画的及び弾力的なまちづくりを展開します。

また、新しい町における各分野の施策・事業は、個々に実施されるのではなく、それぞれの基本的方向のもと有機的な結びつきにより展開します。

##### (1)【生活・環境】自然を守り快適で安全なまちづくり

地球温暖化や水質汚濁など地球規模で環境破壊が進むなか、便利さや物の豊かさのみを追求するのではなく、環境に配慮したまちづくりが求められています。

新しい町においては、地形条件、住民構成、人口密度など地域の特性に応じ、自然環境との調和、整備後の維持管理の容易さ等に配慮した社会基盤の整備や行政・住民・事業者が一体となった環境への負荷軽減の取り組み、さらには、浸水対策を推進するとともに、治山、治水等の防災機能の強化などにより「自然を守り快適で安全なまちづくり」をめざします。

##### (2)【安心・健康】安心とやさしさ健康福祉のまちづくり

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安心して健康に暮らすため、保健・医療・福祉の充実がますます求められています。

新しい町においては、入所施設・通所施設の整備・充実に努めることはもとより、高度な専門的知識・技術を有する人材の養成・確保を推進し、高度化・多様化する町民のニーズに対応したサービスを提供することにより、「安心とやさしさ健康福祉のまちづくり」をめざします。

##### (3)【産業振興】多彩な産業が展開され活力あるまちづくり

地域の活力を維持・向上させるためには、地域経済の基盤となり就業機会の創出や所得の向上をもたらす産業の振興が不可欠となります。

新しい町においては、伝統を誇る土佐和紙や地域の主力産業である製紙業の振興はもとより、自然環境や地域資源を活かした農林業や観光産業などの振興を図ることにより、「多彩な産業が展開され活力あるまちづくり」をめざします。

##### (4)【文化・教育】人や文化を育み心豊かなまちづくり

新しい町の長期的な発展を支えるためには、老若男女すべての住民が、旺盛な意欲と活力をもって、学習や経験を積み重ね知識・教養を向上させようとする主体的な取り組みが必要です。

新しい町においては、住民どうしが交流し語らい、いきいきとした生活を送れるよう、伝統文化を継承し、新時代の文化を創造する担い手の育成や人間性・創造性あふれる人づくり、住民主体の交流・学習等の支援を行うとともに、次代を担う子ども達の確かな学力や生き抜く力を育てることにより、「人や文化を育み心豊かなまちづくり」をめざします。

( 5 )【連携・協働】住民と行政の連携・協働によるまちづくり

新しい町の発展のためには、行財政運営の効率化を進め、住民に高度な行政サービスを提供する体制を整備することに併せ、自立した住民による主体的なまちづくりの活動が不可欠となります。

新しい町においては、こうした視点に立って、まちづくりの各分野で住民や団体、事業者、NPO等の参画を促し、適切な役割分担のもとで、共に働くことにより、「住民と行政の連携・協働によるまちづくり」の実現をめざします。

いの町建設計画の体系図

【将来像】 豊かな自然と心に出会えるまち・いの

緑のダムと清流を後世の子どもたちに

まちづくりの基本理念

豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

心の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

若者が定住できる魅力あるまちづくりを推進します。

住民参画による活力あるまちづくりを推進します

基本的方向

【生活・環境】  
自然を守り快適で安全なまちづくり

【安心・健康】  
安心とやさしさ健康福祉のまちづくり

【産業振興】  
多彩な産業が展開され活力あるまちづくり

【文化・教育】  
人や文化を育み心豊かなまちづくり

【連携・協働】  
住民と行政の連携・協働によるまちづくり

主要施策

自然・歴史的環境の保全・活用 「緑のダム」づくりと治山・治水対策の充実 浸水対策 住環境の整備 上水道・簡易水道等の施設整備、下水道・農業集落排水等の施設整備 生活衛生対策の充実 消防・防災対策の充実 交通安全・防犯対策の充実 道路網の整備 公共交通機関の整備 地域情報化の推進...

保健・医療の充実 高齢者福祉の充実 障害者（児）福祉の充実 児童福祉の充実 スポーツ・レクリエーションの推進 地域福祉の充実

農畜林水産業の振興 工業の振興 商業の振興 観光の振興 伝統産業の振興

学校教育・幼児教育の充実 生涯学習の推進 男女共同参画の促進 地域文化の継承・振興 国際交流・地域間交流の促進

コミュニティの育成 行財政運営における住民等との協働 行財政運営の効率化・高度化

新たな町づくりのための公約（22分野）

行財政運営の基本方針

- (1)ソフト交流施策の積極的推進
- (2)効果的・効率的な施設の整備・運営
- (3)合併による効果を活かした財政計画

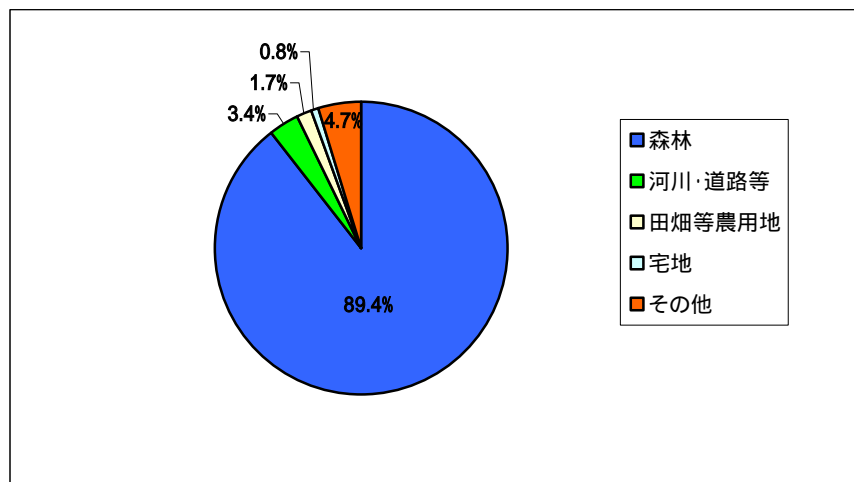
## 5 . 土地利用と地域別整備方針

### ( 1 ) 土地利用の現状と基本方針

いの町における行政区域面積 470.71k m<sup>2</sup>( 47,071ha )の土地利用の形態としては、田畑等農用地 815ha( 1.7% )、森林 42,092ha( 89.4% )、河川・道路等 1,574ha( 3.4% )、宅地 398ha( 0.8% )、その他 2,192ha( 4.7% )と森林の比率が高くなっています。また、都市計画区域 2,840haのうち、市街化区域は 354ha( 12.5% )、市街化調整区域は 2,486ha( 87.5% )となっています。

いの町の土地利用については、平坦地と山岳の標高差ならびに田園と山林の植生を考慮しつつ、長期的な視野にたって地域住民が育んで行くべき自然的、経済的及び文化的諸条件と照らし合わせながら、限られた土地の有効活用を図っていくことを基本方針とします。このため、土地の適正な保全と計画的・効率的な土地利用の実現をめざすため、土地利用計画を策定します。

#### 【土地利用の現状】



### ( 2 ) 土地利用ゾーニングの考え方

いの町の地形は大部分が山地で、その勾配は北の石鎚山系に向かうほど急になっています。伊野地域は仁淀川、吾北地域はその支流である上八川川の流域に属するのに対して、本川地域は吉野川の源流域に位置しています。

全般的に森林地域が多い土地利用状況の中、伊野東南部では平地部に市街地と集团的な農地、農村集落が見られ、その他の地域では河川沿いに小規模な耕地と山村集落が点在しています。

こうした自然条件、土地利用状況等から、いの町を大きく2つのゾーン、4つのエリアに区分するとともに、3箇所の拠点地区を位置づけ、計画的な土地利用を促進します( 21 ページのいの町土地利用ゾーニング参照 )。

都市・田園ゾーン	市街地エリア	伊野東南部地域( 都市計画区域 )
	里山エリア	
山間ゾーン	清流・山村エリア	伊野西北部地域、吾北地域
	山地・森林エリア	本川地域

### (3) 地域別整備方針

#### 1) 市街地エリア

市街地エリアは、伊野東南部地域に指定されている都市計画区域のうちおおむね市街化区域の範囲に当たる地域であり、約13,000人の人口を擁しており、高知市と結ぶ鉄道・幹線道路に沿って市街地が形成され、新しい町の中核的な都市機能が集中しています。また、高知市の住宅都市としての機能を担う住宅地が広がりを見せる中、紙問屋の街並みが残され製紙工場も立地するなど、駅を中心に商店街が形成されており、幹線道路に沿った沿道型の土地利用が進んでいます。

本エリアにおいては、こうした特性を踏まえ、次のような施策・事業の推進に取り組めます。

中心市街地の整備・活性化、新市街地の開発

既成市街地の居住環境の保全・整備（地区計画等による土地利用の整序、下水道の整備等）

浸水地域（宇治川流域）における治水事業の推進

旧伊野町の街並み保存

都市軸（国道33号・高知西バイパス、JR土讃線・土佐電気鉄道伊野線）の整備・強化

高次都市機能の整備・導入（行政＝新庁舎、医療＝仁淀病院、教育、商業等）

#### 2) 里山エリア

里山エリアは、伊野東南部地域に指定されている都市計画区域のうちおおむね市街化調整区域の範囲に該当する地域であり、約9,000人の人口を擁しており、農地と里山が織りなす風景の中に農村集落が分布する田園地域であります。近年においては、宅地化の進展が見られ、一部では大規模な住宅団地が造成されているとともに、農地では園芸栽培等が営まれており、南北に流れる仁淀川が美しく開放感のある親水景観を醸し出しております。

本エリアにおいては、こうした特性を踏まえ、次のような施策・事業の推進に取り組めます。

里の景観の保全（緑地の保全・ネットワーク化、農地の保全・整備等）

仁淀川の親水景観の保全・整備・活用

浸水地域（奥田川流域・川内地区）における治水事業の推進

集落の居住環境の保全・整備（農業集落排水の整備等）

農業の振興（特産物の生産・販路の拡大）

#### 3) 清流・山村エリア

清流・山村エリアは、伊野西北部地域から吾北地域に広がる急峻な山岳地帯であり、約6,000人の人口を擁しており、森林を縫うように上八川川など仁淀川の支流が流れ、河川沿いに集落と農地が点在しています。このエリアでは、コウゾやミツマタが栽培され、土佐和紙発祥の地・成山があり、古くから和紙が漉かれてきました。

主産業は農林業で、木材や特色ある農産物、特用林産物が生産されていますが、過疎化・高齢化が著しいエリアとなっています。近年においては、グリーンパーク

ほどの、成山和紙の里公園、道の駅「土佐和紙工芸村、633美の里」等、観光施設の整備がなされ、他のエリアの観光拠点とのネットワーク化が期待されております。

本エリアにおいては、こうした特性を踏まえ、次のような施策・事業の推進に取り組めます。

集落の生活関連施設（道路、簡易水道、教育文化・福祉施設等）の整備

浸水地域（高岩地区）における治水事業の推進

森林の保全（緑のダムづくり）

農林業の振興（特産物の生産・販路の拡大、間伐の推進・間伐材の活用、林道・作業道・作業路の整備、木材・製紙原料の生産・販路拡大、観光との連携等）

清流の保全（浄化槽の普及促進等）

自然環境・景観を生かした観光レクリエーション拠点の整備・活用・ネットワーク化（癒しの空間・健康の森づくり）

#### 4) 山地・森林エリア

山地・森林エリアは、吉野川の源流域に当たる本川地域の山岳地帯であり、気象条件も厳しく人口は800人弱で、標高約500mから1,900mまでの高低があり、「清流・山村エリア」よりさらに急峻となっております。このエリアは、ほぼ全域が森林となっておりますが、主要産業である林業を取り巻く環境は厳しく、過疎化・高齢化が著しい状況にあります。近年においては、高知市と西条市を結ぶ国道194号に新寒風山トンネルが開通し、道の駅「木の香温泉」等の観光施設の整備もなされ地域活性化のきざしが見えます。

本エリアにおいては、こうした特性を踏まえ、次のような施策・事業の推進に取り組めます。

集落の生活関連施設（道路、簡易水道、教育文化・福祉施設等）の整備

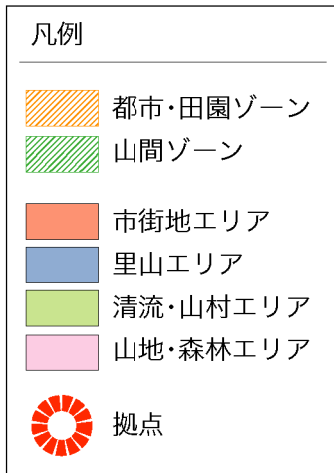
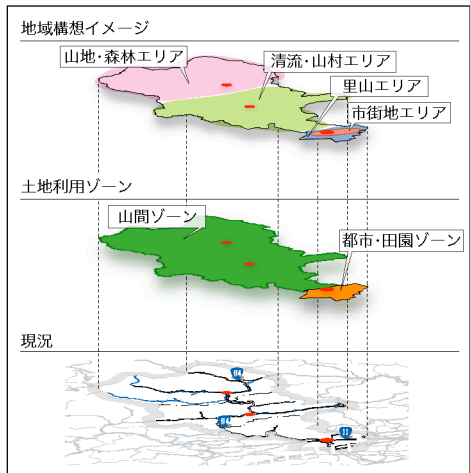
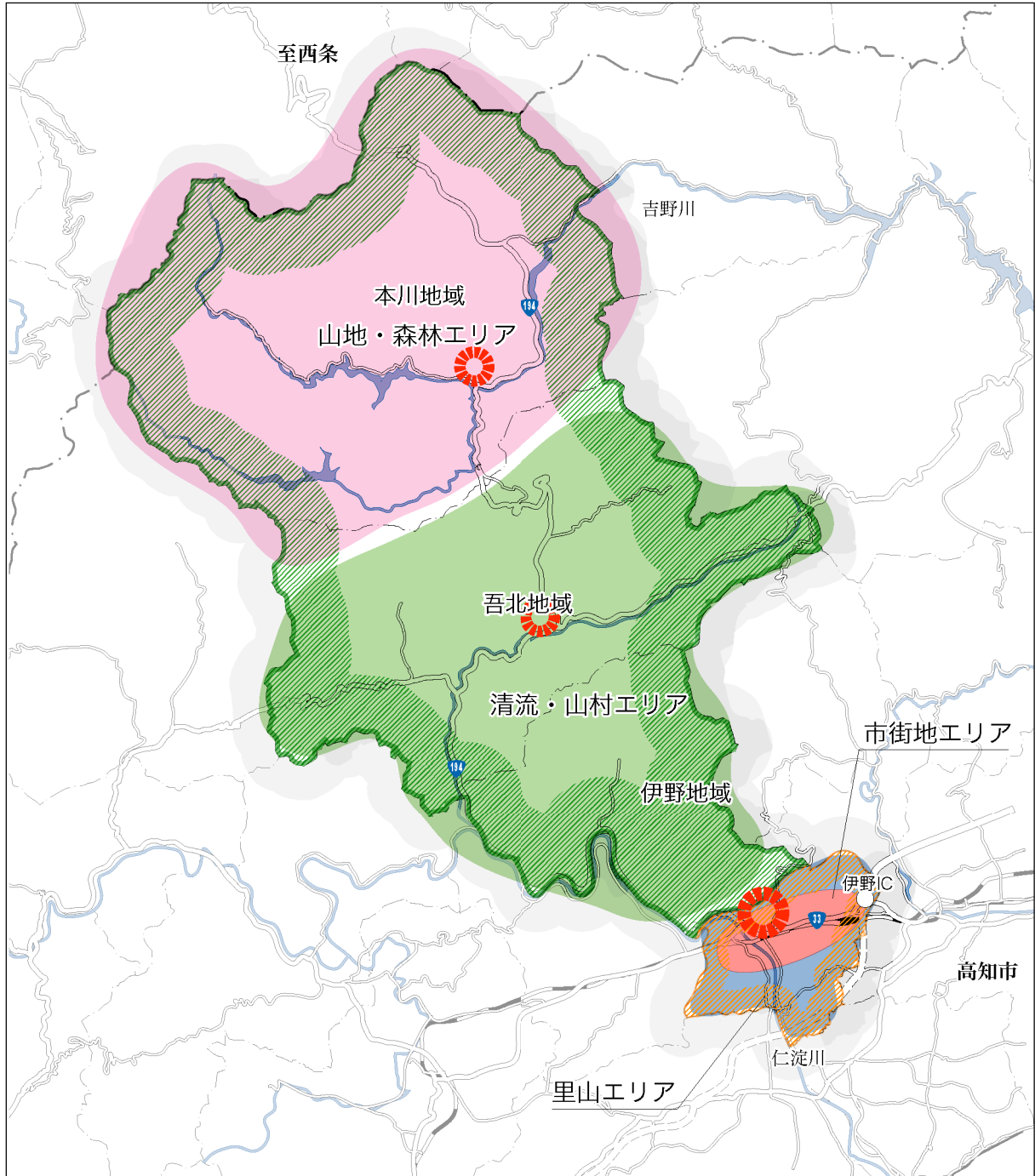
森林の保全（緑のダムづくり）

農林業の振興（特産物の生産・販路の拡大、間伐の推進・間伐材の活用、林道・作業道・作業路の整備、木材の生産・販路拡大）

清流の保全（浄化槽の普及促進等）

自然環境・景観を生かした観光レクリエーション拠点の整備・活用・ネットワーク化（癒しの空間・健康の森づくり、山岳観光の振興）

# いの町土地利用ゾーニング



## 第5章 新しい町の主要な施策等

### 1. 新しい町の施策・主要事業

第4章で示した新しいまちづくりの基本方針に沿って、次の施策・事業の展開を図ります。

#### (1)【生活・環境】自然を守り快適で安全なまちづくり

##### 自然・歴史的環境の保全・活用

新しい町の貴重な財産である豊かな自然環境や歴史的文化遺産などを後世の子どもたちに残していくため、行政と住民、事業者等が協力・連携した保全活動や流域・近隣の自治体とのネットワークによる広域的な保全活動を推進します。

また、景観や環境に配慮した公共工事の促進や無農薬・減農薬など環境保全型農業の推進、工場排水・生活排水の浄化に努めます。

さらに、自然の持つ多様な機能を観光や住民の憩いの場として活用できるよう、自然体験学習の推進や観光施設・自然公園・遊歩道などの整備に努めます。

##### 「緑のダム」づくりと治山・治水対策の充実

仁淀川、上八川川、吉野川等の清流を育む森林の整備は、新しい町の重要課題であることから、計画的に森林の除間伐等造林保育施業や人工林の混交林化・広葉樹林化等を推進し、「緑のダム」づくりを促進することにより、森林の公益的機能である森林の治山・治水機能の増進を図ることはもとより、山間部においても安定的な雇用を創出し、定住人口の確保や地域産業の活性化をめざします。

##### 浸水対策

市街地エリア・里山エリアの宇治川流域等は、上流に行くにしたがって地盤が低くなるという極めて特殊な地形をしており、また、仁淀川の通常時の水位と最も低い地区の地盤高との余裕がないことから、仁淀川の洪水の影響を受けやすく、全国でも有数の浸水被害の多発地域となっています。

このような特性を踏まえ、慢性的な浸水被害を軽減・解消するために、引き続いて治水施設の整備や河川の改修を推進します。

##### 住環境の整備

都市計画区域においては、「都市計画マスタープラン」に基づき、自然環境に適合した市街地や道路網、公園、緑地などの計画的な整備に努めます。国道33号高知西バイパスなど基幹となる道路網の整備に伴い、促進される住宅団地などの民間主導の開発については、自然環境の保全や周辺コミュニティへの配慮した開発を指導していきます。

中山間地域等においては、地域の特性に応じて、生活道路や生活環境の整備を図るとともに、集落の維持・存続の観点から、新たな住宅団地の開発やUIJターン

者への空き住宅・空き地の紹介なども検討していきます。

公営住宅については、老朽施設の建て替え時においては、若者の定住促進、高齢者・障害者へ対応など多様化する居住形態や住環境ニーズを踏まえた住宅の整備を検討します。

#### 上水道・簡易水道等の施設整備、下水道・農業集落排水等の施設整備

安全な水を安定的に供給するため、適切な森林整備を通じて水源かん養機能の高い森林の育成を図るとともに、老朽化が著しい給水施設の計画的な改修に努めます。未整備地域については、人口規模や人口密度なども考慮し、新設整備や改修の際の給水地域の拡大に努めるとともに、人家の散在する小規模集落においては、引き続いて、小規模給水施設の整備・改修のための経費の助成を行います。

また、衛生的で快適な生活環境や自然環境の保全を図るため、公共下水道施設や農業集落排水施設を整備するとともに、整備区域外の地域については、浄化槽の設置を促進します。

#### 生活衛生対策の充実

「ごみのない町」をつくるため、行政や住民、事業者等がそれぞれの役割や責任のもとに行動できるよう、環境保全に対する意識の高揚を図り、ごみの分別収集やごみの減量化、省エネルギー化、資源のリサイクル化、再生品の利用などを積極的に促進します。

併せて、あらゆる年齢層が、主体的に環境を学び、行動するための環境学習プログラムの作成や「ごみのポイ捨て」の禁止などの条例の制定、太陽光・風力などのクリーンエネルギーの活用などについて検討します。

また、近年、増加傾向にあるごみの不法投棄については、警察など関係機関との連携強化や罰則の条例制定の検討・実施などにより、不法投棄の防止策を講じていきます。

現在、県外に搬出している焼却灰や不燃物、資源ごみ、粗大ごみなどを処理するためのリサイクルプラザを併設した管理型最終処分場を建設します。

#### 消防・防災対策の充実

新しい町の地域防災計画を策定し、防災関係機関等との連携強化を図ることにより、危機管理体制を整備します。また、自然災害に対する安全対策の推進、防災拠点施設や防災情報通信システム等の整備をはじめとする防災体制の充実・強化を図るとともに、危険地域等の情報提供や住民の防災意識の高揚、安全な避難路と避難場所の確保・整備を図ります。さらに、自治会を中心とした自主防災組織や婦人防火クラブの育成強化に努め、地域ぐるみで災害に備えます。

南海地震対策としては、小中学校の校舎・体育館や公共施設などの町有施設の耐震診断を計画的に実施し、結果を踏まえて改修を進めるとともに、民間木造住宅についても、耐震診断や耐震補強への支援を検討します。併せて、災害を未然に防止するため、落石など通行危険箇所を調査・点検し、解消に努めます。

消防業務については、迅速かつ的確な対応を進めつつ、組織体制の強化、消防資機材の充実、常備消防と非常備消防の連携強化、広域消防体制の確立と機能の充実

を図るとともに、住民の防火意識の高揚に努めます。また、救急車両の充実を図るとともに、医療関係機関・団体との連携を強化するなかで救急医療体制の整備充実に努めます。

#### 交通安全・防犯対策の充実

交通安全については、交通安全団体の育成・強化、交通指導などを通じた交通安全意識の向上、交通ルールの徹底を図ります。また、人通りの多い路線・危険箇所へのカーブミラー、ガードレール、道路照明施設等交通安全施設の設置や通学路への歩道の整備を図ることなどにより、人にやさしい道路環境づくりを進めます。

防犯については、防犯灯をはじめとする防犯施設の整備を進めるとともに、自主防犯組織を支援し、警察駐在所等と連携した地域ぐるみの防犯体制の充実・強化に努めます。

#### 道路網の整備

いの町は、高知県の陸の玄関口として、国道 33 号及び国道 194 号、439 号が幹線道路として町の骨格を形成しており、これらの道路の維持・改良に努めつつ、国道 33 号高知西バイパス（枝川～波川間）の早期開通を国、県に強く要望していき、県道、町道との計画的、一体的な整備を図り、広域的なネットワークづくりを進めます。

また、既存集落内の道路整備を促進するとともに、町民の生活における利便性、安全性などの向上を図るため、生活道路・橋梁等の新設・改良、安全施設の整備等を計画的に進め、安全で快適な人に優しい道路空間の整備に努めます。

さらに、合併に伴い、各公共施設等へのアクセス向上を図るための道路整備の推進に努めます。

#### 公共交通体系の整備

学生や高齢者など毎日多くの人が乗降する JR 土讃線や路面電車については、交通事業者と協力し、新しい町の公共交通の玄関口としてふさわしいよう駅周辺の環境整備や駅舎の改善（バリアフリー化）に努めます。

また、バス交通については、利用者の立場に立って、JR 線・路面電車へのアクセスや路線・運行回数の見直しなどについて交通事業者と検討・協議を行い、観光客や通勤・通学者も含めた利用者が利用しやすい交通体系を整備し、公共交通の利用促進に努めます。併せて、民間路線バス等の交通機関の連絡が少ない地域に運行している公営バスについては、合併により面積が広がるため、公共施設・病院などへのアクセスや利用者のニーズなどを踏まえて、運行区域の見直し等を検討します。

#### 地域情報化の推進

住民サービスの利便性向上を図るため、個人情報の保護やセキュリティ対策に配慮しながら、インターネットを利用した行政手続や行政、文化、産業等の情報提供など、行政の情報化を総合的・計画的に進めます。

住民生活に密着に関連する保健・医療・福祉の各分野については、各種制度やサ

ービス、施設等の情報が容易に入手でき、必要とするサービスが円滑かつ迅速に受け取ることができるよう情報化に取り組みます。

また、情報通信環境の地域間格差が生じないように移動通信網の拡充を図るとともに、地上放送のデジタル化に伴い難視聴地域が発生しないよう関係機関と協議し、対策を講じていきます。

### 【主要事業】

施策項目	主要事業の概要
自然・歴史的環境の保全・活用	自然公園の整備
	遊歩道の整備
	製紙工場の排水浄化
「緑のダム」づくりと治山・治水対策の充実	除間伐の推進
	林道・作業道の整備
浸水対策	河川の整備・改修、治水施設の整備
	都市下水路の整備
住環境の整備	公園・緑地の整備
	町営住宅の整備・改修
	地籍調査の推進
上水道・簡易水道等の施設整備、下水道・農業集落排水等の施設整備	農業集落排水施設の整備
	浄化槽の設置に対する助成
	公共下水道の整備
	簡易水道の整備
	上水道施設の整備（水源地の移転、中央監視装置の取替など）
生活衛生対策の充実	小規模給水施設の整備に対する助成
	生ごみ処理機等の設置に対する助成
	リサイクルプラザ及び管理型最終処分場の建設
消防・防災対策の推進	ごみの減量、分別収集の推進
	地域防災計画の策定
	防火水槽や消火栓、消防車両など消防設備の整備
	防災行政無線の整備・統合
	消防防災施設の整備
交通安全・防犯対策の充実	町営施設の耐震診断・耐震補強工事の実施
	ガードレール、標識等交通安全対策の充実
	落石防止箇所の解消
道路網の整備	歩道・街路灯・防犯灯の整備
	公共施設へアクセス道路の整備
	生活道の整備・改良・舗装
公共交通体系の整備	高知西バイパスへのアクセス道路の整備
	公共交通機関の運行支援
地域情報化の推進	公営バスの運行区域等の見直し
	行政情報ネットワークの構築
	移動通信網の拡充
	地上放送のデジタル化の対策

## (2)【安心・健康】安心とやさしさ健康福祉のまちづくり

### 保健・医療の充実

健康はあらゆる人間活動の源泉であり、保健サービスは活力ある地域社会を築いて行く上で基本となる重要な分野です。このため、保健・福祉・医療の連携を強化するとともに、疾病の予防、早期発見・治療の基本となる各種健康診査の拡充や住民の健康づくりに対する意識の高揚、活動の支援、相談・指導など、健康な心身を維持するための保健活動を積極的に推進します。

地域医療については、医療機関との連携のもとに救急医療体制の充実、小児医療の充実など医療供給体制の一層の強化を進めます。また、仁淀病院の再建を図り住民の医療や健康づくりを支える拠点施設として整備するとともに、高知大学医学部附属病院との連携のもと高度・特殊医療に対応しうるネットワークづくりや地域の病院・診療所との機能分担などにより、質の高い医療の提供に努めます。

### 高齢者福祉の充実

高齢者が心身の健康を維持しつつ、介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意志を尊重し、自立した質の高い生活を営むことができるよう、各関係機関が一体となった総合的、包括的なサービス提供が行える体制を整備するとともに、福祉、医療、教育、就業、社会参加、生活環境などの各種の施策を総合的に推進します。併せて、高齢化の進展や住民の福祉ニーズに対応して老人福祉施設の整備・充実に努めます。

介護保険については、地域間の格差が生じないように努めるとともに、サービス提供事業者と連携した制度等の周知や利用者からの相談・苦情等の対応を図ることなどにより、要介護者の意向が尊重された質の高い介護サービスを提供します。介護が必要のない高齢者については、介護予防の充実を図るとともに、社会参加や生きがいづくりが促進されるよう、高齢者の交流の場となる老人クラブの育成や世代間交流の促進に努めます。

### 障害者（児）福祉の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、住民一人一人が障害に対し理解と認識を深め、互いに交流できる環境づくりを推進するとともに、在宅福祉サービスの充実や福祉医療による医療費等の助成、相談体制の充実に努めます。

併せて、障害者の社会参画が促進されるよう、関係機関との連携による雇用の促進や道路・公共施設等の段差解消、誘導ブロックの整備などのバリアフリー化、文化・スポーツ、レクリエーションなどの活動機会の充実などに努めます。

### 児童福祉の充実

子どもを安心して生み育てることができるよう、子育てに関する相談体制の充実や子育てに関わる負担の軽減、さらには、多様化する保育ニーズに対応して乳児保育や障害児保育、時間延長保育などの保育サービスなどの充実に努めます。

また、子育てのための交流の場づくりや情報提供、子どもが安心して遊べる身近な遊び場・遊具の整備に努めるとともに、児童虐待の防止に向けて、関係機関、関

係団体等の緊密な連携を図りつつ相談指導体制を強化していきます。

さらに、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、相談体制を強化するとともに、各種手当などの経済的支援や子育て支援を推進します。

#### スポーツ・レクリエーションの推進

住民の多様化・増大する健康づくりに対応するため、既存のスポーツ施設の機能充実やスポーツ施設の拡充整備を図るとともに、住民間の交流や健康増進を図るため、健康増進施設・レクリエーション施設の充実に努めます。

また、関係団体などとの連携と協力のもと、多様な活動ニーズにこたえられる指導者の養成・確保や活動組織の育成・強化に努め、町民のだれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツができる環境づくりに努めます。

#### 地域福祉の充実

地域社会全体で高齢者、障害者、子どもを支え、育てていく地域社会づくりをめざして、社会福祉協議会や民生委員などとの連携を密にし、住民ひとりひとりが支え合うことのできる環境づくり、仕組みづくり、人材育成などに努めるとともに、ボランティア、NPOによる活動を積極的に支援します。

#### 【主要事業】

施策項目	主要事業の概要
保健・医療の充実	町立医療機関の整備、医療機器の充実
	健康診査・健康相談の充実
	地域医療体制の充実
	保健・福祉・医療の連携強化
高齢者福祉の充実	在宅介護支援センターの運営
	老人福祉施設の整備・充実
	介護予防の充実
障害者（児）福祉の充実	住宅改造の助成
	重度心身障害児者医療費制度の実施
	活動・交流機会の拡大
児童福祉の充実	保育所施設・設備の整備・充実
	子育てに係る負担軽減
	遊び場、遊具の整備
	保育サービスの充実
スポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ・レクリエーション・健康増進施設の整備
	地域スポーツ活動の支援
地域福祉の充実	ボランティア活動の支援

### (3)【産業振興】多彩な産業が展開され活力あるまちづくり

#### 農畜林水産業の振興

農業については、農道、耕作道、ため池、用排水路などの生産基盤の整備に努めるとともに、環境にやさしい有機農業の推進や地産地消の推進、農作物のブランド化・高付加価値化、農産物加工品の開発・商品化などにより、農業従事者の安定経営を支援します。

また、新規就農者や農業後継者の育成・確保を図るため、研修制度の充実による技術の習得支援や賃貸借による耕作地の確保やレンタルハウス・利子補給による初期投資の軽減などの支援制度の充実に努めます。

併せて、特色ある農業が推進されるよう、観光と連携した観光農園・体験農場や気温差を活かした農作物のリレー栽培などについて検討します。

さらに、猿や猪などの野生動物による農産物被害を少なくする対策を講じていきます。

畜産業については、JA等と連携し、生産者の経営合理化や生産性の向上、畜産品の特産品化などを支援するとともに、新たな家畜の飼育について検討します。

林業については、林道や作業道、作業路などの生産基盤の整備に努めるとともに、森林組合と連携して集团的・計画的な除間伐・保育や作業の機械化などを支援することにより、林業従事者の安定経営と「緑のダム」づくりを促進します。

併せて、後継者対策や木材・間伐材の利用促進などについて、検討していきます。

漁業については、内水面漁業と親水性レクリエーションを生かした観光漁業等の育成を図ります。

こうした農・畜・林・水産業の取り組みは、産業振興という側面だけでなく、中山間地域の活力や水源かん養・保水・治水などの国土保全機能を保持する観点からも、新しい町における重要な施策の一つとして、生産者や関係団体と連携した積極的な取り組みを推進していきます。

#### 工業の振興

地域の代表的な地場産業である製紙産業の経営近代化と合理化、高付加価値化等を図るとともに、独自の技術力・製品力等を有する人材や企業の育成・支援を図り、新しい産業誘導を推進します。

このため、行政や業界団体、事業者等の密接な連携により情報交換・異業種交流、新規事業開拓、共同事業、人材育成等を推進するとともに、経営指導・相談、融資制度等の支援体制を充実・強化します。

また、地元の高校生等が地元で就職するためには、新たな企業の誘致や伝統の技術と融合した既存企業の新分野進出などにより、雇用の受け皿を広げていく必要があることから、企業や県の公設試験研究機関、関係団体などと連携を強化します。

### 商業の振興

J R伊野駅周辺等においては、いの町の中心商業地にふさわしい商業機能の充実を図るため、商店街の活性化対策を実施し、歴史的町並みや史跡等を活用しつつ、魅力と個性ある商業集積を進めます。また、大型量販店と調和した商業環境の形成とともに、中小小売商業者の組織や地域商業の特性を活かした商業の集積と活性化を図ります。

併せて、商工団体の体制を強化し、小売商業者への経営指導の充実、人材育成と融資制度の充実などを図り、消費者ニーズに即した商業活動を促進します。

さらに、新たなビジネスとして、子育てや高齢者の支援など地域に密着したコミュニティビジネスのあり方を検討していきます。

### 観光の振興

太平洋と瀬戸内海を最短で結ぶ地理的利点を活かし、多様で魅力ある観光地づくりに向けて、恵まれた自然環境や豊富な観光資源を活用して観光拠点施設や関連施設の整備及びこれらの施設のネットワーク化を推進します。

また、地域の特性を活かしつつ、自然や文化、農林業などの体験型観光を取り入れるため、観光と伝統工芸、商業、農業及び内水面漁業などとの多面的連携を図り、グリーンツーリズムなどの新たな観光メニューの開発や観光プログラムの開発に努めます。

さらに、住民、事業者、行政等のパートナーシップのもと、交流とふれあいのある個性的で魅力的な行事やイベントの開催に努めます。また、観光地・地場産品・観光施設等の情報発信し、サービスの充実・強化を図るとともに、観光案内機能の充実や住民参加による受入体制づくりを進めることにより、観光客のリピーターや口コミによる来訪者の拡大などに努めます。

### 伝統産業の振興

土佐和紙の伝統と技を守り、後世に継承するため、高知県紙産業技術センターや紙の博物館、土佐和紙工芸村、関係団体と連携し、後継者の育成を図るとともに、新たな市場の開拓に努めます。

また、学校教育に活かすことにより、子ども達の郷土への愛情や誇りを育むとともに、地域間交流や国際交流に活かすことにより、国内外に土佐和紙の良さと土佐和紙発祥の地「いの町」を発信していきます。

### 【主要事業】

施策項目	主要事業の概要
農畜林水産業の振興	農林業の新規就業者の支援、担い手の確保・育成
	特産品の開発・ブランド化の推進
	地産地消の推進
	農道、林道、作業道、ため池、用排水路などの生産基盤の整備
	レンタルハウスの整備
森林組合の資本装備のための支援	
工業の振興	企業誘致の推進

商業の振興	商店街の環境整備
	商業イベントへの支援
観光の振興	観光イベントの開催
	観光資源の活用、観光マップの作成
	観光施設の整備、観光案内板・トイレ・駐車場・ベンチなど観光利便施設の整備
	観光道路の整備
伝統産業の振興	後継者の育成

#### (4)【文化・教育】人や文化を育み心豊かなまちづくり

##### 学校教育・幼児教育の充実

小・中学校教育については、自ら学び、考える力と豊かな人間性や社会性を育むため、情報教育や国際理解教育などの教育内容や指導体制の改善・充実を図るとともに、郷土に誇りを持ち郷土を愛することのできるよう、地域社会と連携を図りながら地域を教材とした教育活動などを推進します。

このため、地域、家庭、学校との連携強化を図るとともに、学校施設や教育設備の整備・充実や教職員の指導力向上に向けた研修体制の確立に努めます。

さらに、深刻化するいじめや不登校などについては、教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関の連携を密にし、未然防止や早期発見・早期解決に努めます。

また、中山間地域の活性化の観点からも、本川中学校の山村留学制度の周知・活用を図るとともに、県立追手前高校吾北分校の円滑な学校運営が行えるよう側面的な支援に努めます。

幼児教育については、幼稚園と保育所の連携を強化し、両者の機能を活かし、就学前の子ども達のより良い育成環境の整備に努めます。

##### 生涯学習の推進

幼年期から高齢期までのそれぞれの段階に応じた学習機会と学習情報の提供に努めるなど、生涯学習体系づくりを推進するとともに住民主体の活動を支援します。

また、生涯学習推進組織の充実に努めるとともに人材の養成、発見、活用を図り、事業者、団体、学校や関係機関と連携・協力し、生涯学び続けることのできるシステムづくりを推進します。

さらに、公民館や図書館（室）などの社会教育施設を有効に利用できるシステムづくりや施設間のネットワーク化に努めます。

住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、あらゆる差別のない人権を尊重する社会を築いていくため、地域、家庭、学校における人権教育をはじめ、様々な機会を通じて啓発活動を展開していきます。

##### 男女共同参画の促進

行政が率先して意思決定過程への女性の参画を推進するとともに、地域社会において男女共同参画意識を浸透させる効果的な啓発を行います。また、女性が地域で

持てる能力や個性を發揮できるように必要な方策を講じ、男女がお互いの人権と個性を尊重し、自立し、相互に協力し合う男女共同参画社会の実現をめざします。

#### 地域文化の継承・振興

住民の文化活動の支援や優れた芸術文化に親しめる機会の充実、地域に根ざした伝統文化・郷土芸能の保存・継承を推進するとともに、地域文化・芸術を担う人材の育成に努めます。さらに、情報の収集・提供、指導・相談機能の充実や、文化・芸術交流を促進し、自主的・創造的な文化・芸術活動の振興を図ります。

また、文化施設の充実や既存施設の有効活用などにより参加と交流の場を充実させ、住民が多彩な文化・芸術活動に親しめる環境づくりに努めます。

#### 国際交流・地域間交流の促進

町民が国際社会の一員としての自覚を持ち、相互理解を深めることができるよう、友好・姉妹都市提携や中学生の海外体験留学、留学生の受入れなどを推進するとともに、在住外国人との交流や海外まで広く認知されている土佐和紙を通じた交流などの住民が主体となった国際交流活動を支援します。

また、町域の一体感や町民意識の醸成を高めるため、地域における生活、産業、文化、イベント等の多様な連携・交流の推進に努めます。

#### 【主要事業】

施策項目	主要事業の概要
学校教育・幼児教育の充実	基礎学力の定着と向上
	地域ぐるみ教育の推進
	老朽化した校舎・体育館・プールなどの整備・改修
	情報教育設備等の整備・充実
	幼・保・小・中・高連携教育の推進・充実
生涯学習の推進	公民館・図書館（室）活動の充実
	公民館の整備・改修
男女共同参画の促進	女性の社会参画の促進
	啓発活動の推進
地域文化の継承・振興	文化財、郷土芸能の発掘・保護・活用
国際交流・地域間交流の促進	外国人講師の招致
	中学生の海外体験留学の実施
	交流イベント等の開催

#### (5)【連携・協働】住民と行政の連携・協働によるまちづくり

##### コミュニティの育成

合併による行政区域の拡大の中で1町2村それぞれの地域における住民の連帯と

強化を図るため、住民自治によるまちづくりの視点にたち、身近な生活単位を基本としてふれあいのある地域コミュニティの形成を進めます。また、地域のコミュニティ活動やボランティア活動を担うリーダーを育成するとともに、地域が主体となった活動を支援します。併せて、まちづくり活動や地域活動の拠点としてコミュニティセンターや集会所等の整備に努めます。

#### 行財政運営における住民等との協働

住民のニーズや提案がまちづくりに活かされるよう、住民の声を施策に反映させることができる仕組みを整えるなど、町政への参画機会の充実を図ります。さらに、住民のまちづくりへの関心が高まるよう、ホームページや広報誌などによる積極的な広報活動に努めるとともに、町民組織の確立やコミュニティの育成を図りつつ、住民・団体、事業者、行政がそれぞれの立場で提案し、実行できる連携・協働のまちづくりを進めます。

また、町政運営に対する住民の理解と信頼を深めるため、行政の透明化に努めるとともに、個人情報の保護に十分配慮しながら、計画段階から情報公開、広報・公聴活動に努めます。

#### 行財政運営の効率化・高度化

行財政運営に当たっては、取り組み状況を分かりやすく公表するなど、より公正で開かれた町政運営を行うとともに、地方分権時代に対応した組織機構と事務事業の見直し、職員の意識改革と資質の向上、専門職員の養成・配置など、効率的かつ効果的な行政運営の確立に努めます。

また、行政施策等を着実に遂行するため、財政基盤の強化を図るとともに財務情報を公表するなど、財源の公正かつ効率的な配分を行い、健全な財政運営の確立と財政構造の弾力性の確保に努めます。

事務事業の中では、民間委託が可能なものは、民間に委ねるとともに、公共施設の整備にあたっては、PFIの導入を検討します。

さらに、高齢者や障害者を含むすべての住民が利用しやすい新庁舎を建設するとともに、窓口サービスのワンストップ化や住民票の交付をはじめとする郵便局の活用の推進などにより、住民サービスの向上に努めます。

#### 【主要事業】

施策項目	主要事業の概要
コミュニティの育成	コミュニティセンターや集会所等の整備
	研修バスの活用
	ボランティア・NPO活動の支援
行財政運営における住民等との協働	情報公開の推進
	電子自治体ネットワークの構築
	住民懇談会の開催
行財政運営の効率化・高度化	新庁舎の建設
	窓口サービスのワンストップ化
	民間委託やPFIの導入の検討

## 2. 新たなまちづくりのための公約

いの町においては、これまで伊野町、吾北村、本川村が、それぞれに取り組んできたまちづくりや施策などの良い面を引き継ぐとともに、建設計画の策定期間である平成26年度までの10年間で、重点期間として位置づけ、合併のスケールメリットや国・県の財政支援措置等を活かして、新しいまちづくりの基本理念「豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくり」「心の豊かさが実感できるまちづくり」「若者が定住できる魅力あるまちづくり」「住民参画による活力あるまちづくり」に積極的に取り組んでいきます。

このため、この期間内において、5つのまちづくりの基本的方向を踏まえて、重点的に取り組んでいく施策を、「新たなまちづくりのための公約」として掲げ、実現していきます。

### 【生活・環境】

交通渋滞や浸水被害などの解消を図るため、国・県等と協力し、高知西バイパスや新宇治川放水路の早期完成をめざします。

森林の持つ「緑のダム」としての機能をより一層高めるため、森林所有者の「自己負担ゼロ（大企業を除く）」で間伐や広葉樹の植栽などを行うことにより、町内全域の民有林を、手入れの行き届いた森林として再生します。併せて、住民が森林の大切さを身近に感じ、また、憩いやレクリエーション活動の場として活用されるようボランティアの森、きのこの森及び昆虫の森づくりを行います。

環境保全への取り組みを率先して実行するため、いの町役場において環境ISOの認証を取得します。

清流仁淀川を守るため、国の河川美化推進事業や下水道事業等を導入して水質汚濁の大きな一因となっている生活排水や工場排水の浄化に努めます。

住民等の自発的な環境保全活動を支援するため、家庭用ごみ処理器等への助成を行うとともに、事業者や団体、グループと共同して環境保全の実践活動を促進します。

### 【安心・健康】

住民の健康づくりを推進するため、専門人材（スポーツインストラクター等）を配置した温水プールやトレーニングジム、わんぱく広場等の施設整備を行います。

近隣住民、特に高齢者が信頼し、安心してかけられる病院として患者さん中心の医療が提供できるよう仁淀地区国民健康保険組合病院を再建します。また、吾北・本川地域の住民が安心して暮らせるよう、仁淀地区国民健康保険組合病院との連

携を視野に入れながら、吾北地域の民間医療機関との連携や本川村国民健康保険直営診療所（含む大橋出張診療所、越裏門出張診療所）の存続を図ります。

吾北・本川地域の住民の安全を守るため、ヘリポートを建設し、急患搬送や防災に努めます。

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、高齢者自身の意志を尊重し、自立した質の高い生活を営むことができるよう、在宅介護の充実を図ります。また、既設で老朽化している特別養護老人ホーム吾北荘の充実を図り、在宅での適切な介護が困難な高齢者が速やかに入所できるよう対応に努めます。

## 【産業振興】

農業が魅力とやりがいを持てる職業となるよう、地域農業の総合的マネジメント機能を果たす農業公社を充実するとともに、認定農業者や新規就農者の育成に努めます。また、安全・安心な農作物の栽培や高付加価値農作物の栽培、気温差を利用したりレー栽培等を促進し、安定的な農業経営の確立を支援します。

造林から間伐などの保育、主伐に必要な林業従事者の育成・確保や林業施設・設備の整備・充実に努めるとともに、新たな木材加工品や特用林産物等の生産の促進により、安定的な林業経営の確立に努めます。

古くから伊野のまちを支えてきた製紙業については、雇用の受け皿としての更なる発展ができるよう、技術の高度化や消費者ニーズにあった高付加価値製品の開発、経営の合理化などに前向きに取り組む企業を支援します。また、伝統工芸に指定されている手すき和紙については、後継者を育成するとともに、新しい市場の開拓を支援します。

にぎわいのある商店街づくりを進めるため、生活者だけでなく、観光客も立ち寄れる魅力ある商店街の形成を図り、商業の活性化に努めます。

瀬戸内圏や関西圏からの観光客の増加を図るため、いの町全域をエリアとする観光協会（仮称）を設立し、情報発信機能の強化を図るとともに、イベントの充実や観光ルートの確立、観光資源のネットワーク化を進めます。また、3つの道の駅（土佐和紙工芸村、633美の里、木の香温泉）や水辺の駅あいの里仁淀川、レストパーク伊野等の連携を強化し、特産品や豊かな自然、歴史、文化などの地域の魅力を案内する場として有効活用を図ります。

西日本有数の山岳観光地・石鎚山系瓶ヶ森や清流仁淀川、吉野川源流など新しい町の豊かな自然の保全を図るとともに、来訪者が十分に満喫できるよう、滞在型施設の充実を図ります。

## 【文化・教育】

住民の文化活動を支援し、心の豊かさを育むため、優れた文化・芸術の鑑賞や文化活動の発表の場となる施設を整備します。

子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上を図るため、教育6(小学校)・3(中学校)・3(高校)制の連携と充実に努めます。

歴史的価値のある文化財や古くから伝わる風習、行事、郷土芸能等の伝統文化の保存・継承に努めます。

子どもとお年寄り、人と自然など様々なふれあいの機会を創出し、心豊かな人づくりを行うため、自然の中でゆっくりと地域の自然・文化・人々に向き合ったり、学んだりすることができる自然体験学習を推進します。

安全でおいしい地元の農作物等を学校給食に取り入れるとともに、吾北地域における小・中学校の完全給食を実施するため、給食センターを整備します。

## 【連携・協働】

住民の皆さまの声が届き、共に実行できる住民主体の新しい町づくりを行うため、行政の透明性を高め、また、行政としての説明責任を果たすなど住民に開かれた行政運営を行います。

住民の視点に立った行政を推進するため、優秀な人材の確保・登用や職員の意識改革を図るなど役場の改革を行います。

## 第6章 新しい町における高知県との連携

### 1. 新しい町における高知県との関わり

合併を契機に新しい町「いの町」の更なる発展が期待されています。このため、各方面において高知県の積極的な協力と支援を要請するとともに、緊密な連携と協力体制のもと、いの町建設計画に掲げる諸施策を計画的かつ円滑に推進していきます。

### 2. 新しい町における高知県の事業

住民の日常生活、地域どうしの交流・連携、経済活動などを支える道路網の整備や住民の生命と安全を守る治山・治水対策など、高知県が主体となって行う次の事業について、継続事業の早期完成並びに新規路線の事業化が図られるよう、重点的かつ計画的な整備促進を要請していきます。

施策	事業内容
県が管理する国道の整備促進	<p>国道 33 号とともに“いの町”の交通の骨格をなす国道 194 号、国道 439 号については、安全な道づくりや災害に強い道づくりが進められるよう、未改良区間の早期完成や落石などの危険箇所の解消、交通安全対策などの促進を図ります。</p> <p>国道 194 号の線形不良区間の早期改良、落石や急カーブ等危険箇所の解消 等</p> <p>国道 439 号の未改良区間の早期完成 等</p>
国道 33 号高知西バイパスのアクセス道路の整備促進	<p>高知西バイパスの供用開始に伴い、交通量の増加が見込まれる県道については、バイパス事業と連携を図りながら、渋滞対策や交通安全対策などの促進を図ります。</p> <p>県道 36 号高知南環状線の改良</p> <p>県道 38 号高知土佐線の交通安全対策 等</p> <p>県道 39 号土佐伊野線の改良</p>
県道の整備促進	<p>地域住民の生活道路や観光地へのアクセス道路、災害時における迂回路などに利用される県道については、安全かつ円滑な交通が確保されるよう、幅員の拡幅や待避所の設置などの促進を図ります。さらに、広域的管理のための村道・林道の移管や新たな路線の事業化についても、早期に実現されるよう県に働きかけを行っていきます。</p> <p>県道 292 号思地川口線の 1.5 車線的な改良、延長</p> <p>県道 293 号西津賀才日比原線の 1.5 車線的な改良及び村道縦ノ木山～吉ヶ成線の県道への移管</p> <p>県道 294 号奥の谷日比原線の 1.5 車線的な改良及び林道川窪～芥川線の県道への移管</p> <p>県道 40 号石鎚公園線の 1.5 車線的な改良</p> <p>県道 17 号本川大杉線の部分的な改良</p> <p>県道 6 号線バイパス榎ヶ峰トンネルの事業化</p> <p>その他県道の改良</p>

施 策	事 業 内 容
森林基幹道の早期開設・新規路線の事業化	<p>新しい町における重点施策である緑のダムづくりを推進するとともに、幹線ルートと山間集落を結ぶ生活道路として利用が図られるよう、建設中の森林基幹道の早期開設に努めます。さらに、新たな路線の事業化についても、早期に実現されるよう県に働きかけを行っていきます。</p> <p>森林基幹道土居柳野線の早期開設  森林基幹道寒風大座礼西線の早期開設  森林基幹道吉原中追上八川線の事業化  森林基幹道程野戸中線の事業化  森林基幹道越裏門大森線の事業化</p>
県が管理する河川の改修・砂防施設の整備促進	<p>洪水等の自然災害の発生を防止するため、河川の局部改良や堰堤、堤防工事などの促進を図ります。</p> <p>天神ヶ谷川の改修  奥田川の改修  南の谷川の改修  中の谷川の改修  上八川川の改修  その他県の管理河川の改修</p>
治山・砂防事業の促進	<p>森林の保全と維持管理を図るとともに、土砂災害から山地下流部の人家や耕地等を守るため、治山・砂防事業の促進を図ります。</p> <p>程野地区、槇川地区、戸中地区、中野川地区 等  岩村谷川、川口谷川、成川川、程野谷川 等</p>
急傾斜地崩壊対策事業の促進	<p>崖崩れ等の災害から住民の生命・財産を守るため、急傾斜地の崩壊危険箇所への崩壊防止施設の整備促進を図ります。</p> <p>奈呂地区、奈呂中地区、音竹東地区、北谷南地区、楠瀬地区、大八十地区、寺野地区、長沢地区 等</p>
地すべり防止事業の促進	<p>地すべりによる被害を除去又は軽減するため、地すべり地域に排水施設、擁壁その他地すべり防止施設等の整備促進を図ります。</p> <p>花ノ木地区 等</p>

## 第7章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等に配慮しながら、逐次検討・整備を進めていくことを基本とします。

なお、新しい町の事務所については、当面、伊野町役場の庁舎を活用しますが、老朽化が著しいことから、新しい町において、庁舎の位置や機能等について検討し、合併後5年以内の建設をめざします。また、吾北村及び本川村の役場庁舎については、地域に密着した行政サービスを提供するための総合支所として活用し、住民窓口サービスの低下を招くことがないよう電算処理システムのネットワーク化等により必要な機能の整備を図ります。

また、学校給食の未実施地域である吾北地域の小・中学校において完全給食を実施するため、学校給食センターの整備を図ります。小規模校等においては、学校給食の施設・設備の衛生管理を充実させる観点から、現行のサービスを低下させることのないよう学校給食センターへの給食施設の統合化を検討します。

さらに、休校中の学校施設については、福祉施設等への転用などを含めて、地域の意向も踏まえて、有効な活用に努めます。

## 第8章 財政計画

### 1. 財政計画の基本的考え方

財政計画は、今後の財源見通しなどを踏まえた長期的な展望に立ち、限られた財源をいかに効果的に運用するかなどの視点をもって、将来にわたって健全な財政運営を行うために作成するものです。

策定に際しては、いの町建設計画に基づく主要事業や、合併に伴う節減効果、国・県の財政支援措置等を反映させるとともに、地方債の大幅な発行により後年度の負担が増えることのないよう考慮しています。

なお、現在、国において検討されている補助金の削減、交付税制度の見直し、税源移譲の「三位一体の改革」の新しい町における影響については、予測不可能であることから、現行の税制度、地方交付税制度が継続されることを前提としています。

### 2. 期間

いの町建設計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10ヶ年とします。

### 3. 会計範囲

普通会計ベースで作成します。

### 4. 推計方法

歳入・歳出の前提条件は次のとおりです。

#### 《歳入》

##### (1) 地方税

現行税制度を基本として、鉱産税及び水利地益税は、合併時に廃止し、それ以外の地方税については、これまでどおりの歳入を見込んでいます。

##### (2) 地方譲与税

平成15年度見込額を基礎として見込んでいます。

##### (3) 利子割交付金

過去の実績等により算定しています。

##### (4) 地方消費税交付金

これまでどおりの歳入を見込んでいます。

##### (5) 自動車取得税交付金

これまでどおりの歳入を見込んでいます。

##### (6) 地方特例交付金

平成15年度見込額を基礎として見込んでいます。

(7) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定特例（合併算定替）と激変緩和措置を考慮して算定し、合併に係る交付税措置及び合併特例債の償還の普通交付税措置額を見込んでいます。特別交付税については、平年ベースに合併市町村に対する包括的な特別交付税措置額を加えた額で見込んでいます。

(8)交通安全対策特別交付金

これまでどおりの歳入を見込んでいます。

(9)分担金及び負担金

これまでどおりの歳入を見込んでいます。

(10)使用料及び賃借料

これまでどおりの歳入を見込んでいます。

(11) 国庫支出金

過去の実績等により算定し、合併に係る財政支援（合併市町村補助金）を見込んでいます。

(12)県支出金

過去の実績等により算定し、合併に係る財政支援（まちづくり支援交付金）を見込んでいます。

(13)財産収入

財産運用収入については、これまでどおりの歳入を見込んでいます。財産売払収入は、臨時的要素が大きいと考えられるため見込まないものとします。

(14)寄附金

これまでどおりの歳入を見込んでいます。

(15)繰入金

財政調整基金及び減債基金からの繰入金を活用しています。

(16)繰越金

単年度収支を原則としているため、見込まないものとします。

(17)諸収入

過去の実績等により算定しています。

(18)地方債

いの町建設計画事業に伴う合併特例債・通常債及び減税補てん債等を活用しています。

《歳出》

(1) 人件費

合併後退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減(合併後10年間で類似団体職員数とすることを目標)及び合併による特別職職員の減、議員定数の減等を見込んでいます。

(2) 扶助費

過去の実績等により算定しています。

(3) 公債費

平成14年度までの地方債に係る償還予定額に、平成15年度以降のいの町建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

(4) 物件費

合併後3年間は移行経費として臨時経費を見込むとともに、その後は、合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(5) 維持修繕費

過去の実績等により算定しています。

(6) 補助費等

過去の実績等により算定しています。

(7) 積立金

基金への積み立てを見込んでいます。

(8) 投資及び出資金

過去の実績等により算定しています。

(9) 貸付金

臨時的な要素が大きいため、見込まないものとします。

(10) 繰出金

過去の実績等により算定しています。

(11) 普通建設事業費

健全な財政運営を行うにあたって投資可能な普通建設事業費を算定しています。

(12) 災害復旧事業費

年度による変動が大きいため、見込まないものとします。

【歳入】

(単位：百万円)

費 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1. 地方税	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840
2. 地方譲与税	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
3. 利子割交付金	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
4. 地方消費税交付金	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208
5. 自動車取得税交付金	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
6. 地方特例交付金	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
7. 地方交付税	5,460	5,399	5,540	5,302	5,383	5,348	5,382	5,439	5,486	5,562
普通交付税	4,506	4,529	4,712	4,557	4,638	4,603	4,637	4,694	4,741	4,817
特別交付税	954	870	828	745	745	745	745	745	745	745
8. 交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
9. 分担金及び負担金	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
10. 使用料及び手数料	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248
11. 国庫支出金	726	726	591	591	591	591	591	591	591	591
12. 県支出金	1,171	1,171	1,171	971	971	971	971	937	937	937
13. 財産収入	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
14. 寄付金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
15. 繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16. 繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17. 諸収入	218	218	218	218	218	218	218	218	218	218
18. 地方債	2,304	1,927	2,604	3,043	3,043	2,503	2,028	2,028	2,028	2,028
歳入合計	13,645	13,207	13,890	13,891	13,972	13,397	12,956	12,979	13,026	13,102

## 【歳出】

(単位：百万円)

費 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1.義務的経費	5,189	5,095	5,202	4,855	4,821	4,716	4,743	4,783	4,832	4,946
1.人件費	2,258	2,232	2,191	2,168	2,116	2,071	2,048	2,004	1,981	1,966
2.扶助費	795	795	795	795	794	795	795	794	795	795
3.公債費	2,136	2,068	2,216	1,892	1,911	1,850	1,900	1,985	2,056	2,185
2.その他経費	4,846	4,862	4,688	4,536	4,651	4,749	4,781	4,764	4,762	4,724
1.物件費	1,707	1,707	1,585	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463
2.維持補修費	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117
3.補助費等	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695
4.積立金	101	117	65	35	150	248	280	263	261	223
5.投資及び出資金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6.貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7.繰出金	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225
3.投資的経費	3,610	3,250	4,000	4,500	4,500	3,932	3,432	3,432	3,432	3,432
1.普通建設事業費	3,610	3,250	4,000	4,500	4,500	3,932	3,432	3,432	3,432	3,432
2.災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計	13,645	13,207	13,890	13,891	13,972	13,397	12,956	12,979	13,026	13,102

## 第9章 建設計画の推進に向けて

本計画を適正かつ円滑に実施し、新しいまちづくりを進めていくために、着実に実施されるような仕組みや体制を整備するとともに、計画の進行管理を適切に行い、着実な推進を図ります。

### (1) 住民との連携・協働

合併後の新しいまちづくりを進めるためには、住民の視点でまちづくりを考えていくことが必要であり、住民が計画づくりの段階から積極的に参画していくことが望まれます。特に、吾北地域、本川地域については、合併に伴い地域が寂れることのないよう、町政懇談会や区長会などを通じて幅広い住民の意見や要望を聞き入れながら、きめ細かな自治を推進します。

### (2) 推進体制の整備

庁内の各課(室)長を構成メンバーとする「いの町建設計画推進会議(仮称)」を設置し、具体の事業計画の策定や推進状況の管理、住民への進捗状況の公表などを行うことにより、建設計画の着実な推進を図ります。

なお、社会情勢の変化や財政状況の変化等により、計画内容の変更の必要性が生じる場合には、住民にその理由と経過を説明し、理解を得るよう努めます。

《用語解説》

頁	用語	用語解説
<b>あ行</b>		
28	異業種交流	専門的で固有の技術をもった企業などが、技術の複合化や高度化を進めて事業展開の幅を広げていくため、一定の組織をもとに対等の立場で、技術の交流を中心として相互啓発を図ること。
36・37	1.5車線的な道路改良	2車線にこだわらず、地域の実情にあった、画一的でない改良を地域住民の理解を得て進めるもので、2車線や1車線の連続的改良及び突角是正や待避所設置などの局部改良を含めたもの。
14・16・27・32	NPO	民間非営利活動団体の略称。営利を目的とせず、公益を目的として、住民が主体的に活動する民間団体。
<b>か行</b>		
40	合併特例債	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や合併後の市町村振興のための基金造成について、合併が行われた年度とこれに続く10ヶ年度について、特例として認められる地方債のこと。この元利償還金の一部については、普通交付税措置がなされます。
40	合併算定替	合併による、地方交付税（普通交付税）の額の急激な変化を緩和するため、合併が行われた年度とこれに続く10ヶ年度は、合併前の市町村が存続しているものと仮定して各年度の4月1日現在において算定した普通交付税の合算額を保障し、さらにその後の5ヶ年度については、段階的に縮減するという特例措置。
5	市町村の合併特例に関する法律	市町村の合併に関する特例などを定めた法律。法律には、合併協議会の設置、市町村建設計画の策定、地域審議会の設置、議会議員の定数・在任に関する特例、地方交付税の額の算定の特例などが定められています。
22	環境保全型農業	農業のもつ物質循環機能を生かし、化学肥料や農薬の使用削減など、土作りを基本とした環境に配慮した持続的農業。一般的には、 <u>農薬や化学肥料の使用を控え</u> 、農業活動に伴う環境への負荷が少ない農業のことをいいます。
33	環境ISO	国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えるもの。
14・16・31・32・35	協働	相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け、積極的に相互の立場や特性を認め、積極的にサービスを提供するなどの協力関係。
9	グリーンツーリズム	都市住民が、農山漁村に滞在して、自然豊かな環境でその土地での生活体験をしたり、レクリエーション等の余暇活動を行うこと。

頁	用語	用語解説
10・11	コーホート要因法	「コーホート」とは、ある一定期間に出生した人口の集団をいい、このコーホートの時間的な変化に基づき、将来人口を推計する方法。
41・43	公債費	地方公共団体が借入れた地方債の元金の償還と利子の支払いに要する経費。
22・31・32	コミュニティ	本来は生活共同体という意味で、住民の自治活動の単位を表しています。
28	コミュニティビジネス	地域密着型の仕事の意味で、福祉ビジネスや地場産品開発など全国的にさまざまな活動が展開されています。
さ行		
38	三位一体の改革	<u>国から地方への国庫補助負担金の廃止・縮減と税源移譲を含めた税源配分の見直し、地方交付税の改革の三つを同時に進めよう</u> というもの。権限、財源の両面で地方分権を促進するとともに、行政のスリム化を目的としています。
18.19	市街化区域	都市計画法における都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
18.19	市街化調整区域	都市計画法における都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
23・28	水源かん養	森林の洪水や濁水を緩和する機能、さらに質の良い水を作りだす水質保全機能を総称して「水源かん養機能」といいます。
33	スケールメリット	市町村の人口規模が拡大するに従って、市町村の歳出の効率化が図られるという「規模の利益」。
18	ゾーニング	市町村同士の地域的なつながりを地図上に示したものであり、市町村が合併を検討する際に参考となるものとして作成するもの。
た行		
30・31	男女共同参画社会	女性と男性が、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。
27・29	地産地消	地域で取れた産物を地域で消費する取り組み。
39・40・42	地方交付税	全国の地方自治体の財政的な不均衡を調整して、どの地域に住んでいる人にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本整備が提供できるように、国税の一部（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）を地方自治体に配分するもの。地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれています。
39・40・41・42	地方債	地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務（いわゆる借金）。
1・32	地方分権	現在、国が行っている行政権限の一部を住民にとって身近な地方公共団体に移す、あるいは地方公共団体に対する国の関与を見直すこと。これによって、より各地域の特性にあった行政サービスの提供が可能になると考えられています。

頁	用語	用語解説
18・19	都市計画区域	都市計画法に基づき、市又は一定規模以上の町村において、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県が指定する区域。
22	都市計画マスタープラン	長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段、プロセスを総合的・体系的に示す計画。
な行		
26	ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々を隔離したりするのではなく、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受し、普通の生活を送ることが当たり前の社会であるとする考え。
は行		
24・26	バリアフリー	高齢者や障害者が生活していく際の障壁を取り除き誰もが暮らしやすい生活・社会環境を作ろうという考え方。もともとは、段差をなくしたり、手すりを付けるなどの工夫や配慮を施した設計を意味する住宅・建築用語として登場した。
32	P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略。道路、病院、ごみ処理施設など国や地方公共団体が担当していた公共施設の整備や運営を、民間の資金や経営ノウハウ、技術力を活用して民間主導で行うもので、安価で質の高いサービスが期待できる制度といわれています。
41・43	扶助費	社会保障制度の一環として、現金や物品を対象者に支出する経費。
39	普通会計	地方公共団体における公営事業会計以外の会計。
41・43	普通建設事業費	道路、橋、学校、庁舎などの公共用・公用施設の整備・建設にかかる事業費用。
41・43	物件費	おもに賃金、旅費、交際費、需用費(消耗品費・光熱水費など)、役務費(手数料など)、備品購入費、委託料などの消費的性質の経費の総称。
41・43	補助費等	団体に対する負担金や補助金、報償費、補償金などの費用。
ま行		
13・20・22・25・28・33・37	緑のダム	森林は、降雨時には森林土壌に雨を浸透させて河川への流入量を減少させ、平常時にゆっくりと水を流す機能があるため、『緑のダム』とも呼ばれています。
や行		
14・22	U I J ターン	地方部に居住していた人で就職等により都市部に定住した人が、また元の地方部に戻って定住することを「Uターン」、出身地とは別の地方部に定住することを「Jターン」、もともと都市部に居住していた人が、地方部に定住することを「Iターン」といいます。

頁	用語	用語解説
ら行		
27・34	リレー栽培	<u>山間地と平坦地の標高差(温度差)を利用して栽培時期をずらすことにより同一品目を切れ目なく長期間出荷させること。</u>
わ行		
32	ワンストップ化	住民サービスを向上させるため、ネットワーク技術を活用し、一つの窓口で複数の行政サービスを提供すること。

協議第15号 継続

地域審議会の取扱いについて

別紙のとおり地域審議会の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年12月19日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

## 行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目6 地域審議会の取扱い
地域審議会の制度等	<p>地域審議会の制度とは、「合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる。」との懸念に対して、合併市町村の施策全般に関しきめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものである。</p> <p>地域審議会は、合併市町村の協議により、期間を定め、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、設置することができる（合併特例法第5条の4第1項）、その任務は、新町が処理する当該区域に係る事務に関し、新町の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき新町の長に意見を述べることとされている。</p> <p>地域審議会の組織及び運営に関し、必要な事項については、伊野町、吾北村及び本川村の協議により定めることとされている。（合併特例法第5条の4第2項）地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については、議会の議決を経る必要があり、協議が成立したときは、伊野町、吾北村及び本川村は直ちにその内容を告示しなければならない。（合併特例法第5条の4第3項）</p> <p>また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かななければならない。（合併特例法第5条第8項）</p>
地域審議会の具体的な役割等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新町長の諮問に対する審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>新町建設計画の変更（合併特例法第5条第8項）</li> <li>新町建設計画の執行状況（定期的なもの）</li> <li>当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用（合併特例法第11条の2第1項第3号）</li> <li>基本構想・各種計画の策定・変更</li> <li>当該地域においてのみ行われる事務・事業</li> <li>当該区域に特別に利害関係のある事務・事業</li> </ul> </li> <li>2. 新町長に対する意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>新町建設計画の執行状況（随時的なもの）</li> <li>公共施設の配置・管理運営</li> <li>福祉・廃棄物処理・消防等の施設の実施状況</li> <li>当該区域においてのみ行われる事務・事業</li> <li>当該区域に特別に利害関係のある事務・事業</li> </ul> </li> </ol>
参考	<p>諮問とは、有識者又は一定機関に意見を求めること。</p> <p>審議とは、ある物事について詳しく調査・検討し、そのもののよしあしなどを決めること。</p> <p>意見とは、ある問題に対する主張・考え。心に思うところを述べること。</p>

項目	協定項目6 地域審議会の取扱い
関係法令	<p>【合併特例法】  (市町村建設計画の作成及び変更)  第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(一) 合併市町村の建設の基本方針</li> <li>(二) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項</li> <li>(三) 公共的施設の統合整備に関する事項</li> <li>(四) 合併市町村の財政計画</li> </ol> <p>2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。</p> <p>3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。</p> <p>5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があった場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。</p> <p>6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。</p> <p>8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。</p> <p>(地域審議会)  第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p>

項目		協定項目6 地域審議会の取扱い	
第27次地方制度調査会答申内容の整理	基礎自治体	<p>今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有する自立性の高い自治体でなければならない。</p> <p>これらの基礎自治体には、国から積極的な事務や権限の移譲が進み、都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じて事務や権限を移譲し、少なくとも、住民に一番身近な福祉、教育及びまちづくりなどの事務は、原則として基礎自治体で処理可能な権限が移譲される。</p> <p>基礎自治体の住民は、地方分権改革が目指す分権型社会の中で、地域における住民サービスを担うのは、行政のみではないことを重要な視点とし、自己決定と自己責任の原則を基本に、新しい公共団体を形成していかなければならない。</p>	
	小規模市町村	<p>人口1万未満を目安とする。</p> <p>都道府県は、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあっせん等には、地理的条件、人口密度及び経済情勢のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮しなければならない。</p>	
	小規模市町村の事務	<p>組織機構の簡素化に努め、法令による義務づけのない自治事務を処理し、義務づけられた事務でも窓口サービス等その一部のみを処理する特例的団体を検討する。</p> <p>それ以外の事務は、都道府県が自ら処理する（垂直補完方式）か、近隣の基礎自治体に委託する（水平補完方式）ことも考えられる。</p>	
	地域自治組織	地域自治組織の基本的な機能と仕組の比較	
		<p>法人格を有しない行政区(行政事務処理上の便宜のために設けられる行政区画)的なタイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎自治体としての一体性を損なうことのないように配慮して行政区的タイプが望ましい。</li> </ul>	<p>法人格を有する特別地方公共団体(地方公共団体のうち、特別な目的のために設けられた公法人、例として地方公共団体の組合)タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の一定期間のまとまりに配慮すべき事情がある場合には旧町村単位の特別地方公共団体も考えられる。</li> <li>この方法を活用するには、旧市町村単位の設置することができる等の特例を設けることが適当である。</li> <li>地域自治組織に、旧市町村の名称を活用すれば、合併前の名称を残すことも可能である。</li> </ul>
	<p>一般制度としての地域自治組織(行政区的タイプ)は、下記の3機能を有するものとし、基礎自治体の一部として事務の分掌可能な組織とする。</p> <p>住民に身近なところで住民の身近な基礎自治体の事務を処理する機能</p> <p>住民の意向を反映させる機能</p> <p>行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能</p>	<p>一般制度としての地域自治組織(特別地方公共団体タイプ)は、機能的及び組織は行政区的タイプと同様の役割を期待する。</p> <p>行政区的タイプとの相違点は、以下のとおり</p> <p>設置の方法</p> <p>合併協議会に置いて規約を定める。</p> <p>合併後の一定期間、合併前の旧町村単位とする。</p> <p>高知県知事の認可を必要とする。</p>	

項 目	協定項目 6 地域審議会の取扱い	
第27次地方制度調査会答申内容の整理	<p style="text-align: center;">地域自治組織の基本的な機能と仕組</p> <p>機関として、地域協議会及び地域自治組織の長を置く。また、事務所を置き、支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせる。区域並びに地域自治組織の基本的な事項は条例で定める。なお、合併に際して地域自治組織を設置する場合は条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定める。</p> <p>地域協議会の役割は、下記のとおり  地域内の住民及び諸団体の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の要となる。  地域内の事務に関し、基礎自治体の長その他の機関及び長の諮問に応じて審議する。  地域内の必要な事項につき、それらの機関に建議する。  基礎自治体の判断により、地域に係る予算、基本構想、重要な施設の設置及び廃止等の一定事項について意見を聴く。  構成員の選任等は、基礎自治体の長が選任する。選任に当たっては、自治会、町内会、PTA、地域を基盤とする各種団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選任することなど、地域の意見が反映される構成とする。  構成員の報酬は、原則として無報酬とする。  地域自治組織の長の役割は、組織を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会によりまとめられた地域の意見を踏まえ、きめ細かな事業・施策を実施する役割を担うものとする。  地域自治組織の長の選任は、基礎自治体の長が選任する。</p> <p>地域自治組織の財源は、地域協議会の意見を尊重しつつ必要な事業が実施できるよう基礎自治体において措置する。</p>	<p>事務の考え方  基礎自治体の事務のうち、法令により処理が義務づけられていないその地域自治組織の区域に係る共同的な事務で規約で定めるものを処理する。  基礎自治体の補助機関の地位を兼ねるならば、法令により処理を義務づけられている事務を処理することも可能。</p> <p>地域協議会の役割は、  地域自治組織の予算等を決定する。</p> <p>地域協議会で必要と認める事項について、基礎自治体の長その他の機関に建議できる。</p> <p>構成員の選任は、地域の自主性を尊重する観点から、規約で定める。</p> <p>構成員の報酬は、行政区的タイプと同様の無報酬。  地域自治組織の長の役割は、行政区的タイプと同様。</p> <p>地域自治組織の長の選任は、基礎自治体の長が選任する。  事務局の職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則とし、必要な場合は臨時の職員を採用できる。  地域自治組織の財源は、下記のとおり  基礎自治体の事務の一部を処理するため必要な財源は、基礎自治体からの移転財源とする。  課税権と地方債の発行権限は有しない。  地方交付税の交付対象団体とはならない。  移転財源見合いの事務以外の事務を実施することを地域自治組織で認める場合は、何らかの住民の負担を求めることができる。</p>
		地域自治組織

項 目	協定項目6 地域審議会の取扱い
留意事項	<p>地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、合併町村すべてに置かなければならないものではなくまた地域審議会を置くこととなっても、伊野町、吾北村及び本川村のすべてに置かなければならないものでもない。</p> <p>さらに、設置は、従来一体性があった3町村の区域を単位とするものであり、吾北村と本川村の区域を合わせて一つの地域審議会をおくことや吾北村を分割して複数の区域を設けて置くことはできない。</p> <p>地域審議会の設置は、地方自治法第138条の4第3項の定めに基づき、新町長の付属機関としての位置づけとなるため、一般的には合併後に条例を制定することになるが、設置の趣旨を考慮すれば、合併前に決定できることが適当と思われる。しかしながら、合併前に合併後の新町の条例を制定することはできない。したがって、設置について、合併前に条例ではない形式により設置できるようにすることが適当であり、合併3町村の協議により定めることができるとされている。この協議については、3町村の議会の議決を経るものとされており、条例と同様に民主的な手続きと解されている。</p> <p>平成15年11月13日に第27次地方制度調査会より、今後の地方自治制度のあり方に関する最終答申がなされ、「基礎自治体のあり方」、「大都市のあり方」、「広域自治体のあり方」について、一定の方向性が示された。</p> <p>この答申の中で、特に関係のある基礎自治体については、的確な判断が可能な足腰の強い自治体を求め、それらに対応可能な自治体に応じて、権限の移譲を行うことを明記し、さらに住民自らも地域を担う一員であることを強く位置付けている。</p> <p>今日までの地方自治に間接的に携わってきている住民の、より主体性の充実を図ることを重視しているものと思われる。</p> <p>これらに対応するために、行政区的タイプ又は特別地方公共団体タイプの組織を想定し、その付属機関として地域協議会の設置を考えているが、これらの組織に対する機能、役割、構成員の選任、報酬の無報酬制度及び財源の確保等についての運用内容と、合併協議会においてすでに確認されている総合支所の役割等との比較では、職務執行上に相違点が見受けられず組織化しなくても運用可能と思われる。</p> <p>地域協議会と団体の意思決定機関である町議会との関係についても、今後整備される法制度に留意しなければならない。</p> <p>新町においては、従前の区長又は部落部長会及び地域を基盤とする各種団体等の補助機関は、全て新町に引き継がれ、その意見や要望を行政に反映するシステムは継続して取り扱われる。</p> <p>旧吾北村及び旧本川村には、一定権限を持たせた総合支所を配置し、広く地域住民の声を生かし、サ - ビスの低下を招かないよう配慮する。</p>
調整方針(案)	<p>自然豊かな特色を生かし、地域の発展を住民と共に進めていくため総合支所方式とし、かつ、各種団体等との連携を一層強化し、新町の一体性を確保することから、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4に規定する地域審議会については設置しない。</p>
協議の結果	

項目	協定項目 6 地域審議会の取扱い		
合併特例法に基づく地域審議会ではなく、新町にひとつの組織を設置（予定を含む）している事例			
市町村名	地域審議会に変わる組織	内 容	合併の期日
篠山市	100人委員会	市民参画による住みよいまちづくりを推進するため、地方自治法の規定に基づく附属機関を新市において設置する。（要綱を添付）	平成11年4月1日
さぬき市	まちづくり委員会	地域住民の意見を反映させ、新市における各地域の振興及び均衡ある発展等を図るため地方自治法の規定に基づく付属機関を新市において設置する。なお、当該附属機関の組織及び運営に関する事項は新市において条例で定める。（協定書に記載）	平成14年4月1日
安芸高田市	まちづくり委員会（仮称）	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4に規定する地域審議会については、設置しないものとする。ただし、合併後の新市のまちづくりに住民の意向を反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するために、新市において「まちづくり委員会」（仮称）を条例で設置する。（合併協議会にて協議済み）	平成16年3月

協議第 8 号 継続

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

別紙のとおり議会議員の定数及び任期の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

## 行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目 7 議会議員の定数及び任期の取扱い				
3 町 村 の 議 会 議 員 の 現 況	【議員数等】					
		伊野町	吾北村	本川村	合計	
	平成12年度国調人口	24,612人	3,358人	759人	28,729人	
	現法定議員数	26人	14人	12人	52人	
	条例議員数	20人	12人	10人	42人	
	議員数	20人	11人	10人	41人	
	任期	平成19年1月15日	平成16年10月15日	平成19年2月13日		
	【3町村の議員の報酬等（平成15年度現在）】					
	月 額 報 酬	議 長	伊野町	吾北村	本川村	
			305,000円	241,000円	239,000円	
			副 議 長	237,000円	193,000円	189,000円
			議 員	214,000円	168,000円	165,000円
			常任委員長	222,000円	174,000円	172,000円
		議会運営委員長	222,000円	-	172,000円	
		期 末 手 当	6月支給分	1.55月	1.55月	1.55月
12月支給分			1.45月	1.45月	1.45月	
計			3.00月	3.00月	3.00月	
加算割合		15%	15%	15%		
費 用 弁 償		本 会 議	1,000円	1,300円	なし	
		委 員 会	1,000円	1,300円	なし	
		そ の 他	車 賃	実費	実費	実費
			県内日当	2,000円	2,000円	2,000円
	県外日当	2,500円	3,800円	3,000円		
留 意 事 項	<p>新設（対等）合併する場合、合併関係市町村の議会議員はすべてその身分を失い、新町において法令等の定めるところにより新たに選挙する必要がある。</p> <p>しかしながら、市町村の合併に対する障害をなくしその推進を図るとともに、合併市町村の運営を円滑にするため、議会議員には、合併特例法により「合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の定数の総和に比べて大幅に減少する場合は多いことから、激変緩和のために法定定数の上限数の2倍までの数の議員をおくことのできる定数特例」や「合併協議会で協議された内容を合併市町村の事務・事業の遂行に反映させ、合併の効果がより一層発揮されるよう、合併後、合併関係市町村の議会の議員が最長で2年の間、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することのできる在任特例」などの特例措置が定められている。</p> <p>この特例の適用の有無やその内容について、合併市町村が協議を行う必要がある、この協議が整った後、合併関係市町村の議決を経ることが必要である。その後、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。（合併特例法第6条第8項）</p> <p>なお、いったん決定された事項は、合併後に変更することはできないこととなっている。</p>					

項 目	協定項目 7 議会議員の定数及び任期の取扱い		
区 分	合併特例法を適用しない場合（原則）	定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合
合併関係町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に議員は失職する。		合併関係市町村の協議により、合併後 2 年を越えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
任 期	（地方自治法）第 9 3 条第 1 項 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。		合併後 2 年を越えない範囲で協議で定める期間
定 数	<p>（地方自治法）</p> <p>第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(5) 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人</p> <p>7 市町村の配置分合をしようとする場合において、設置関係市町村の協議により、(略)あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>10 第 7 項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p>	<p>（合併特例法）</p> <p>第 6 条 新たに設置された合併市町村においては、地方自治法第 9 1 条第 2 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>2 倍を越えない範囲 26 人 * 2 = 52 人以内</p>	<p>（合併特例法）</p> <p>第 7 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 91 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、(略)</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村においては、市町村の合併後 2 年を越えない範囲で当該協議で定める期間</p>

項 目		協定項目 7 議会議員の定数及び任期の取扱い			
区 分	合併特例法を適用しない場合（原則）	定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合		
選 挙 期 日	（公職選挙法） 第 3 3 条第 3 項 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。		選挙は行わない。		
補欠選挙の適用	有	有	無		
選 挙 区	（公職選挙法） 第 1 5 条第 6 項 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、（略）				
選 挙 区 の 定 数	（公職選挙法） 第 1 5 条第 8 項 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。				
	人口に比例する場合	<b>【設置選挙及び一般選挙】</b> 議員定数を 2 6 人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 26 / 28,729 = 22$ ・吾北村 $3,358 \times 26 / 28,729 = 3$ ・本川村 $759 \times 26 / 28,729 = 1$	<b>【特例による設置選挙】</b> 議員定数を 5 2 人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 52 / 28,729 = 45$ ・吾北村 $3,358 \times 52 / 28,729 = 6$ ・本川村 $759 \times 52 / 28,729 = 1$ 特例終了後の一般選挙においては、地方自治法第 9 1 条第 2 項に規定する数（2 6 人）を超えない範囲で定めることとなる。	<b>【在任特例適用後の一般選挙】</b> 議員定数を 2 6 人にした場合 ・伊野町 $24,612 \times 26 / 28,729 = 22$ ・吾北村 $3,358 \times 26 / 28,729 = 3$ ・本川村 $759 \times 26 / 28,729 = 1$	
	人口に比例しない場合	（公職選挙法施行令） 第 9 条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。		該当なし	

項 目 協定項目7 議会議員の定数及び任期の取扱い

協議を要する事項

合併特例法を適用しない場合	定数特例を適用する場合	在任特例を適用する場合
<p>議会議員の定数 設置選挙における選挙区の設置の有無 (設置選挙後の一般選挙においても選挙区を設けることができる。) 選挙区を設ける場合の選挙区ごとの議員定数(設置選挙に限って、人口に比例しないで定めることができる。)</p>	<p>議会議員の特限定数 定数特例適用後の議会議員の定数 設置選挙における選挙区の設置の有無 (設置選挙後の一般選挙においても選挙区を設けることができる。) 選挙区を設ける場合の選挙区ごとの議員定数(設置選挙に限って、人口に比例しないで定めることができる。)</p>	<p>在任の期間 在任特例適用後の議会議員の定数 在任特例適用後の一般選挙における選挙区の設置の有無</p>

議員定数等検討小委員会の意見

旧町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年5月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。 を小委員会の意見とする。  
 在任特例適用後の議員定数は、 20人 24人以内 26人 の3つの案を小委員会の意見とする。  
 在任特例適用後の一般選挙における選挙区は、 設置しない。 合併後に検討する。 の2つの案を小委員会の意見とする。

調整の方針(案)

3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年5月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。  
 在任特例適用後の議員定数は、協議会において決定する。  
 在任特例適用後の一般選挙における選挙区は、協議会において決定する。  
 議会議員の報酬等については、同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。

協議の結果

## 議員の定数及び任期等に関する経費の試算

### 1. 議員報酬の算定について

(単位：円)

摘要区分	議員数	任期又は期間				
		8月 (H17.5月末)	1年2月 (H17.11月末)	1年8月 (H18.5月末)	2年 (H18.9月末)	4年 (H20.9月末)
合併をしなかった場合	41人	100,590,137	176,032,739	251,475,342	301,770,410	603,540,820
設置選挙の場合	26人	68,191,824	119,335,692	170,479,560	204,575,472	409,150,945
定数特例(4年間)の場合	52人	-	-	-	-	818,301,890
在任特例(2年間以内)の場合	41人	107,533,261	188,183,207	268,833,153	322,599,783	-
経費の比較	合併しなかった場合と設置選挙の場合の比較	-32,398,313	-56,697,047	-80,995,781	-97,194,938	-194,389,875
	合併しなかった場合と定数特例の場合の比較	-	-	-	-	214,761,070
	合併しなかった場合と在任特例の場合との比較	6,943,124	12,150,468	17,357,811	20,829,373	-
	設置選挙の場合と定数特例の場合との比較	-	-	-	-	409,150,945
	設置選挙の場合と在任特例の場合との経費の比較	39,341,437	68,847,515	98,353,593	118,024,311	-

注1) ~ に掲げる経費は、合併の日(平成16年10月1日)からそれぞれの任期又は期間までに係る経費の合計額。なお、経費には、議員報酬、期末手当、旅費、負担金等を含む。

注2) 設置選挙及び定数特例、在任特例の場合の議員報酬については、伊野町の例により試算。

### 2. 在任特例を適用した場合の議場の改修経費(概算費用)

想定：伊野町の議場を使用。伊野町東会議室に議員控室を2室増設。

(単位：円)

内容	概算費用
議場及び議員控え室の改修	1,830,000
議場内録音システム	1,500,000
議場内配備備品(議場テーブル、椅子)	2,923,725
消費税	312,686
合 計	6,566,411

### 3. 議会の議員数別経費の推移

(単位：円)

節	摘 要	一人当たり 月額費用	議 員 数					
			5 2 人	4 1 人	2 6 人	2 4 人	2 2 人	2 0 人
報 酬	議 長	221,300	138,091,200	108,879,600	69,045,600	63,734,400	58,423,200	53,112,000
	副 議 長							
	委 員							
	議 員							
職員手当等	期 末 手 当	72,416	45,187,584	35,628,672	22,593,792	20,855,808	19,117,824	17,379,840
共済費	共 済 給 付 負 担 金	21,216	13,238,784	10,438,272	6,619,392	6,110,208	5,601,024	5,091,840
	共 済 事 務 負 担 金							
旅 費	費 用 弁 償	4,798	2,993,952	2,360,616	1,496,976	1,381,824	1,266,672	1,151,520
	議 員 研 修							
負担金及 び交付金	公 務 災 害 補 償 組 合	8,115	5,063,760	3,992,580	2,531,880	2,337,120	2,142,360	1,947,600
	県 議 長 会 負 担 金							
	郡 議 長 会 負 担 金							
合 計		327,845	204,575,280	161,299,740	102,287,640	94,419,360	86,551,080	78,682,800
差 額 (年 額)			43,275,540	59,012,100	7,868,280	7,868,280	7,868,280	

注) 議員報酬については、伊野町の例により試算。

## 議会議員の特例の概要

### [ 定数特例（合併特例法第6条第1項） ]

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

#### 法制度

特例 定数	合併 任期：4年	地方自治法第91条の規定により 条例で定めた数	
	設置選挙	法定定数以下	以下同じ
		一般選挙	一般選挙

#### 新町の場合

3町村の人口（平成12年度国勢調査）

伊野町 24,612人

吾北村 3,358人

本川村 759人

計 28,729人

地方自治法第91条の上限定数 26人

特例 定数	合併 任期：4年	上限定数26人の2倍を超えない範囲 で、条例で定めた定数	
	設置選挙	(26人)以下	以下同じ
		一般選挙	一般選挙

定数特例を適用し選挙区を設ける場合

人口に比例する場合

人口に比例しない場合（例）

	議 員 定 数					議 員 定 数				
	5 2	3 0	2 9	2 8	2 7	5 2	3 0	2 9	2 8	2 7
伊野町	4 5	2 6	2 5	2 4	2 3	2+39=41	2+20=22	2+20=22	2+19=21	2+18=20
吾北村	6	3	3	3	3	2+ 6= 8	2+ 3= 5	2+ 2= 4	2+ 2= 4	2+ 2= 4
本川村	1	1	1	1	1	2+ 1= 3	2+ 1= 3	2+ 1= 3	2+ 1= 3	2+ 1= 3

### [ 在任特例（合併特例法第7条第1項） ]

3町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新町の議会議員であることができる。

#### 法制度

伊野町 吾北村 本川村	特例 定数	合併 任期：2年を超えない	地方自治法第91条の規定により 条例で定めた数	
		選挙なし	法定定数以下	以下同じ
			一般選挙	一般選挙

#### 新町の場合

伊野町20人 吾北村11人 本川村10人	特例 定数	合併 任期：2年を超えない	上限定数26人を 超えない範囲 で、条例で定めた定数	
		選挙なし	[ 20 + 11 + 10 ] = 41 41人の全員が在任	(26人)以下
			一般選挙	一般選挙

在任特例終了後の一般選挙において選挙区を設ける場合（人口比例）

	議 員 定 数							
	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	
伊野町	2 2	2 1	2 0	2 0	1 9	1 8	1 7	
吾北村	3	3	3	2	2	2	2	
本川村	1	1	1	1	1	1	1	

## 選挙区に関する法令及び行政実例等

### 公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

#### 第15条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、(略)

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

### 公職選挙法施行令

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

### 地方公共団体の議会の議員の選挙区

(逐条解説)

指定都市以外の市町村の議会の議員の選挙については、原則としては、選挙区を設けず、その区域の全部を一の区域として選挙を行うのであるが、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。「特に必要があるとき」とは、例えば、町村合併等のために地域が広大である等のことと考えられるが、その他各市町村の実情に応じて判断すべきものである。

各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。「特別の事情のあるとき」とは、例えば、激しい人口の都市集中化の傾向に伴って郡部の人口は減少の一途をたどり、また、都市部においても、都心では昼間人口は増加しているのに、常住人口は、減少し、周辺部の人口がこれと逆の状況を呈するようになり、常住する住民の数と地方公共団体の行政需要が必ずしも対応する形とならない事例が相当程度生じ、従来どおり各選挙区間の定数配分を機械的に人口に比例して行ったのでは必ずしも行政の円滑な推進が期せられない場合も想定される。このため、ただし書きを追加し、特別な事情があるときは、人口比例の原則に特例を設け、それぞれの地域の代表をそれぞれの地域の実情に応じて確保し、均衡のとれた配分をすることができる途をひらこうとしたものである。したがって、ただし書きの特例は、あくまでもこのような特別の事情のある場合に限り適用されるものであり、その場合においても、当該地域における従来の沿革等を十分に考慮の上、地域間の実質的均衡を図るための最小限度の範囲にとどめることが望ましい。

(行政実例：昭和60年10月30日)

公職選挙法第15条第7項(現行は8項。以下同じ。)は、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定しており、地方公共団体の議会は、定数配分を定めるに当たり、同項ただし書きの規定を適用し、人口比例により算出される数に地域間の均衡を考慮した修正を加えて選挙区別の定数を決定する裁量権を有することが明らかである。そして、いかなる事情の存するときに右の修正を加えるべきか、また、どの程度の修正を加えるべきかについて客観的基準が存するものでもないので、定数配分の規定が公選法第15条第7項の規定に適合するかどうかについては、地方公共団体の議会の具体的に定めるところがその裁量権の合理的な行使としては是認されるかどうかによって決するほかはない。

### 人口に比例しない議員の定数

(行政実例)

「人口に比例しないで」定め得る期間(昭和29年2月17日)

問 町村合併を行った場合、公選法施行令第9条により人口に比例しない議員定数配当条例の有効期間は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間であるという解釈の根拠を示されたい。

答 公選法施行令第9条の規定は、議員定数の配当について、町村合併等の特殊の場合における公職選挙法第15条第8項の例外を認めたものであるから、その適用のある場合については厳格に解し、配当条例の有効期間は、できるだけ短期間に限定するように解釈すべきであるからである。

なお、その趣旨は、町村合併促進法第9条に規定する町村合併の際の議員の任期及び定数に関する特例が、短期間に限り認められていることからもうかがわれる。

「人口に比例しないで」定め得る期間(昭和33年12月25日)

問 公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙(その再選挙及び補欠選挙を含む)に限り適用すべきものと解されており又法の趣旨からも第2回以後の一般選挙は人口に比例しない議員の定数のまま執行することはできないと解するが如何。

答 お見込みのとおり

議員の任期に関する先進事例（平成15年6月末調査）

都道府県名	合併市町村又は法定協議会名	合併予定期日	議員の定数及び任期の取り扱いについて
東京都	あきる野市	平成7年9月1日	在任特例（在任期間：合併後1年10ヶ月）
兵庫県	篠山市	平成11年4月1日	在任特例（在任期間：合併後1年1ヶ月）
東京都	西東京市	平成13年1月21日	在任特例（在任期間：合併後2年）
埼玉県	さいたま市	平成13年5月1日	在任特例（在任期間：合併後2年）
香川県	さぬき市	平成14年4月1日	在任特例（在任期間：合併後1年1ヶ月）
沖縄県	久米島町	平成14年4月1日	在任特例（在任期間：合併後1年8ヶ月）
香川県	東かがわ市	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後2年）
熊本県	あさぎり町	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後1年1ヶ月）
福岡県	宗像市	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後1年7ヶ月）
広島県	大崎上島町	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後2年）
静岡県	静岡市	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後2年）
岐阜県	山県市	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後1年1ヶ月）
山梨県	南アルプス市	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後1年11ヶ月）
群馬県	神流町	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後1年11ヶ月）
宮城県	加美町	平成15年4月1日	在任特例（在任期間：合併後2年）
山口県	周南市	平成15年4月21日	在任特例（在任期間：合併後2年）
岐阜県	瑞穂市	平成15年5月1日	在任特例（在任期間：合併後1年）
長野県	更埴市・戸倉町・上山田町合併協議会	平成15年9月1日	在任特例（在任期間：合併後1年7ヶ月）
山梨県	河口湖町・勝山村・足和田村合併協議会	平成15年11月15日	在任特例（在任期間：合併後2年）
三重県	員弁地区町合併協議会	平成15年11月30日	在任特例（在任期間：合併後2年）
岐阜県	本巣町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会	平成16年2月1日	在任特例（在任期間：合併後1年7ヶ月）
長崎県	対馬6町合併協議会	平成16年3月1日	在任特例（在任期間：合併後1年2ヶ月）
長崎県	杵岐四町合併協議会	平成16年3月1日	在任特例（在任期間：合併後2年）
奈良県	新庄町・萱麻町合併協議会	平成16年3月1日	在任特例（在任期間：合併後1年8ヶ月）
京都府	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会	平成16年3月1日	設置選挙
静岡県	御前崎町・浜岡町合併協議会	平成16年3月1日	設置選挙
岐阜県	飛騨四町村合併協議会	平成16年3月1日	設置選挙
岐阜県	郡上郡町村合併協議会	平成16年3月1日	定数特例（定数26人）
長野県	東部町・北御牧村合併協議会	平成16年3月1日	在任特例（在任期間：合併後8ヶ月）
岐阜県	海津郡三町合併協議会	平成16年3月29日	在任特例（在任期間：合併後1年1ヶ月）
熊本県	天草上島4町合併協議会	平成16年3月31日	在任特例（在任期間：合併後1年1ヶ月）
広島県	高田郡六町村合併協議会	平成16年3月31日	在任特例（在任期間：合併後8ヶ月）
兵庫県	養父郡合併協議会	平成16年3月31日	在任特例（在任期間：合併後7ヶ月）
静岡県	修善寺町外3町合併協議会	平成16年3月31日	在任特例（在任期間：合併後7ヶ月）
兵庫県	生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会	平成16年3月	在任特例（在任期間：合併後1年1ヶ月）
愛媛県	宇摩合併協議会	平成16年4月1日	在任特例（在任期間：合併後2年）
広島県	三次市・双三郡・甲双町合併協議会	平成16年4月1日	定数特例（定数38名）
長崎県	上五島地域5町合併協議会	平成16年8月1日	在任特例（在任期間：合併後1年9ヶ月）
長崎県	下五島一市五町合併協議会	平成16年8月1日	在任特例（在任期間：合併後1年9ヶ月）
愛媛県	かみうけな合併協議会	平成16年8月1日	在任特例（在任期間：合併後1年9ヶ月）
愛媛県	内子町・五十崎町合併協議会	平成16年10月1日	在任特例（在任期間：合併後7ヶ月）
愛媛県	宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会	平成16年10月1日	在任特例（在任期間：合併後7ヶ月）
徳島県	麻植郡合併協議会	平成16年10月1日	在任特例（在任期間：合併後1年6ヶ月）
島根県	邑東合併推進協議会	平成16年10月1日	在任特例（在任期間：合併後7ヶ月）
鳥取県	西伯町・会見町合併協議会	平成16年10月1日	設置選挙
鳥取県	東郷湖周地域合併協議会	平成16年10月1日	在任特例（在任期間：合併後7ヶ月）
滋賀県	高島地域合併協議会	平成16年10月1日	設置選挙
滋賀県	石部・甲西合併協議会	平成16年10月1日	在任特例（在任期間：合併後1年1ヶ月）
長崎県	北松浦一市五町合併協議会	平成16年11月1日	在任特例（在任期間：合併後1年6ヶ月）
広島県	神石郡合併協議会	平成16年11月1日	設置選挙
兵庫県	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会	平成16年11月1日	設置選挙
熊本県	天草合併協議会	平成17年1月15日	設置選挙
愛媛県	今治市及び越智郡11か町村合併協議会	平成17年1月16日	設置選挙
岐阜県	関市・武儀郡4町村合併協議会	平成17年2月1日	在任特例（在任期間：合併後1年3ヶ月）
高知県	須崎市・中土佐町合併協議会	平成17年3月1日	在任特例（在任期間：合併後8ヶ月）

協議第 4 6 号

条例・規則等の取扱いについて

別紙のとおり条例・規則等の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目12 条例・規則等の取扱い																
1 例規集掲載数																		
	町村名	通則	選挙	議 監 会 査	行 政 通 則	人 事	給 与	財 政	教 育 文 化	民 生	経 済	建 設	公 企 業	消 防 等	広 域	計	総 数	
伊野町	条 例	5	3	5	11	13	10	39	15	37	10	11	3	8		170	条 例	439
	規 則	2	1	7	15	6	14	8	29	36	7	15		2		142		
	その他	2	8	5	12	6	2	10	10	15	5	2	14	2	11	104	計	416
	計	9	12	17	38	25	26	57	54	88	22	28	17	12	11	416		
吾北村	条 例	4	6	3	10	14	34	11	18	8	15	7		4		134	その他	352
	規 則	3	0	11	7	18	7	16	20	9	13	6		2		112		
	その他	7	17	0	4	3	4	13	51	16	52	3		5		175	計	421
	計	14	23	14	21	35	45	40	89	33	80	16		11		421		
本川村	条 例	3	2	6	12	10	9	20	11	29	25	2		6		135	計	260
	規 則	1	1	3	6	6	8	4	15	18	8	0		2	1	73		
	その他	2	6	0	5	3	1	3	16	8	3	1		2	2	52	計	260
	計	6	9	9	23	19	18	27	42	55	36	3		10	3	260		
参考法令	<p>【地方自治法】</p> <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p>第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p>【地方自治法施行令】</p> <p>第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>																	
留意事項	<p>新町発足と同時に、伊野町、吾北村、本川村の条例及び規則等はすべて失効することになる。</p> <p>したがって、新町において新たに条例及び規則等を制定し、施行することになる。</p> <p>条例及び規則等については、合併協議会で同意を得た各種調整方針に基づいて整備し、以下の区分により制定し施行する必要がある。</p> <p>即時制定し施行するもの</p> <p>条 例.....町長職務執行者の専決処分により制定して施行する。（地方自治法第179条第1項）</p> <p>規則、訓令、その他.....町長職務執行者の職権により制定して施行する。（地方自治法第15条第1項）</p> <p>一定の地域に暫定的に施行するもの</p> <p>新町の条例又は規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例又は規則等を新町の条例又は規則等として引き続き施行する。（地方自治法施行令第3条）</p> <p>合併後、逐次制定し、施行するもの</p> <p>ア 町長職務執行者の専決処分による制定になじまないものは、合併後、逐次制定し、施行する。 （議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）</p> <p>イ 新町発足時には必要ないが、合併後、必要に応じて逐次制定し、施行する。</p>																	

項 目	協定項目 1 2 条例・規則等の取扱い
調整方針 (案)	条例及び規則等については、合併協議会で同意を得た各種調整方針に基づき以下の区分により整備する。 合併時に町長職務執行者の専決処分または職権により、即時制定し施行するもの 一定の地域に暫定的に施行するもの 合併後、逐次制定し、施行するもの
協議の結果	

協議第 4 7 号

一部事務組合等の取扱いについて

別紙のとおり一部事務組合等の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目14 一部事務組合等の取扱い			
圏域で構成される一部事務組合等	組合名	構成市町村	留意事項	調整方針(案)	協議結果
	仁淀地区国民健康保険病院組合	<p>【合併前】 伊野町・日高村 (2)</p> <p>【合併後】 いの町・日高村 (2)</p>	<p>一部事務組合の構成団体のうち、1つの団体を除くすべての市町村が、新設合併により法人格がなくなる場合には、自治法上は当該組合は、合併により解散することになり、合併後も、合併市町村の事務の一部を組合において処理し続けるためには、新たに組合設置の手続きを経なければならない。しかし、組合の解散や設置は、事務継承や職員の身分の変動を伴い、合併の障害となり得るものであるため、すべての関係市町村及び構成団体が協議し、合併日までに規約の変更等の知事の許可を得ることにより、合併後も当該組合を存続できることとする特例が設けられている。(合併特例法第9条の2)</p>	<p>合併特例法第9条の2の規定により、合併の前に規約変更し、現行のとおり存続する。共同する事務は、新町の全区域を対象として行う。</p>	
	仁淀川下流衛生事務組合(し尿処理)	<p>【合併前】 土佐市・伊野町・春野町 日高村 (4)</p> <p>【合併後】 土佐市・いの町・春野町 日高村 (4)</p>	<p>合併に伴い伊野町の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。 なお、吾北村と本川村は、引き続き嶺北広域行政事務組合において当該業務を共同処理する考えであるため、伊野町のみ加入となる。</p>	<p>合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野地区を対象として加入する。</p>	
	仁淀消防組合	<p>【合併前】 伊野町・春野町・日高村 吾北村 (4)</p> <p>【合併後】 いの町・春野町・日高村 (3)</p>	<p>合併に伴い伊野町と吾北村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。 負担割合については、合併によって構成町村数が減少しても、他の構成町村の負担が増えないように配慮する必要がある。 なお、本川村の常備消防は、平成20年3月31日まで引き続き嶺北広域行政事務組合において当該業務を共同処理する考えであるため、伊野町と吾北村と本川村の非常備消防のみ加入となる。</p>	<p>合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野・吾北地区と、本川村の非常備消防を対象として加入する。</p>	

項 目		協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱い			
組 合 名	構 成 市 町 村	留 意 事 項	調 整 方 針 ( 案 )	協 議 結 果	
圏域で構成される一部事務組合等	仁淀川中央清掃事務組合	<p>【合併前】 伊野町・日高村 (2)</p> <p>【合併後】 いの町・日高村 (2)</p>	<p>一部事務組合の構成団体のうち、1つの団体を除くすべての市町村が、新設合併により法人格がなくなる場合には、自治法上は当該組合は、合併により解散することになり、合併後も、合併市町村の事務の一部を組合において処理し続けるためには、新たに組合設置の手続きを経なければならない。しかし、組合の解散や設置は、事務継承や職員の身分の変動を伴い、合併の障害となり得るものであるため、すべての関係市町村及び構成団体が協議し、合併日までに規約の変更等の知事の許可を得ることにより、合併後も当該組合を存続できることとする特例が設けられている。(合併特例法第9条の2)</p>	<p>合併特例法第9条の2の規定により、合併の前に規約変更し、現行のとおり存続する。共同する事務は、新町の伊野区域を対象として行う。</p>	
	高知中央西部焼却処理事務組合	<p>【合併前】 土佐市・伊野町・春野町 日高村・吾北村 (5)</p> <p>【合併後】 土佐市・いの町・春野町 日高村 (4)</p>	<p>合併に伴い伊野町と吾北村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入が必要となる。</p> <p>手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。</p> <p>負担割合については、合併によって構成町村数が減少しても、他の構成町村の負担が増えないように配慮する必要がある。</p> <p>なお、本川村は、引き続き嶺北広域行政組合において当該業務を共同処理する考えであるため、伊野町と吾北村のみの加入となる。</p>	<p>合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の伊野・吾北地区を対象として加入する。</p>	

項 目		協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱い				
組 合 名		構成市町村	留 意 事 項	調整方針(案)	協議結果	
圏域で構成される一部事務組合等	嶺北広域行政事務組合	事務局	<p>【合併前】(6) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村・吾北村</p> <p>【合併後】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 いの町</p>	<p>合併に伴い本川村と吾北村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。</p> <p>手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。</p>	<p>合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川・吾北地区を対象として加入する。</p>	
		衛生センター <small>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び関係法令に規定する一般廃棄物に関する事務(し尿処理)</small>	<p>【合併前】(6) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村・吾北村</p> <p>【合併後】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 いの町</p>	<p>合併に伴い本川村と吾北村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。</p> <p>手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。</p> <p>公債費の残額が2村で35,594,000円あり、平成18年度で返済終了となる。</p> <p>負担割合については、合併によって構成町村数が減少しても、他の構成町村の負担が増えないように配慮する必要がある。</p>	<p>合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川・吾北地区を対象として加入する。</p>	
		清掃センター <small>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び関係法令に規定する一般廃棄物に関する事務(ごみ処理の内収集業務を除く)</small>	<p>【合併前】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村</p> <p>【合併後】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 いの町</p>	<p>合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。</p> <p>手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。</p> <p>公債費の残額が40,374,000円あり、平成22年度で返済終了となる。</p>	<p>合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。</p>	

項 目		協定項目14 一部事務組合等の取扱い				
組 合 名		構 成 市 町 村	留 意 事 項	調 整 方 針 ( 案 )	協 議 結 果	
圏域で構成される一部事務組合等	嶺北広域行政事務組合	<b>最終処分場</b> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令に規定する一般廃棄物に関する業務	<b>【合併前】（5）</b> 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村  <b>【合併後】（5）</b> 大豊町・本山町 土佐町・大川村 いの町	合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。 公債費の残額が72,018,000円あり、平成27年度で返済終了となる。	合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。	
		<b>老人ホ - ム大豊園</b> 老人福祉法（昭和28年法律第133号）及び関係法令に規定する老人ホ - ムに関する業務	<b>【合併前】（5）</b> 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村  <b>【合併後】（5）</b> 大豊町・本山町 土佐町・大川村 いの町	合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。 公債費の残額が21,368,000円あり、平成27年度で返済終了となる。		
		<b>老人ホ - ム嶺北荘</b> 老人福祉法（昭和28年法律第133号）及び関係法令に規定する老人ホ - ムに関する業務	<b>【合併前】（5）</b> 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村  <b>【合併後】（5）</b> 大豊町・本山町 土佐町・大川村 いの町	合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。 公債費の残額が2,384,000円あり、平成20年度で返済終了となる。		

項 目		協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱い				
組 合 名		構 成 市 町 村	留 意 事 項	調 整 方 針 ( 案 )	協 議 結 果	
圏域で構成される一部事務組合等	嶺北広域行政事務組合	常備消防 消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)並びに関係法令により市町村の処理事項とされている消防に関する業務	【合併前】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村  【合併後】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 いの町	合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として平成19年度まで加入することになり、その後は仁淀消防吾北分署の管轄区域となる。この移行期間に、分署で不足する消防職員は、仁淀消防から派遣することになる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。 公債費の残額が4,912,000円あり、平成35年度で返済終了となる。また、分署の建物(建築費 54,075,000円)については、新町が引き取る必要がある。	合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の本川地区を対象として加入する。 期間は平成20年3月31日までとし、その後は仁淀消防吾北分署の管轄区域とする。 分署の建物は、新町が引き取り、公共施設として広く活用する。	
		非常備消防(消防団) 消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)並びに関係法令により市町村の処理事項とされている消防に関する業務	【合併前】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村  【合併後】(4) 大豊町・本山町 土佐町・大川村	合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、仁淀消防組合に加入することになる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退と同様の手続が必要となり、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。 公債費の残額が1,893,000円あり、平成20年度で返済終了となる。	合併の日の前日をもって脱退する。  公債費残高は新町に引き継ぐ。	
		介護認定審査会 介護保険法(平成9年法律第123号)第14条に規定する介護認定審査会に関する業務	【合併前】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村  【合併後】(4) 大豊町・本山町 土佐町・大川村	合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、事務を共同処理している仁淀川広域市町村圏組合に新町として加入することになる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退と同様の手続が必要となり、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。	合併の日の前日をもって脱退する。	

項 目		協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱い				
組 合 名		構 成 市 町 村	留 意 事 項	調 整 方 針 ( 案 )	協 議 結 果	
圏域で構成される一部事務組合等	嶺北広域行政事務組合	広域政策室	<p>【合併前】(5) 大豊町・本山町 土佐町・大川村 本川村</p> <p>【合併後】(4) 大豊町・本山町 土佐町・大川村</p>	<p>合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、業務を共同処理している仁淀川広域市町村圏組合に新町として加入することになる。</p> <p>手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退と同様の手続が必要となり、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。</p>	<p>合併の日の前日をもって、脱退する。</p>	

項 目		協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱い			
組 合 名	構 成 市 町 村	留 意 事 項	調 整 方 針 ( 案 )	協 議 結 果	
全 県 下 的 な 一 部 事 務 組 合 等	高知県自治会館 管理組合	【合併後】 全町村 (42)	<p>合併に伴い3町村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。</p> <p>手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退、加入と同様の手続が必要となり、合併後の継続加入が明白であっても、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。</p> <p>負担割合については、合併に伴う異動が他町村でもありえると思われる事から、関係する他町村と合併までに調整する必要がある。</p>	<p>合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。</p>	
	高知県消防補償 等組合	【合併後】 高知市を除く市町村(50) 一部事務組合 (7) 広域連合 (1)			
	高知県町村職員 退職手当組合	【合併後】 全町村 (42) 一部事務組合 (33) 広域連合 (1)			
	高知県町村交通 災害共済組合	【合併後】 全町村 (42)			
	高知県議会議員 公務災害補償組 合	【合併後】 全町村 (42)			
	高知県広域食肉 センタ - 事務組 合	【合併後】 幡多広域を除く市町村 (43)			
	こうち人づくり 広域連合	【合併後】 全市町村 (51)			

協議第48号

各種団体への補助金、交付金の取扱いについて

別紙のとおり各種団体への補助金、交付金の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年12月19日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	17-1 各種団体への補助金、交付金の取扱い			
	財団法人本川村開発公社への補助金の取扱い			
補助金の根拠	<p>平成11年度において、道の駅「木の香」周辺の活性化事業を実施するに当たり、本川村では財源の確保が困難であったため、財団法人本川村開発公社が事業主体となり施工した。                  その際に、公社が金融機関から調達した借入金については、本川村が損失補償する議案を提案し、議会の議決を得ている。                  償還方法は、本川村から財団法人本川村開発公社に補助金を交付し、公社はこれを財源として償還している。</p>			
補助額	元 金	利 息	計	適 要
	208,963,053	13,357,842	222,320,895	
調整方針(案)	<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>			
協議の結果				

協 定 項 目	17 - 1 各種団体への補助金、交付金の取扱い										
協 議 項 目	財団法人本川村開発公社への補助金の取扱い										
合併時における補助残額	元 金	208,963,053		利 息	13,357,842		計	222,320,895			
金融機関名	実行日	最終月	償還回数	利 率	貸付金額	回次	払込期日	元金	利息	計	残額
土佐れいほく農業協同組合	H11.12.28	H17.3.31	10	2.50%	60,000,000	10	17.3.31	6,340,924	79,261	6,420,185	0
土佐れいほく農業協同組合	H12.3.1	H21.9.30	19	2.50%	120,000,000	10	17.3.31	6,301,193	833,464	7,134,657	60,375,936
						11	17.9.30	6,379,958	754,699	7,134,657	53,995,978
						12	18.3.31	6,459,708	674,949	7,134,657	47,536,270
						13	18.9.30	6,540,454	594,203	7,134,657	40,995,816
						14	19.3.31	6,622,210	512,447	7,134,657	34,373,606
						15	19.9.30	6,704,987	429,670	7,134,657	27,668,619
						16	20.3.31	6,788,800	345,857	7,134,657	20,879,819
						17	30.9.30	6,873,660	260,997	7,134,657	14,006,159
						18	21.3.31	6,959,581	175,076	7,134,657	7,046,578
						19	21.9.30	7,046,578	88,082	7,134,660	0
株式会社高知銀行吾北支店	H12.3.1	H21.9.30	19	1.80%	198,345,000	7	17.3.31	10,400,000	1,220,152	11,620,152	125,545,000
						8	17.9.30	10,400,000	1,133,000	11,533,000	115,145,000
						9	18.3.31	10,400,000	1,033,465	11,433,465	104,745,000
						10	18.9.30	10,400,000	955,618	11,355,618	94,345,000
						11	19.3.31	10,400,000	846,778	11,246,778	83,945,000
						12	19.9.30	10,400,000	753,435	11,153,435	73,545,000
						13	20.3.31	10,400,000	660,091	11,060,091	63,145,000
						14	20.9.30	10,400,000	569,862	10,969,862	52,745,000
						15	21.3.31	10,400,000	473,404	10,873,404	42,345,000
						16	21.9.30	10,400,000	382,149	10,782,149	31,945,000
						17	22.3.31	10,400,000	286,717	10,686,717	21,545,000
						18	22.9.30	10,400,000	194,436	10,594,436	11,145,000
						19	23.3.31	11,145,000	100,030	11,245,030	0

協議第 4 9 号

広域行政事務組合の取扱いについて

別紙のとおり広域行政事務組合の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目23-2 広域行政事務組合の取扱い														
組合名		構成市町村		留意事項				調整方針(案)			協議の結果					
仁淀川広域市町村圏事務組合		【合併前】(5) 土佐市・伊野町・春野町 日高村・吾北村 【合併後】(4) 土佐市・いの町・春野町 日高村		合併に伴い伊野町と吾北村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、新町として加入手続が必要となる。 手続に関しては、合併についての特例措置等の定めがないため、通常の脱退と同様の手続が必要となり、関係地方公共団体すべての議会の議決を経ることが必要である。 出資金については、仁淀川広域ふるさと市町村圏基金のうち伊野町と吾北村の出資額は仁淀川広域市町村圏事務組合に全額出資されることになる。 負担割合については、合併によって構成町村数が減少しても、他の構成町村の負担が増えないように配慮する必要がある。				合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町の全地区を対象として加入する。								
嶺北広域市町村圏事務組合		【合併前】(5) 大豊町・本山町・土佐町 大川村・本川村 【合併後】(4) 大豊町・本山町・土佐町 大川村		合併に伴い本川村の法人格は消滅することから、組合から脱退し、仁淀川広域市町村圏事務組合に新町として加入することになる。 出資金については、嶺北広域ふるさと市町村圏基金の本川村の出資額は、仁淀川広域市町村圏事務組合に全額出資されることになる。				合併の日の前日をもって脱退する。								
基金の出資状況 (単位千円)	仁淀川広域市町村圏事務組合	現況	市町村等	平成7年度	平成8年度	平成9年度	合計	嶺北広域市町村圏事務組合	現況	市町村等	平成7年度	平成8年度	平成9年度	合計		
			土佐市	85,000	85,000	86,401	256,401			大豊町	64,000	64,000	64,640	192,640		
			伊野町	70,000	70,000	70,711	210,711			本山町	47,000	47,000	49,827	143,827		
			春野町	58,000	58,000	59,944	175,944			土佐町	50,000	50,000	50,744	150,744		
			吾北村	41,000	41,000	43,215	125,215			大川村	22,000	22,000	22,034	66,034		
			日高村	43,000	43,000	45,729	131,729			本川村	25,000	25,000	26,755	76,755		
			高知県	50,000	50,000		100,000			高知県	35,000	35,000		70,000		
			合計	347,000	347,000	306,000	1,000,000			合計	243,000	243,000	214,000	700,000		
		合併後	市町村等	合計						市町村等	合計					
			土佐市	256,401						大豊町	192,640					
			いの町	412,681						本山町	143,827					
			春野町	175,944						土佐町	150,744					
			日高村	131,729						大川村	66,034					
			高知県	100,000						高知県	70,000					
合計	1,076,755						合計	623,245								

協議第50号

農林水産関係事業の取扱いについて

別紙のとおり農林水産関係事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年12月19日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目23-12 農林水産関係事業の取扱い(農業・1)		
	伊野町	吾北村	本川村
農業振興地域整備計画	<p>【伊野町農業振興地域整備計画書】            農業振興地域決定 (昭和48年10月15日)            農用地区域決定 (昭和49年 3月30日)            前回特別管理 (昭和60年 9月)            一般管理(個人除外) 年2回 8月 1月</p> <p>【計画書管理内容】            町農業振興地域整備計画書は、おおむね10年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理(全体的見直し)と、年2回個人申請等により緊急性、目的、位置転用許可基準などからやむを得ないと認められるものに限り行う一般管理(個人除外)があり、計画書の適正管理を図っている。</p>	<p>【吾北村農業振興地域整備計画書】            農業振興地域指定 (昭和47年12月12日)            農用地区域決定 (昭和47年12月12日)            全体見直し 平成3年度            一般管理(個人除外) 随時</p> <p>【計画書管理内容】            個人除外は随時受付。全体見直しは15年度実施予定</p>	<p>【本川村農業振興地域整備計画書】            農業振興地域決定 (昭和48年12月26日)            農用地区域決定 (昭和48年12月26日)            前回特別管理 (平成14年 6月26日)            一般管理(個人除外) 随時</p> <p>【計画書管理内容】            村農業振興地域整備計画書は、おおむね5年ごとに経済状況の変化等により農用地利用計画を中心に基本的な見直しを行う特別管理(全体的見直し)と、年2回個人申請等により緊急性、目的、位置転用許可基準などからやむを得ないと認められる物に限り行う一般管理(個人除外)があり、計画書の適正管理を図っている。</p>
中山間地域等直接支払事業	<p>【目的】            耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を実施する。</p> <p>【対象地域】            町内全域</p> <p>【集落協定】            締結集落 2集落(池ノ内、小野・成山)</p> <p>【交付金額】            地目 田 急傾斜 21,000円/10a                      緩傾斜 8,000円/10a            畑 急傾斜 11,500円/10a                  緩傾斜 3,500円/10a            2集落合計 1,240,764円(79,841㎡)            財源内訳(国1/2、県1/4、町1/4)</p> <p>【事業年度】            平成12～16年度</p>	<p>【目的】            中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため本事業を実施する。</p> <p>【対象地域】            一般急傾斜地 28集落</p> <p>【集落協定】            締結集落 28集落</p> <p>【交付金額】            地目 田 急傾斜 21,000円/10a                      緩傾斜 8,000円/10a            畑 急傾斜 11,500円/10a                  緩傾斜 3,500円/10a            28集落合計 14,403,027円(876,366円)            財源内訳(国1/2、県1/4、村1/4)</p> <p>【事業年度】            平成12年度～平成16年度</p>	<p>【目的】            耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通して、多面的機能を確保する。</p> <p>【対象地域】            本川村全域</p> <p>【集落協定】            締結集落 1集落(高藪)</p> <p>【交付金額】            地目 畑 急傾斜地 11,500円/10a                      緩傾斜地 3,500円/10a            交付金額 301,495円(26,217㎡)            財源内訳(国1/2、県1/4、村1/4)</p> <p>【事業年度】            平成13年度～平成16年度</p>

項目	協定項目 23-12 農林水産関係事業の取扱い（農業・2）		
	現況		
	伊野町	吾北村	本川村
水田農業対策事業	<p>【推進事業】 転作の達成に向けての推進</p> <p>【事業内容】 ①転作推進委員による転作の推進及び地区内の調整 ②水田農業推進協議会による転作推進 ③とも補償の推進 ④転作実施の確認</p> <p>【事業費】 県からの推進交付金 863,000円 確認等事務委託料 286,000円</p> <p>【その他】 推進委員 21名（15,000円・報償費） 確認委員 21名（4,000円・"）</p> <p>【14年実績】 対象水田面積 312.9 ha 目標面積 178.996 ha（57.2%） 実施面積 160.079（達成率89.4%）</p>	<p>【推進事業】 転作の達成に向けての推進</p> <p>【事業内容】 ①水田農業推進協議会による転作推進 ②とも補償の推進 ③転作実施の確認</p> <p>【事業費】 県からの推進交付金 185,000円 確認等事務委託料 155,000円</p> <p>【その他】 推進委員 11名（報酬7,200円＋旅費） 確認委員 10名（報酬7,200円）</p> <p>【14年実績】 対象水田面積 31.536 ha 目標面積 36.9 ha（117%） 実施面積 36.9（達成率100%）</p>	該当なし
農地・農業用施設 災害復旧事業	<p>【事業の目的】 農地・農業用施設の災害復旧を行い農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。</p> <p>【概要】 農業災害査定設計書作成業務 1件 農地災害 1件 農業用施設災害 1件</p> <p>【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計、補助金申請等に関する事務、災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事実施及び監督。</p> <p>【事業の負担割合】 農業用施設災害 国 65% 町 35% 農地 国 50% 町 40% 受益者 10% （補助残の20%）</p>	<p>【事業の目的】 農地・農業用施設の災害復旧を行い農業の維持を図りあわせて経営の安定に寄与する。</p> <p>【概要】 農地災害 2件 農業用施設災害 13件</p> <p>【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び計画、補助金申請等に関する事務。災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事施工及び監督。</p> <p>【事業の負担割合】 農業用施設災害 国 65% 村 35% 農地災害 国 50% 村 35% 受益者 15% （補助残の30%）</p>	<p>【事業の目的】 農地・農業用施設の災害復旧を行い農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与する。</p> <p>【概要】 農業災害査定設計書作成業務 農業用施設災害</p> <p>【事務手順】 事業計画及び調整、調査及び設計、補助金申請等に関する事務。 災害査定、補助率の増高申請、契約事務、工事実施及び監督。</p> <p>【事業の受益者負担割合】 農業用施設災害 国 65% 村 35% 農地災害 国 50% 村 25% 受益者 25% （補助残の50%）</p>
畜産振興	<p>【概要】 酪農家（1戸）139頭、牛肥育農家（4戸）98頭があり、農協と連絡調整をとっている。</p>	<p>【概要】 繁殖・肥育農家（14戸）の組合があり、村として連絡をとり、肉用牛の健康状態等の管理を行っている。 この14戸の畜産農家が集まり吾北村肉用牛振興協議会を作っている。また、村単独事業の吾北村むらづくり推進事業を導入し、補助事業を実施している。</p>	<p>【概要】 昭和56年より本川村高麗キジ養殖生産組合が成立 現在は4戸の農家により活動 地区は大森、寺川、脇ノ山、高藪 養殖数は約4,000羽 村から補助金等は支出していない</p>

項目	協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い（農業・3）		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
農業資金利子 補給費補助	<p>○伊野町農業近代化資金利子補給</p> <p>【目的】 町長は産業経済の助成のため国及び県が行う制度資金等融資の決定を受けた者に対しこの要綱により利子補給を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近代化資金 1. 5%</li> </ul> <p>平成13年度実績 1件 11,400円（町負担）</p>	<p>○吾北村農業経営近代化資金利子補給</p> <p>【目的】 高知県農業経営近代化資金利子補給金交付規則の定めるところによる農業経営近代化資金を借り受ける吾北村内の農業者等に対して、規定の定めるところにより、利子補給をする。</p> <p>農業者が農業振興のため借り入れした場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <p>事業の実績はなし。H15より1人該当（以後6年継続）</p>	<p>○本川村農業経営近代化資金利子補給</p> <p>【目的】 高知県農業経営近代化資金利子補給金交付規則の定めるところによる農業経営近代化資金を借り受ける本川村内の農業者等に対して、規定の定めるところにより、利子補給をする。</p> <p>農業者が農業振興のため借り入れした場合に生じる利子の軽減を図り、農業経営の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近代化資金（一般）2.0%を越えた場合のみ</li> <li>近代化資金（中核農業者）0. 5%</li> </ul> <p>平成13年度実績なし</p>
	<p>○伊野町農業経営基盤強化資金利子補給</p> <p>【目的】 伊野町は、効率的・安定的な経営体を目指す農業経営基盤強化促進法等による認定農業者を支援し、農業の振興並びに地域社会の活性化を図るため、農業経営基盤強化資金を借り受けた農業者等に利子補給金の交付を行うこととする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営基盤強化資金 0. 25%</li> </ul> <p>平成13年度実績 1件 151,500円 町負担 利子2.5%のうち0.25% 75,750円 県負担 利子2.5%のうち0.25% 75,750円</p>		
	<p>○伊野町園芸産地リフレッシュ資金利子補給</p> <p>【目的】 伊野町の園芸農業に取り組もうとする農業者が既存施設の近代化、経営の効率化等のために農業近代化資金を借り入れ高知県及び融資機関が利子補給を行う場合、町が予算の範囲内で利子補給を行うことにより、園芸農業の振興に資する。</p> <p>平成13年度実績 3件 1,961円（町負担）</p>		<p>○本川村園芸産地リフレッシュ資金利子補給</p> <p>【目的】 本川村の園芸農業に取り組もうとする農業者が既存の施設の近代化、経営の効率化等のために農業近代化資金を借り入れ高知県及び融資機関が利子補給を行う場合、村が予算の範囲内で利子補給を行うことにより、園芸農業の振興に資する。平成9年4月1日から施行 平成13年度実績なし</p>
	<p>○平成10年9月における伊野町農林業災害対策特別資金利子補給</p> <p>【目的】 平成10年9月の集中豪雨による災害により被害を受けた農林業者等の早期の再生産、経営の安定に資する。</p> <p>平成13年度実績 2件 52,000円</p> <p>町負担 利子1.3%のうち1%+0.3%×1/3で44,000円</p> <p>県負担 利子1.3%のうち0.3%×2/3で8,000円</p>		

項目		協定項目 23-12 農林水産関係事業の取扱い（農業・4）		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
農業振興助成制度	事業名	伊野町農業振興基金	市町村活性化総合補助金 (集落活動支援事業・3ヶ年事業)	嶺北地域園芸作物価格補償制度
	目的	伊野町と伊野町農業協同組合が平成8年4月1日付けで取り交わした覚書に基づき、伊野町農業振興協議会を設置し、その出資金の運用益で農業振興を図る。町1億円、農協1億円	集落全体及び団体において計画的な営農の推進により地域の活性化を図る。	土佐れいほく農協管内で組合員が生産する園芸作物のうち、同農協を通じて出荷された重点推進品目、推進品目及び価格補償制度運営委員会で特別に認めた品目の著しい価格の下落があった場合に、生産者に価格差補給金を交付する事業を行うことにより対象作物の計画的生産を助長し、農家経済の安定に寄与する。
	概要	対象となる事業は、 ①新作目導入等試験研究対策 ②地域活性化対策 ③生産販売強化対策 ④高齢者対策 ⑤後継者対策 ⑥生産改善対策 ⑦生産基盤整備事業 ⑧その他必要な事業 とし、農協が事務局となり、指導、助言を行い、一部受益者負担の必要な事業もあるが年間160万円位の事業を行っている。	【実施状況等】 吾北村の中央部に位置する栃の瀬地区では、現在、「ごほくカモカモくらぶ」という4名で構成される組織が、お米に高付加価値を目指し、約60aであいがも米を作っている。そして、この地区にあるすべての田(2.1ha)にキカラシを蒔き、地域おこしをおこなっている。平成15年度については、引き続き、あいがも米を栽培するとともに、高知県の認証をとり、また、地域へ普及をす。そして、電柵の導入、捕獲器の設置、先進地視察を計画。 平成14年度総事業費395,745円(県40%村40%)	【構成】 ・土佐れいほく農業協同組合構成員 3名 ・関係町村職員 6名 ・県指導機関職員 2名 ・高知県園芸連南国支所職員 1名  【実績】 ・平成14年度 31,583円 ・平成13年度 26,019円
	事業名	伊野町農業振興事業費補助金		
	目的	農業振興を図るため、町民が主体となる団体が行う農業関係事業に対し補助する。		
概要	主に農協の生産者組織と、農協の行う農業振興事業 補助対象事業費の1/2以内 (事業費を町・農協・受益者で均等負担)  ・廃農ビニール処理事業 農協に交付240,000円 過去3ヵ年平均処理量×21円/kg ・廃農ポリ回収事業 農協に交付200,000円 処理量(予想15t×40円/kg=600,000円) ・白芽芋栽培圃場病理対策事業補助金 農協に交付450,000円			

項目		協定項目 23-12 農林水産関係事業の取扱い（農業・5）				
		現 況				
		伊野町	吾北村	本川村		
農業振興助成制度	土地基盤整備	要綱等	伊野町中山間農地スマイル整備事業 補助金交付要綱	吾北村ほ場整備事業等補助金交付要綱	該当なし	
		事業名	小規模せまちなおし事業	ほ場整備事業		
		事業内容等	小規模せまちなおし事業を行う受益数が1戸である場合は、ミニ農道整備事業と併用して行うものとする。	小規模な棚田等の改良又は整備に必要な経費		
		採択基準等	せまちなおしは、おおむね1a以上とする	ほ場5a以上の面積とする 勾配は、10%以内とする		
		補助率	1/2	補助対象事業費の1/2		
		補助対象事業費	限度額200,000円/10a	10a当たり1,500千円以内		
			要綱等	該当なし	吾北村ほ場整備事業等補助金交付要綱	該当なし
			事業名		湿田改良事業	
			事業内容等		湿田及び湿畑の改良又は整備に必要な経費	
			採択基準等		面積5a以上の農地とする	
			補助率		補助対象事業費の1/2	
			補助対象事業費		10a当たり1,500千円以内	

項目		協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い（農業・6）			
		現 況			
		伊野町	吾北村	本川村	
土地 基盤 整備	要綱等	伊野町農業確立支援事業費補助金 交付要綱	吾北村こうち農業確立支援事業費補助金 交付要綱	該当なし	
	事業名	土地基盤整備事業	土地基盤整備事業		
	事業内容等	1. 農協、農業者の組織する団体等が、総合型事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費について、当該補助対象事業に要する経費	1. 農協、農業公社、農業者の組織する団体等が村の総合型事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費について、村が補助する場合における当該補助対象事業に要する経費 2. ほ場整備に係る受益者負担は10%以内とする。		
	補助率	3 / 4 以内	9 / 10 以内		
農業 振興 助成 制度	道路等 整備（ 生活道、 小規模 農林道 及び橋）	要綱等	伊野町中山間農地スマイル整備事業 補助金交付要綱	吾北村集落活性化事業費補助金交付要綱	本川村集落活性化事業費補助金交付要綱
		事業名	ミニ農道整備事業	生活道、小規模農林道及び橋	生活道、小規模農林道及び橋
		事業内容等	幅員1. 2m～3. 0m未満の農道 1. 利用区域内で農業を行う者の農地の合計が10a以上 2. 農道の採択基準は10aあたりおおむね100m 3. 受益個数が2戸以上	幅員2. 5m以上の支線とする	幅員2. 5m以上の支線とする
		補助率	1 / 2	1 / 2 以内	70%以内
		補助対象事業費	限度額3, 000円/m	200千円～5, 000千円	50千円～2, 000千円
		要綱等	伊野町中山間農地スマイル整備事業 補助金交付要綱	該当なし	該当なし
		事業名	基幹農道整備事業		
		事業内容等	幅員3m以上の基幹農道とする 1. 利用区域内で農業を行う者の農地の合計が2ha以上であること。幅員3. 0m以上 2. 農道の採択基準は10aあたりおおむね100m以内とする 3. 受益戸数が5戸以上		
		補助率	1 / 2		
		補助対象事業費	限度額10, 000円		

項目		協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い（農業・7）			
		現		況	
		伊野町	吾北村	本川村	
農業振興助成制度	農業用水路	要綱等	該当なし	吾北村集落活性化事業費補助金交付要綱	該当なし
		事業内容等		農業用水路の復旧	
		補助率		災害 2 / 3 以内	
		補助対象事業費		5 0 千円～ 3 0 0 千円	
	農地災害	要綱等	該当なし	吾北村集落活性化事業費補助金交付要綱	該当なし
		事業内容等		農地の復旧	
		補助率		災害 2 / 3 以内	
		補助対象事業費		5 0 千円～ 3 0 0 千円	

項目		協定項目 23-12 農林水産関係事業の取扱い（農業・8）			
		現況			
		伊野町	吾北村	本川村	
農業振興助成制度	生産利用施設等	要綱等	該当なし	吾北村集落活性化事業費補助金交付要綱	本川村集落活性化事業費補助金交付要綱
		事業内容等		モノレール等1件につき50万円以上の事業費 3箇所	モノレール等1件につき50万円以上の事業費
		補助率		1/2以内	70%以内
		補助対象事業費		2,000千円	50千円～2,000千円
		要綱等	該当なし	吾北村中山間地域園芸農業活性化事業費補助金交付要綱	本川村園芸農地整備特別対策事業
		事業内容等		品質向上施設（パイプハウス）	園芸農業の振興を図るため、県レンタルハウス事業では採択基準を満たさない農地について村単独の本事業で整備する。
		補助率		事業に要する経費の2.3以上（但し、ビニール被覆材等消耗資材は補助対象経費に含まない）	3/4以内
		要綱等		伊野町レンタルハウス整備事業費補助金交付要綱	吾北村園芸団地整備特別対策事業補助金交付要綱
		事業内容等	農協、農業者の組織する団体等が、レンタルハウス整備事業実施計画書に基づいて行う事業に要する経費について、当該補助対象に要する経費	1. 園芸用ハウスレンタル事業 農協が園芸用ビニールハウスのレンタル事業に必要なハウス等の整備を行う事業に要する経費 ・ビニールハウス、暖房施設、灌水施設等 2. 土地付きレンタルハウス事業 高知県農業公社等農地保有合理化法人が新規園芸農業参入者に対して、営農実践研修のために必要な農地や園芸用ビニールハウス等をレンタルする事業を行う場合、法人の保有する農地にハウス等を整備する事業に要する経費	該当なし
		補助率	2/3以内	事業に要する経費の3/4以内	
補助対象事業費		1. 原則 4,500千円/10aが上限 利用規模はおおむね5a以上で規模拡大農家はハウス面積が既存の物と合計でおおむね5a以上とする。 2. 原則 6,000千円/10aが上限 利用規模はおおむね5a以上25a以下とする。			
補助対象者		1. 新規就農者、新規園芸農業参入者、規模拡大農家 2. 新規園芸農業参入者			

項目		協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い（農業・9）			
		現		況	
		伊野町	吾北村	本川村	
農業 振興 助成 制度	近代 化 施 設	要綱等	<b>伊野町農業確立支援事業費補助金 交付要綱</b>	<b>吾北村こうち農業確立支援事業費 補助金交付要綱</b>	該当なし
		事業内容等	1 伊野町が、総合型事業実施計画に基づいて 行う事業に要する経費のうち、受益者負担金 等の特定財源を控除した経費  2 農協、農業者の組織する団体等が、総合型 事業実施計画に基づいて行う事業に要する経 費について、当該補助対象に要する経費	1 農協、農業公社、農業者の組織する団体等 が、村の総合型事業実施計画に基づいて行う 事業に要する経費について、村が補助する場 合における当該対象補助事業に要する経費	
		補助率	2 / 3 以内	事業に要する経費の 2 / 3 以内	
調整方針（案）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業振興地域整備計画については、事前に調整のうえ、合併後策定する。</li> <li>○中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>○水田農業対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</li> <li>○農地・農業用施設災害復旧事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後伊野町の例により統一する。</li> <li>○畜産振興については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>○農業資金利子補給費補助については、事前に調整のうえ、合併時統一する。</li> <li>○農業振興助成制度については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。</li> </ul>			
協議の結果					

項目	協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い (林業・1)		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
町村森林整備計画	<p>○伊野町森林整備計画 【概要】 全国森林整備計画及び、県の地域森林計画に則した、村における森林整備のマスタープランである。計画期間は10年、5年ごとに見直し作業を行っている。 平成12年度最新計画樹立 (平成14年3月29日変更)</p>	<p>○吾北村森林整備計画 【概要】 全国森林整備計画及び、県の地域森林計画に則した、村における森林整備のマスタープランである。計画期間は10年、5年ごとに見直し作業を行っている。 平成12年度最新計画樹立 (平成14年3月29日変更)</p>	<p>○本川村森林整備計画 【概要】 全国森林整備計画及び、県の地域森林計画に則した、村における森林整備のマスタープランである。計画期間は10年、5年ごとに見直し作業を行っている。 平成14年度最新計画樹立</p>
森林整備地域活動支援事業	<p>○森林整備地域活動支援交付金 【概要】 森林施業計画を樹立した団地で森林管理費的な施業を実施した場合、平成14～18年度に限り、団地内の積算基礎森林1ha当たり年間に1万円の交付金を交付する。 【財源内訳】 国 50% 県 25% 村 25% (特別交付税措置あり) 平成14年度実績 3,000,000円</p>	<p>○森林整備地域活動支援交付金 【概要】 森林施業計画を樹立した団地で森林管理費的な施業を実施した場合、平成14～18年度に限り、団地内の積算基礎森林1ha当たり年間に1万円の交付金を交付する。 【財源内訳】 国 50% 県 25% 村 25% (特別交付税措置あり) 平成14年度実績 10,015,600円</p> <p>○森林整備地域活動支援推進事業費補助金 【概要】 森林整備地域活動支援交付金制度の適正かつ円滑な運用を図るため、市町村が行う事業に要する経費に対し補助。 【補助率】 1/2以内</p>	<p>○森林整備地域活動支援交付金 【概要】 森林施業計画を樹立した団地で森林管理費的な施業を実施した場合、平成14～18年度に限り、団地内の積算基礎森林1ha当たり年間に1万円の交付金を交付する。 【財源内訳】 国 50% 県 25% 村 25% (特別交付税措置あり) 平成14年度実績 12,000,000円</p>

項目	協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い (林業・2)		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
鳥獣被害駆除 防除対策事業	<p><b>【目的】</b> 町内に生息する野生鳥獣が、農林水産物に被害を与える場合、有害な鳥獣を駆除し、また被害の防止柵等を設置することにより、農林水産物の被害防止及び軽減を図る。</p> <p>①有害鳥獣駆除 駆除の申請があった場合、許可証を発行。駆除の実施は、駆除の可能なグループへ依頼。駆除方法は、ワナ・銃器・おり等</p> <p><b>【実績】</b> ・イノシシ、サルの駆除に報償費を支払う イノシシ 15,000円×58頭 870,000円 サル 15,000円×12匹 180,000円 計 70 1,050,000円</p> <p>・イノシシ、サル駆除班に賃金を支払う 1～2人 18件 10,000円 3人 5件 15,000円 4人 2件 20,000円 5人 0件 25,000円 6人以上 6件 30,000円 計 31件 475,000円</p> <p>②防護柵設置 イノシシ被害を軽減するため、トタン柵設置に補助(1/2 限度額50,000円)を行う</p> <p><b>【実績】</b> 4件 78,727円</p>	<p><b>【目的】</b> 鳥獣保護区、休猟区等保護施設において繁殖した野生鳥獣が、農作物及び林産物に被害を与える場合、これら保護施設内及びその周辺における有害鳥獣を迅速かつ的確に駆除し、農作物及び林産物等の被害防止及び軽減を図る。</p> <p>①有害鳥獣駆除</p> <p><b>【実績】</b> ・イノシシ、サル、カラス、その他に報償費を支払う イノシシ 5,000円×109頭 545,000円 サル 10,000円×13頭 130,000円 カラス 1,000円×16羽 16,000円 その他 500円×0 計 691,000円</p> <p>②防護柵設置等 有害鳥獣による被害をなくすため捕獲檻等を購入(補助金100,000円以内)</p> <p><b>【実績】</b> 200,000円</p>	<p><b>【目的】</b> 鳥獣保護区、休猟区等保護施設内において繁殖した野生動物が、農作物及び林産物等に被害を与える場合、これら保護施設内及びその周辺における有害鳥獣を迅速かつ的確に駆除し、農産物及び林産物等の被害の防止及び軽減を図る。</p> <p>①有害鳥獣駆除</p> <p><b>【実績】</b> ・サルのみ報償費を支払う イノシシ 3件 サル 10,000円×28件 280,000円 ノウサギ 18件 計 35件 (延べ件数)</p> <p>②森林病虫害駆除事業 野ネズミによる森林被害に対して薬剤を使用した駆除を実施する。</p> <p><b>【実績】</b> 276,000円 (国1/2 県1/4 村1/4)</p>

項目		協定項目 23-12 農林水産関係事業の取扱い (林業・3)			
		現況			
		伊野町	吾北村	本川村	
林業補助事業	間伐事業	要綱等	「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ 事業費補助金交付要綱	吾北村間伐事業費補助金交付要綱	本川村緊急間伐総合支援事業費補助金 交付要綱
		事業内容等	<p>1. 40%間伐 ゾーニング赤・黄 3~7齢級 ゾーニング青 3~7齢級</p> <p>2. 自力30%間伐 区分無し 3~9齢級</p> <p>3. 自力40%間伐 区分無し 3~11齢級 (森林組合の実施する間伐総事業費に対する国庫補助並びに県単独補助事業の補助残とする。)</p> <p>4. 40%国・県補助対象外 区分無し 3~11齢級</p>	<p>・3~9齢級 造林補助事業対象外で、除間伐及び簡易間伐を対象(自力)</p> <p>・8~9齢級 造林補助事業対象外で、除間伐を対象(森林組合)</p> <p>・一森林所有者への補助対象面積は、10ヘクタールを限度とする。</p>	<p>1. ふるさとの森林整備事業 水土保全林として位置づけられた森林のうち、保全型の森林で実施本数率で概ね40%以上の間伐。そのうち10%は巻き枯らしによる間伐でも可 ①公益森林整備事業 ②ふるさとの森間伐実施事業 造林補助事業の対象とならない、3~9齢級の人工林における間伐</p> <p>2. 山でがんばる林業者支援事業 森林所有者が行う、本数率で概ね30%以上の除間伐 ①公益森林整備事業 ②小面積間伐等整備事業 造林補助事業の対象とならない3~9齢級の人工林、本数で概ね30%以上の除間伐</p> <p>3. 資源循環林等整備事業 ・保育間伐実施事業 地理的、地形的に搬出が難しく、森林資源の活用が困難な地域において、3~9齢級の造林補助事業対象外の人工林の切り捨て間伐とし、搬出間伐と重複しない。</p> <p>4. 簡易間伐推進事業 3~9齢級の人工林において、危険の少ない簡易な間伐方法(巻き枯らし)を行う事業</p>
		補助率	<p>1. ゾーニング赤・黄 国・県: 45,394円 町 : 120,000円 国・県: 85,745円 町 : 80,000円 ゾーニング青 国・県: 130,698円 町 : 35,000円 県 : 83,000円 町 : 139,000円 森林所有者 : 90,000円</p> <p>2. 県 : 83,000円 町 : 139,000円 森林所有者 : 90,000円</p> <p>3. 県 : 83,000円 町 : 166,000円 森林所有者 : 110,000円</p> <p>4. 町 : 166,000円 森林所有者 : 110,000円 (1ha 当たり)</p>	1ヘクタールあたり10,000円	<p>1 ①知事が別に定める標準事業費の90%以内から、造林補助事業での補助金額を差し引いた額 ②知事が別に定める標準事業費の90%</p> <p>2 ①知事が別に定める標準事業費の90%以内から、造林補助事業での補助金額を差し引いた額 ②知事が別に定める標準事業費の90%</p> <p>3 知事が別に定める標準事業費の68%以内</p> <p>4 知事が別に定める標準事業費の80%以内</p>
		実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合</li> <li>・国庫補助事業の申請が可能な団体(林業者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者</li> <li>・森林所有者から委託を受けた、森林組合等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合等</li> <li>・森林施業計画の認定を受けた者及び森林所有者</li> </ul>

項目		協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い (林業・4)			
		現		況	
		伊野町	吾北村	本川村	
林業補助事業	間伐材の搬出・出荷事業	要綱等	「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業費補助金交付要綱	吾北村森林保全緊急特別対策事業費補助金交付要綱	本川村緊急間伐総合支援事業費補助金交付要綱
		事業内容等	7～11 齢級の人工林の間伐材の搬出・出荷	7～9 齢級の人工林の間伐材の搬出・出荷	資源循環林等整備事業 ・搬出間伐実施事業 7～9 齢級の搬出を伴う間伐に対し100 m <sup>3</sup> を上限に補助
		補助率	1 m <sup>3</sup> 当たり定額 4,000円 県：3,500円 町：500円	1 m <sup>3</sup> 当たり定額 6,000円 県：3,500円 村：2,500円	1 m <sup>3</sup> 当たり定額 5,500円 県：3,500円 村：2,000円
		実施主体	・森林組合 ・国庫補助事業の申請が可能な団体 (林業者) ・搬出間伐実施者	・森林組合 ・林業者等の組織する団体 ・森林所有者	・森林所有者 ・森林組合等 ・林業者の組織する団体等
林業補助事業	作業道等整備事業	要綱等	「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業費補助金交付要綱	吾北村森林保全緊急特別対策事業費補助金交付要綱	本川村緊急間伐総合支援事業費補助金交付要綱
		事業内容等	間伐材の搬出等林業経営のため必要な幅員3.0m以上の作業道開設事業	①県補助事業の導入により補助事業者が行う作業道の開設に要する経費 ②村単独で補助事業者が行う作業道の開設に要する経費	資源循環林等整備事業 ①作業道整備事業 間伐材の搬出等を行うのに必要な幅員3.0m以上の作業道開設 ②③施業団地作業道整備事業 施業モデル団地として取り組んでいる森林または複数の森林所有者が共同若しくは委託して施業するおおむね30 ha以上の団地で村長との5カ年以上の間伐等の施業協定を締結した森林における作業道の整備に要する経費
		補助率	定額 4,000円/m	①県補助金額に3,000円/mを継ぎ足す ②定額 3,000円/m	①2,500円/m ②2,250円/m
		実施主体	・森林組合 ・国庫補助事業の申請が可能な団体 (林業者) ・事業実施箇所に係る林業者と地権者で組織する団体	・森林組合 ・林業者等の組織する団体 ・森林所有者	・森林所有者 ・森林組合等 ・林業者の組織する団体等

項目		協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い (林業・5)			
		現 況			
		伊野町	吾北村	本川村	
林業補助事業	作業道開設	要綱等	「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業費補助金交付要綱	吾北村森林保全緊急特別対策事業費補助金交付要綱	本川村緊急間伐総合支援事業費補助金交付要綱
		事業内容等	間伐材の搬出等林業経営のため必要な幅員1.5m～3.0m未満の作業道開設事業	ミニ作業道開設に要する経費	資源循環林等整備事業 ①作業道整備事業 幅員1.5m以上3.0m未満のミニ作業道開設に要する経費 ②施業団地作業道整備事業 施業モデル団地として取り組んでいる森林または複数の森林所有者が共同若しくは委託して施業するおおむね30ha以上の団地で村長との5カ年以上の間伐等の施業協定を締結した森林におけるミニ作業道の整備に要する経費
		補助率	定額 1,500円/m	定額 1,500円/m	① 700円/m ②1,050円
		実施主体	・森林組合 ・国庫補助事業の申請が可能な団体 (林業者) ・事業実施箇所に係る林業者と地権者で組織する団体	・森林組合 ・林業者等の組織する団体 ・森林所有者	・森林所有者 ・森林組合等 ・林業者の組織する団体等
	作業ポイントの整備	要綱等	「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業費補助金交付要綱	吾北村森林保全緊急特別対策事業費補助金交付要綱	本川村緊急間伐総合支援事業費補助金交付要綱
		事業内容等	開設と合わせて行う作業ポイント整備とする	作業道 (ミニ作業道) 開設に合わせて施工する作業ポイントの整備に要する経費	資源循環林等整備事業 ①作業道整備事業 間伐材の搬出等に利用する作業道及びミニ作業道に係る作業ポイントの整備に要する経費 ②施業団地作業道整備事業
		補助率	定額 55,000円	55,000円/箇所	①55,000円/箇所 ②82,500円/箇所
		実施主体	・森林組合 ・国庫補助事業の申請が可能な団体 (林業者) ・事業実施箇所に係る林業者と地権者で組織する団体	・森林組合 ・林業者等の組織する団体 ・森林所有者	・森林所有者 ・森林組合等 ・林業者の組織する団体等
	作業道路路面整備	要綱等	「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業費補助金交付要綱	該当なし	本川村緊急間伐総合支援事業費補助金交付要綱
		事業内容等	開設・路面整備後5カ年を経過した作業道の整備		資源循環林等整備事業 ①作業道整備事業 間伐材搬出に利用する開設後5カ年を経過した作業道の路面整備用する経費 ②施業団地作業道整備事業
		補助率	定額 400円/m		①200円/m ②300円/m
		実施主体	・森林組合 ・国庫補助事業の申請が可能な団体 (林業者) ・事業実施箇所に係る林業者と地権者で組織する団体		・森林所有者 ・森林組合等 ・林業者の組織する団体等

項目		協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い (林業・6)				
		現		況		
		伊野町	吾北村	本川村		
林業補助事業	作業道等整備事業	ミニ作業道路面整備	要綱等	「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業費補助金交付要綱	該当なし	本川村緊急間伐総合支援事業費補助金交付要綱
			事業内容等	開設・路面整備後5カ年を経過したミニ作業道の整備		資源循環林等整備事業 ①作業道整備事業 間伐材搬出に利用する開設後5カ年を経過したミニ作業道の路面整備用する経費 ②施業団地作業道整備事業
			補助率	定額200円/m		①100円/m ②150円/m
			実施主体	・森林組合 ・国庫補助事業の申請が可能な団体(林業者) ・事業実施箇所に係る林業者と地権者で組織する団体		・森林所有者 ・森林組合等 ・林業者の組織する団体等
	作業道へ併設整備		要綱等	該当なし	吾北村森林保全緊急特別対策事業費補助金交付要綱	本川村緊急間伐総合支援事業費補助金交付要綱
			事業内容等		作業道(ミニ作業道)開設に合わせて施工する ①丸太積み工 ②洗い越し工の整備に要する経費	資源循環林等整備事業 ①作業道整備事業 間伐材の搬出等に利用する作業道及びミニ作業道に係る丸太積み工、洗い越し工の整備に要する経費 ②施業団地作業道整備事業
			補助率		① 700円/m ②6,000円/箇所	①丸太積み工: 700円/m 洗い越し工: 6,000円/箇所 ②丸太積み工: 1,050円/m 洗い越し工: 9,000円/箇所
			実施主体		・森林組合 ・林業者等の組織する団体 ・森林所有者	・森林所有者 ・森林組合等 ・林業者の組織する団体等
	落葉広葉樹樹下植栽事業		要綱等	「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業費補助金交付要綱	該当なし	該当なし
			事業内容等	植栽に要した広葉樹の苗木代金相当額を補助金額とする		
			補助率	単価: 500円/1本あたり 限度: 500本/1ha		
			実施主体	・森林組合 ・国庫補助事業の申請が可能な団体(林業者)		

項目		協定項目 2 3 - 1 2 農林水産関係事業の取扱い (林業・7)			
		現		況	
		伊野町	吾北村	本川村	
林業補助事業	造林事業	要綱等	該当なし	該当なし	<b>本川村造林単独補助事業費補助金 交付要綱</b>
		事業内容等			国・県の補助の対象とならない拡大造林事業 1. 村内民有林内の拡大造林であること 2. 一施行地面積が0.1ha以上であり、植栽本数は1ha当たり2,000本以上とする 3. 植栽樹種はスギ又はヒノキとする 4. 一森林所有者の補助対象面積は、年間おおむね5haを限度とする
		補助率			標準事業費 (3,000本/ha植の場合) スギ : 832,560円/ha 1/2以内 ヒノキ : 839,160円/ha 1/2以内
		実施主体			森林所有者
	枝打事業	要綱等	該当なし	該当なし	<b>本川村造林単独補助事業費補助金 交付要綱</b>
		事業内容等			国・県の補助の対象とならない枝打事業 1. 村内民有林内のスギまたはヒノキのⅢ～Ⅳ齢級の人工林の枝打であること 2. 一施行地面積が0.1ha以上であること 3. 枝打本数は1ha当り1,500本以上であること 4. 枝打高は2.0m以上とすること 5. 一森林所有者の補助対象面積は、年間おおむね5haを限度とする
		補助率			標準事業費 スギまたはヒノキ 115,020円/ha 1/2以内
		実施主体			森林所有者
調整方針 (案)		<p>○町村森林整備計画については、合併後策定する。</p> <p>○森林整備地域活動支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>○鳥獣被害駆除防除対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後統一する。</p> <p>○林業補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。</p>			
協議の結果					

協議第 5 1 号

建設関係事業の取扱いについて

別紙のとおり建設関係事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目 23 - 14 建設関係事業の取扱い		
	現況		
	伊野町	吾北村	本川村
町村道等	<p>【町道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 231,695m</li> <li>・改良済延長 68,629m</li> <li>・改良率 29.6%</li> <li>・舗装済延長 206,880m</li> <li>・舗装率 89.3%</li> <li>・道路の種類別の路線数                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1級 10路線</li> <li>2級 9路線</li> <li>その他 610路線</li> </ul> </li> </ul> <p>【農道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 20,684m</li> <li>・路線数 136路線</li> </ul> <p>【林道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 17,826m</li> <li>・路線数 9路線</li> </ul>	<p>【村道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 53,496.90m</li> <li>・改良済延長 24,414.10m</li> <li>・改良率 45.64%</li> <li>・舗装済延長 40,914.70m</li> <li>・舗装率 76.48%</li> <li>・道路の種類別の路線数                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1級 4路線</li> <li>2級 9路線</li> <li>その他 29路線</li> </ul> </li> </ul> <p>【農道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 57,647m</li> <li>・路線数 116路線</li> </ul> <p>【林道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 76,684m</li> <li>・路線数 36路線</li> </ul>	<p>【村道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 73,961.00m</li> <li>・改良済延長 4,285.00m</li> <li>・改良率 5.80%</li> <li>・舗装済延長 60,997.00m</li> <li>・舗装率 82.50%</li> <li>・道路の種類別の路線数                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1級 0路線</li> <li>2級 2路線</li> <li>その他 30路線</li> </ul> </li> </ul> <p>【農道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 4,926m</li> <li>・路線数 11路線</li> </ul> <p>【林道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実延長 83,031m</li> <li>・路線数 26路線</li> </ul>
私道整備事業	<p>該当なし</p>	<p>【補助金交付対象となる私道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員2.5m以上の生活道、小規模農林道及び橋                             <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象額 200～5,000千円</li> <li>補助率 1/2以内</li> </ul> </li> <li>・幅員1.2m以上の里道                             <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象額 50～300千円</li> <li>補助率 改修1/2以内</li> <li>災害2/3以内</li> </ul> </li> <li>・おおむね1.5m以上の車道の舗装                             <ul style="list-style-type: none"> <li>購入額 50～500千円</li> <li>(原材料購入費の補助)</li> </ul> </li> </ul> <p>吾北村集落活性化事業費補助金交付要綱</p>	<p>【補助金交付対象となる私道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員2.5m以上の生活道、小規模農林道等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象額 200～5,000千円</li> <li>補助率 70%以内</li> </ul> </li> <li>・おおむね2.5m以上の車道                             <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象額 200～3,000千円</li> <li>補助率 70%以内</li> </ul> </li> </ul> <p>本川村集落活性化事業費補助金交付要綱 本川村補助金交付規則(昭和43年10月1日規則第2号)第20条の規定に基づき、平成13年度より、年間補助額9,000千円を限度とし、国又は、県からの補助対象事業に該当しない工事を対象に補助している。</p>
道路維持管理事業	<p>【現況】 自治会又は住民からの要望・連絡により維持修繕を要する箇所を把握する。 町内主要路線の草刈りについては、地元へ委託している。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈工事発注</li> <li>・危険木伐採</li> <li>・舗装、側溝、自歩道、安全施設等の維持修繕</li> <li>・自治会等の道路維持修繕作業にレミファルト等の支給</li> </ul>	<p>【現況】 臨時職員として3人の道路工夫を雇用し、村内の道路の維持管理を行っている。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村道認定、境界立会、村道占用、道路パトロール等</li> <li>・安全対策の管理</li> <li>・路面、排水施設、橋梁、安全施設等の維持修繕</li> <li>・道路清掃及び草刈り</li> <li>・雨季における気象情報の収集、並びに台風豪雨及び震災等による災害防止パトロール</li> </ul>	<p>【現況】 本川村森林組合と委託契約をし、村道及び林道の維持管理を行っている。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村道、林道の側溝上げ</li> <li>・崩土取り除き</li> <li>・草刈り</li> <li>・凍結防止剤の散布</li> <li>・道路パトロール</li> </ul>

項目		協定項目 2 3 - 1 4 建設関係事業の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
道路舗装事業	要綱等		吾北村集体活性化事業費補助金交付要綱	本川村集体活性化事業費補助金交付要綱
	事業内容等	農業施設を整備することで、農業経営の効率化を図り、農業振興に資する。 ・農道の舗装 各地区からの要望に基づいて配分量を決定し、地元受益者が舗装作業を行う。	おおむね 1 . 5 m 以上の車道	おおむね 2 . 5 m 以上の車道
	補助率	原材料の支給	原材料購入費	7 0 % 以内
	補助対象事業費		購入費 5 0 千円 ~ 5 0 0 千円	2 0 0 千円 ~ 3,000千円
道路災害等事業	要綱等	該当なし	該当なし	本川村集体活性化事業費補助金交付要綱
	事業内容等			道路の復旧等
	補助率			7 0 % 以内
	補助対象事業費			2 0 0 千円

項目	協定項目 2 3 - 1 4 建設関係事業の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
入札関係事務	<p>【競争入札参加資格審査申請の受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度受付</li> <li>・1～3月で、期間を設定</li> </ul> <p>【資格審査委員会】</p> <p>助役(委員長)、教育長、総務課長、環境上下水道課長、建設課長、産業経済課長、技術監理課長、主管課長で構成</p> <p>【入札参加者の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札 入札参加者選定委員会において審査し、入札担当課が結果を申請者に通知</li> <li>・指名入札 町長が決定 設計金額3,000万円以上の工事については入札参加者選定委員会を開催し、指名入札参加者選定案の審議を経て町長が決定</li> </ul> <p>【入札参加者選定委員会】</p> <p>助役、教育長、総務課長、環境上下水道課長、建設課長、産業経済課長、技術監理課長、主管課長で構成</p> <p>【選定委員会対象金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1件3,000万円以上</li> <li>・その他必要な場合に開催</li> </ul> <p>【入札保証金】</p> <p>免除</p> <p>【価格の設定】</p> <p>予定価格、最低制限価格ともに有り 予定価格は公表</p>	<p>【競争入札参加資格審査申請の受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度受付</li> <li>・1/4～3/20の期間内で随時</li> </ul> <p>【資格審査委員会】</p> <p>なし</p> <p>【入札参加者の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札 実施していない</li> <li>・指名入札 村長が決定</li> </ul> <p>【指名審査会】</p> <p>助役、収入役、教育長、総務課長、企画課長、建設課長、農林課長、住民課長で構成</p> <p>【審査会対象金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計金額が130万円以上の工事請負</li> <li>・設計金額が100万円以上の業務委託</li> <li>・その他必要な場合に開催</li> </ul> <p>【入札保証金】</p> <p>免除</p> <p>【価格の設定】</p> <p>予定価格、最低制限価格ともに有り 予定価格は公表していない</p>	<p>【競争入札参加資格審査申請の受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度受付</li> <li>・通年で随時受付</li> </ul> <p>【資格審査委員会】</p> <p>なし</p> <p>【入札参加者の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札 実施していない</li> <li>・指名入札 過去の実績、経歴を勘案し、村長が決定</li> </ul> <p>【指名審査会】</p> <p>なし</p> <p>【入札保証金】</p> <p>免除</p> <p>【価格の設定】</p> <p>予定価格、最低制限価格ともに有り 予定価格は公表していない</p>

項目		協定項目 2 3 - 1 4 建設関係事業の取扱い			
		現 況			
		伊野町	吾北村	本川村	
がけくずれ住家防災事業	町村単独事業	要綱等	該当なし	吾北村集落活性化事業費補助金交付要綱	本川村集落活性化事業費補助金交付要綱
		事業内容等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費 3 0 万円以上の自然災害</li> <li>・採択基準 おおむね3.0m以上の自然崖で勾配30度以上</li> <li>・石垣については施工後10年以上経過した箇所</li> </ul>	事業費 3 0 万円以上の自然災害
		補助率		1 / 2 以内	7 0 % 以内
		補助対象事業費		2 , 0 0 0 千円	3 0 0 千円 ~ 2 , 0 0 0 千円
	県単補助事業	要綱等	高知県「がけくずれ」住家防災対策事業補助金交付要綱		
		事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「がけ」とは、高さ5m以上の自然崖で、その勾配が30度以上のもの。</li> <li>・崖崩れにより住家が危険で放置できない状態、もしくは前兆現象で危険が予想される場合、いずれも住家が1戸以上あるもの。</li> <li>・前兆現象はないが、がけくずれの危険度が客観的に予想される箇所で、高齢者世帯及びこれに準ずる者の住家が1戸以上あるもの。</li> </ul>		
		補助率	県 : 2 / 3 以内 町 : 1 / 3 以内 受益者 : 負担無し	県 : 2 / 3 以内 町 : 1 / 6 以内 受益者 : 1 / 6 以内	県 : 2 / 3 以内 村 : 補助分と受益者負担分の残額 受益者 災害 : 事業費の 5 % 予防 : 事業費の 1 5 %
		補助率	1 / 2 以内	7 0 % 以内	
がけ地（国庫等補助危険住宅移転事業）	要綱等	該当なし	吾北村がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱	該当なし	
	事業内容等		1. 危険住宅の除去等に要する費用を交付する。 2. 危険住宅に代わる住宅建設又は購入をするために要する借入金の利子に相当する額の費用を交付する。		
	補助率		国 : 1 / 2 県 : 1 / 4 村 : 1 / 4		
	補助対象額		国が定める額を限度とし、除去等費用が限度額を下回る場合は、その額とする。 限度額 1. 780,000円 2. 4,440,000円		

項目	協定項目 2 3 - 1 4 建設関係事業の取扱い
留意事項	<p>建設関係事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、施設の整備及び適切な維持管理に努めることが適当である。</p> <p>そのためにも、相違のある補助形態や、維持管理、事務処理の方法等を統一して実施していく事が望ましい。</p>
調整方針（案）	<p>町村道等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>私道整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>道路維持管理事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>道路舗装及び道路災害等事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p> <p>入札関係事務については、事前に調整のうえ、伊野町の例により合併時統一する。</p> <p>がけくずれ住家防災対策事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町村単独事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。</li> <li>・県単補助事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、本川村の例により合併後統一する。</li> </ul> <p>がけ地近接等危険住宅移転事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。</p>
協議の結果	

## その他

### 1. 第13回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成16年1月23日（金）午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

議題： 継続協議事項の協議

合併協定書の内容確認

合併調印式の式次第について

### 2. 今後の協議会の日程変更について

#### 【第14回協議会】

変更前 日時：平成16年2月27日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

変更後 日時：平成16年2月20日（金）午後3時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール